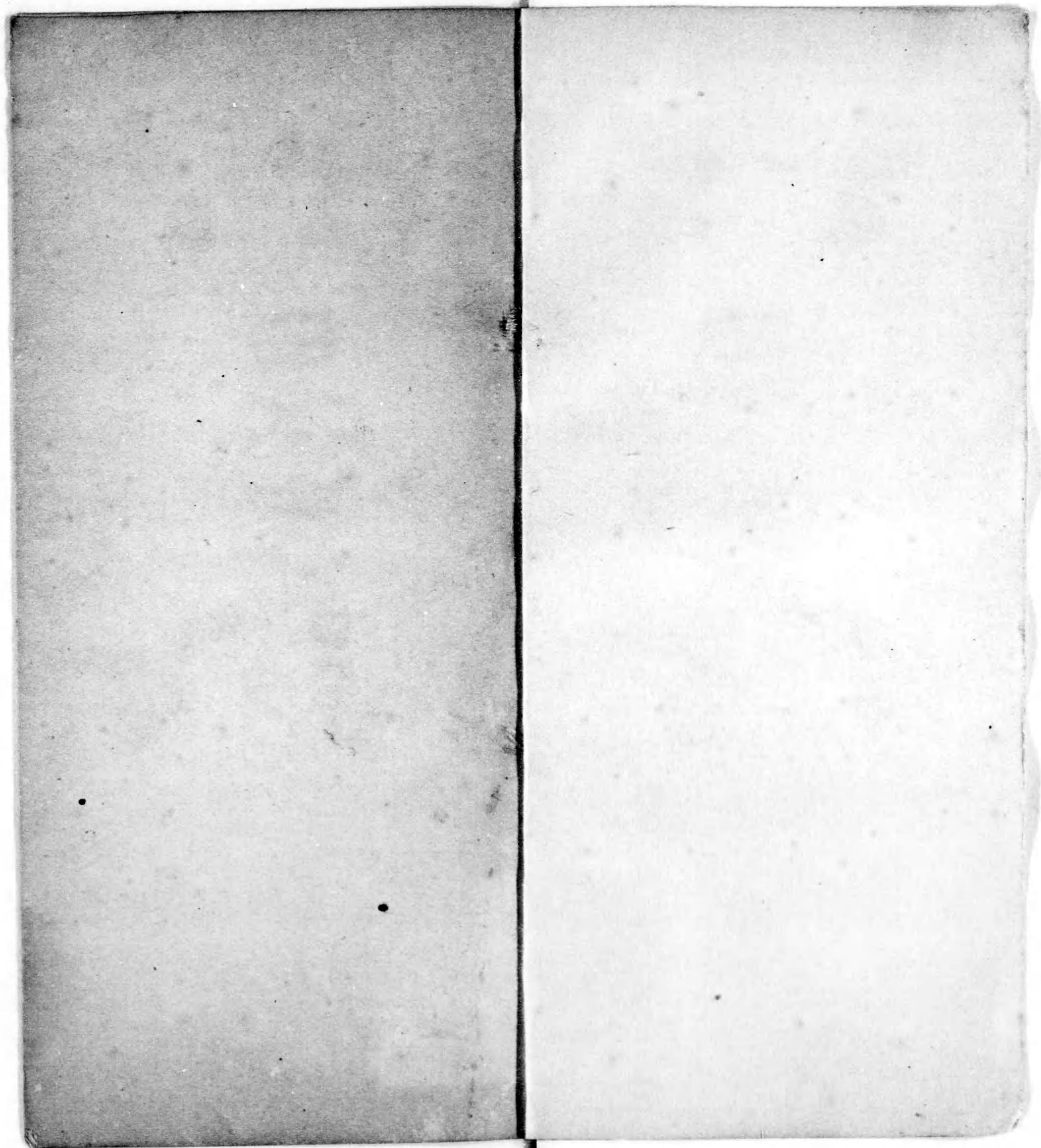




始





持100
448



日本史要解

大正

2. 7. 4

内交

凡 例

一、本書は中學校、師範學校、高等女學校の學生諸氏及び獨學者の復習、練習、備忘用に供し、併せて高等學校各專門學校入學試験準備用に供せんがために編纂せり。

一、本書は以上の目的を以て編纂したるものなれば、理解を確かめ、記憶に便せんことを期し表式によりて簡潔明瞭に解説せり。

一、本書の解説は峰岸米造氏著新編日本略史を基礎となせり。

一、本書巻末に日本史系譜及び受験参考のため諸官立學校最近の入學試験問題附せり。

明治四十三年一月

編 者

日本史要解

目次

第一編 太古及上古

一、建國期

(1)

一	我が國體……………	一
二	國初の傳説……………	二
三	神武天皇……………	三
	二、やまと振興期	
一	崇神天皇……………	四
二	垂仁天皇……………	四
三	上古の風俗……………	五
四	景行天皇の東西征伐……………	六

三、韓土服屬期

一	韓土内附……………	七
二	文物工藝の傳來……………	八
三	仁德天皇……………	九
四	武内家……………	九
五	氏族の制……………	一〇
六	雄略天皇……………	一〇
七	顯宗仁賢兩帝……………	一一
	四、大臣大連專權期	
一	大伴金村……………	一一
二	韓土の叛服……………	一二
三	佛教の傳來……………	一二
四	蘇我物部二氏の争……………	一三
五	聖德太子……………	一四

- 六 支那との交通……………一四
- 七 蘇我氏の専横及び滅亡……………一五

第二編 中古(上)

- 一、律令制定期……………一七
- 一 大化の新政……………一七
- 二 越蝦夷征伐……………一七
- 三 百濟高麗滅亡……………一八
- 四 天智天皇……………一九
- 五 壬申の亂……………二〇
- 六 律定の撰定……………二一
- 七 西南諸島歸服……………二二
- 一、奈良朝 前期……………二二
- 一 奈良奠都……………二二

- 二 和銅開珍……………二三
- 三 國史の撰修……………二三
- 四 奈良朝の文學……………二四
- 五 聖武天皇……………二五
- 六 天平時代の美術工藝……………二五
- 七 天平時代の風俗……………二六
- 八 惠美押勝の叛……………二六
- 九 和氣清麻呂……………二七
- 一〇 光仁天皇……………二七

第三編 中古(中)

- 一、平安奠都期……………二八
- 一 平安奠都……………二八
- 二 蝦夷の鎮定……………二八

- 三 渤海入貢……………二九
- 四 嵯峨天皇……………二九
- 五 最澄及び空海……………三〇
- 六 漢文學及び私學設立……………三一
- 一、藤原氏專權期……………三一
- 一 藤原氏及び他氏の盛衰……………三一
- 二 攝政關白……………三二
- 三 菅原道真……………三三
- 四 延喜時代……………三四
- 五 地方政治の紊亂……………三四
- 六 武士の起リ……………三五
- 七 天慶の亂……………三六
- 八 藤原氏家門の爭……………三七
- 九 藤原道長……………三八

第四編 中古(下)

- 一〇 和歌和文の隆盛……………三九
- 一一 風俗及美術工藝……………三九
- 一二 刀伊の賊……………四〇
- 一三 地方の亂……………四一
- 一四 前九年の役……………四一
- 一、院政期……………四二
- 一 後三條天皇……………四二
- 二 白河上皇の院政……………四三
- 三 後三年の役……………四五
- 四 院政時代の風俗……………四六
- 五 保元の亂……………四七
- 六 平治の亂……………四八

- 二、平氏專權期
- 一 平氏の繁榮……………四九
- 二 諸源の擧兵……………五一
- 三 平氏の滅亡……………五二

第五編 近古 (上)

- 一、將軍執政期
- 一 鎌倉幕府……………五三
- 二 守護地頭……………五四
- 三 賴朝對朝廷……………五四
- 四 鎌倉三代……………五六
- 二、執權執政期
- 一 承久の亂……………五八
- 二 泰時の治……………五九

- 三 時頼の治……………五九
- 四 鎌倉武士と京都公卿……………六〇
- 五 鎌倉時代の文學……………六〇
- 六 鎌倉時代の宗教……………六一
- 七 鎌倉時代の美術工藝……………六一
- 八 元寇……………六三
- 九 兩皇統の交立……………六四
- 一〇 五攝家……………六五
- 一一 元弘の亂……………六七

第六編 近古 (中)

- 一 建武中興……………六九
- 二 足利尊氏の叛……………七一
- 三 南北朝の分立……………七三

第七編 近古 (下の1)

- 一、室町隆盛期
- 一 室町幕府……………七五
- 二 足利義滿……………七六
- 三 關東管領……………七六
- 四 應永の亂……………七七
- 五 永享の亂……………七八
- 六 嘉吉の亂……………七八
- 七 關東の分裂……………七九
- 八 應仁の亂……………八〇
- 九 東山時代の工藝……………八二
- 一〇 東山時代の文學……………八三
- 一一 東山時代の風俗……………八三

第八編 近古 (下の11)

- 一二 足利氏季世京畿の亂……………八四
- 一三 皇室の式微……………八五
- 一四 群雄割據(一)……………八六
- 一五 群雄割據(二)……………八八
- 一六 國人進取の氣象……………八九
- 一七 明との交通……………九〇
- 一八 歐人の來航……………九一

第九編 近世

- 一 織田信長の業……………九三
- 二 豐臣秀吉の一統……………九六
- 三 朝鮮征伐……………九九
- 四 關ヶ原の役……………一〇一

一、幕府創業期

一 大阪の役……………一〇三

二 江戸幕府……………一〇五

三 朝廷に對する徳川氏の政略……………一〇七

四 後水尾天皇……………一〇七

五 天主教……………一〇八

六 外交……………一〇九

七 島原の亂……………一一〇

八 浪士の亂……………一一一

九 文教の振起……………一二二

二、幕府隆盛期

一 元祿時代……………一二四

二 新井君美……………一二五

三 徳川吉宗……………一二六

四 將軍家重家治の治……………一二七

五 松平定信……………一二八

六 國學……………一二九

七 尊王論……………一三〇

八 蘭學……………一三一

九 海防策……………一三一

一〇 露英人の來航……………一二二

一一 文化文政時代……………一二三

一二 天保時代……………一二四

三、幕府衰亡期

一 米國使節の來朝……………一二五

二 開港攘夷の論……………一二六

三 安政の大獄……………一二七

四 討幕論……………一二八

第十編 現世

五 攘夷……………一二九

六 元治の變……………一三〇

七 大政奉還……………一三一

一 王政維新……………一三二

二 伏見鳥羽の戰……………一三二

三 戊辰の役……………一三三

四 王政維新の政……………一三五

五 外交……………一三六

六 諸般の改革……………一三六

七 鹿兒島の亂……………一三九

八 佐賀の亂……………一四〇

九 臺灣征伐……………一四〇

九 憲法發布……………一四一

一〇 明治二十七八年の役……………一四三

一一 條約改正……………一四六

一二 北清事變……………一四六

一三 日英同盟……………一四七

一四 明治三十七八年の役……………一四九

一五 日佛、日韓、日露協約……………一五一

日本史要解

第一編 太古及び上古 (建國より蘇我氏の滅亡に至る)

一、建國期 (神代—第九代開化天皇)

(1) 我が國體：我が大日本帝國は、萬世一系の天皇之れを統治し給ふ。

(1) 大八洲生成

伊弉諾、伊弉冉男女の二神、大八洲國(淡路、四國、隱岐、筑紫、壹岐、對馬、佐渡、本州)を經營し給ふ。

一、二神、天照大神、素戔嗚尊を始め諸神を生み給ふ。

イ、天照大神：御德極めて高くして高天原を治め給ふ。

ロ、素戔嗚尊：暴行多かりしかば、遂はれて出雲に降り給ふ。

(2) 諸冉二神の子孫

二、國初の傳説

(2)

三、
ハ、大國主命
國土經營 (素戔鳴尊の御子) 國土を拓き醫藥禁厭の法を教へて民禍を除き、恩威四隣に振ふ。
國ゆづり 後、大神の勅を奉じて、杵築宮(即ち出雲大社)に退く。

(3) 皇基の遼遠

大神、御孫瓊々杵尊を降し、此の國に君臨せしめ給はんこと、神勅を賜ひ、三種の神器を授けて、皇位の御璽さし給ふ。
瓊瓊杵尊、諸神を率ひて日向に降臨し、吾田國笠沙碕に居まして世を治め給ひて、神武天皇に至る。

(4) 天孫降臨

一、皇謨 天皇、諸皇族と一統の議を決し、東征の師を起し給ふ。

(1) 御東遷

二、御征途 日向を發し、九州より瀬戸内海を経て浪速に至り、更に進みて大和に入らんことし給ふ。
長髓彦、大和の登美に在り、天神の子饒速日命を奉じて皇軍を防ぐ。天皇道を變じ海路紀伊より熊野に向ひ大和に入り給ふ道臣命等導き率り遂に登美に迫る。饒速日命、長髓彦を殺して降り、其の他の諸賊皆平定す。

(2) 大和平定

敵傍山の東南極原に皇居を營みて、即位の大禮を舉行し給ふ。

(3) 即位

后…大國主命の後なる五十鈴媛を皇后とし給ふ。

一、祭政 天種子命(中臣氏の祖)天宮命(齊部氏の祖)を掌る。

(5) 政府の組織

二、兵事 道臣命(大伴氏の祖)可美真手命(饒速日命の子、物部氏の祖)を掌る。

二、やまと振興期

三、地方…功臣を國造、縣主とし給ひ、諸官を世襲さす。
(第十代崇神天皇—第十四代仲哀天皇)
皇澤の普及を圖り、四人の皇族を四道に派遣し給ふ。
イ、北國…大彥命、

(3)

三、神武天皇

(4)

一、崇神天皇

(1) 四道將軍の發道

一、東海…武停川別、
ハ、西海…吉備津彦、
ニ、丹波…丹波道主命、

(2) 豊城入彦命の遣…後に皇子豊城入彦命を遣はして東國を鎮めしめ給ふ。

(3) 神器を遷さるる

敬神の御心厚く、從來神器を宮中に奉安せしが、天皇神威瀆さんごを恐れ、鏡劔を大和笠縫邑に奉遷し、模造の鏡劔をば八咫瓊曲玉を共に宮中に置かせらる。

(4) 民政

一、始めて人口を調査し男には弓弭女には手末の調を課す。
二、諸國に船を造らしめて、交通の利便を計る。
三、池溝を開きて水利灌漑に便し、農事を奨勵し給ふ。

(5) 御肇天皇…ハツクニシラヌスメラミコト 天皇の御事業と御徳をた、へて御肇國天皇と申し奉る。

(1) 民政…盛に池溝を堀らしめて民業を奨勵し給ひ、國內富み榮ゆ。

(2) 皇大神宮…敬心の御心深く、鏡劔を笠縫邑より伊勢の五十鈴川に奉遷す、今の内宮即ち之れなり。

二、垂仁天皇

(5)

三、上古の風俗

(3) 殉死の禁…古來の殉死を禁じ野見宿禰の讒を用ひ埴輪ハユテを以て之に代ふ

(1) 衣服…男女共に筒袖の上表に褌を着け、麻布、楮布等を材料とす。

(2) 髪…男はミツラに結び、女は後に垂れ又は鬢にも結ぶ。

(3) 家屋…木造にて、地を掘りて柱を立て草にて葺く。

(4) 食器…祝部土器。

(5) 裝飾…曲玉、管玉、九玉、金鏤、切子玉等。

(6) 古墳物…埴輪、土器、玉類、刀劍、甲冑等發見せられ上古の工業風俗を知る助となる。

(1) 熊襲と蝦夷…崇神天皇以來、王化遠方に及びしも、九州南部の熊襲と東北地方に蔓延せる蝦夷とは猶未だ歸服せず。

(2) 東西御經路…天皇先づ熊襲を親征六年にして平定し、更に武内宿禰を遣して蝦夷を偵察せしめ給ふ。

熊襲再び反す、天皇、皇子日本武尊をして討伐せしめ給ふ。皇子年僅に十六智勇無双

(6)

四、景行天皇の
東西征伐

(3) 日本武尊

二、東征

奇計を以て熊襲帥を刺殺し、悉く餘類を平
げて凱旋し給ふ。

皇子又命を拜して蝦夷を征伐し給ふ。途次
伊勢神宮を拜して叢雲劍を受け、駿河に入
り草をなぎばらひて土賊を破り給ひ、(これ
より叢雲劍を改めて草薙劍といふ)進みて
相模より海路上總に渡り、蝦夷の酋長を其
の本國日高見國に破り、悉く東夷を平定し、
歸路尾張に至り、近江の賊を討ちて病を獲
伊勢の能褒野に薨じ給ふ

三、熱田神宮

草薙劍は尾張に止められしを後宮を建てて
奉祀す。

(1) 征伐後

一、天皇、皇子の平定せる東國を巡視し給ふ。

二、後に御諸別王(豊城入彦命の曾孫)をして東方十五國を

の經營

(鎮せしむ)

三、諸皇子を諸國に分遣して地方を治めしむ。

(5) 地方制
度整頓

次代成務天皇、山河の形勢によりて國縣を分ち、國造、縣主、
稻置等を定めて地方制度を整へ給ひ、王化四邊に周し。

二、韓土服屬期

(神功皇后の新羅征伐―第二十五代武烈天皇)

(1) 伽羅救護

崇神天皇の晩年、伽羅(任那)新羅と争ひ救を求む、垂仁天
皇鹽乘津彦を遣はして治めしめ給ふ。

(2) 仲哀天皇の
熊襲征伐

仲哀天皇の御代熊襲又叛す。天皇皇后と親征し給ひ陣中に
崩御せらる。

一、韓土内附

(7)

(3) 神功皇后

一、新羅及熊
襲の征伐

皇后、大臣武内宿禰と計り、別將を遣して
熊襲を伐たしめ、御身は新羅を征服し給ふ。
新羅誓を立て爾後永く朝貢すること、なり
熊襲も亦服従す、高麗、百濟も相次ぎて降
り任那に日本府を建つ。

二、文物工藝の傳來
(應仁天皇の御代)

(1) 韓土の開化

韓土は支那と接したれば早く其の學藝を傳へ我に内附して交通自ら盛なるに及び、其文物工藝次第に我國に傳來す。

二、攝政
皇后、凱旋の後、應仁天皇を生み政を攝する
ここに六十九年に及ぶ。

(2) 漢學の傳來

一、阿直岐：(百濟の使者) 經典に通じ皇子稚耶子に教ふ。
二、博士：(百濟より來りて論語及び千字文を獻じ其の子孫は西史部となる。
三、阿知：支那の人韓土を経て來り其の子孫東史部となる。
使主たる。

附說 阿直岐、阿知使主二人共に漢學の基を開き、子孫文筆を掌る。

(3) 工藝の傳來

一、機織、縫衣、鍛冶、大工等職工も亦來朝す。
二、支那の人、弓月君(融通王、秦氏の祖)又多くの部下を率ゐて歸化す。

三、仁徳天皇

(1) 即位

位

應仁天皇の崩後、皇太子稚耶子、御兄大鷦鷯尊を譲り合ひしが、太子遂に自殺せしかば大鷦鷯尊即位し給ふ。

(2) 仁政

政

一、天皇韓國との交通頻繁なるを以て、當時の要地池波に遷都し給ふ。
二、大に仁慈勤儉の政を布き數年の課役を免じ給ふ。
三、池溝堤防を築かして民業に心を用ひ給ふ。

(3) 武皇内室家

家と

天皇、元勳武内宿禰の孫女磐之媛を皇后とし給ひ、其腹なる履仲(十七代)反正(十八代)允恭(十九代)の三帝始めて皇位を兄弟に及ぼし給ふ。

四、武内家

(1) 武内宿禰

孝元天皇の後にて景行、成務、仲哀、應仁、仁徳五朝に歷仕し、成務天皇の時始めて大臣となる。常に大政を輔佐し奉り就中征韓の功尤も大なり。

(2) 子孫

孫

平群、蘇我、葛城の諸氏何れも著る。

(1) 制定

定

允恭天皇、氏姓の混亂を正し、各氏の掌る處を明にして、政

五、氏族の制

(2)種

別

姓

治に支障なからしめ給ふ。

氏：上古は官位なきを以て各氏各定まれる職業を世襲す。

家格の尊卑を分つ、諸姓中、臣、連の二姓最も貴く其の

氏人を統率して朝政を輔けたる氏上を大臣、大連とす。

大臣：平群、蘇我、葛城(武内宿禰の子孫)任ぜらる。

大連：大伴、物部(神武帝創業功臣の子孫)任ぜらる。

安康天皇、允恭天皇に繼ぎて立ち給ふ。眉輪王、天皇を弑し

て大臣葛城圓ツツラの家ツツラに隠る、皇弟(雄略天皇)王と圓とを誅し

て即位し給ふ。葛城氏之れより振はす。

(1)眉輪王の變

(2)外宮の起り：天皇、豊受大神を丹波より伊勢山田に祀る。

天皇、勇武にて暴行おはせしもよく心を民政に用ひ給ふ。

一、諸國に桑を植ゑしめ、皇后親しく蠶を養ひ給ふ。

二、盛に韓土の工藝を輸入し陶部、鞍部、書部百濟が來る。

三、使を支那に遣はして織縫の工女を召し給ふ。

(3)産業獎勵

六、雄略天皇

六、賢顯兩宗帝仁

四、大臣大連專權期

(第二十六代繼體天皇—第三十六代皇極天皇)

(4)大藏と蘇我氏

産業發達の餘始めて大藏を建て、獻上品を納め、蘇我滿智をして之れを掌らしめしめば、蘇我氏之れより勢力を得。

(1)御系統

清寧天皇、雄略天皇につぎて立ち給ひしも御子なし。乃ち顯宗、仁賢御兄弟(履仲天皇の御孫にして市邊押盤の子)相つぎて立ち給ふ。

(2)兩帝の仁政：深く下情に通じて民を慰み給ひ、世平に民富む。

(1)平群を誅す氏

仁賢天皇崩じ給ふや大臣平群眞鳥反を謀る。大伴金村皇太子を助けて之れを誅し、太子(武烈天皇)即位し給ひ、金村大連となる。

二、大伴金村

(2)の大伴盛衰氏

武烈天皇御子なくして崩じ給ふ、金村、繼體天皇を迎立し、勢威一時に振ひしが、後對韓處置の失策より勢望衰ふ。

四、爾後、音樂、醫道、曆術に通ぜる者等相つぎて歸化し、工藝面目を一新す。

二、韓土の叛服

(1) 韓土の形勢

一、其の後新羅屢叛し、高麗又強大となり我が患をなす。
二、雄略天皇の御代、任那の國司吉備田狹の叛する等ありて韓土の事益困難を來す。

(2) 金村の失策

繼體天皇の時、大伴金村任那の地を割きて百濟に與へしかば世の批難甚だしきのみか爾後諸韓の向背常なし。

(3) 磐井の叛

繼體天皇の時、筑紫の國造紀磐井、新羅と共謀して我征討軍を遮り勢盛なりしが、大連物部麤鹿火之れを討平し、大に物部氏の勢力加る。

(4) 任那滅亡

欽明天皇の時(紀元一二二二年)新羅、任那を亡し、日本府を毀つ、天皇紀男麻呂等を遣し給ひしも効なし。

(5) 調伊企灘の義烈

此の戦に勇士調伊企灘捕虜となりしも尙屈せず、新羅王を罵りて殺され、其の妻大葉子も忠死す。

三、佛教の傳來

(1) 我國の古俗

神を敬し祖先を祭るにあり。繼體天皇の時、支那人司馬遠等佛像を齎し來る。

(2) 佛教傳來

欽明天皇の十三年(一二二二)百濟の聖明王、佛像經論を齎し佛教の功德を説く。

(1) 發端(二氏の對立)

欽明天皇群臣に佛教信否を議せしむ、時に大臣蘇我稻日(其の女二人共に天皇の妃となり勢威重し)はこれを可さず。權力之れに匹敵せる大連物部尾與は之を否とし、二氏の爭論茲に始る。

一、馬子と守屋との爭

敏達天皇の時、稻目の子馬子大臣となり、尾與の子守屋大連となる。兩者各父の志を繼ぎて相敵視す。

(2) 經過

二、皇嗣問題

この時敏達天皇崩じ給ふ。皇弟穴穗部皇子位を望み守屋と結托せしかば其の爭益甚し。

三、蘇我氏の勢力

穴穗部皇子志を得ずして異母兄用明天皇立つ。天皇は蘇我氏の出なるが上に篤く佛教を信じ、御子厩戸皇子及び炊屋姫尊(前朝の皇后天皇の同母妹)皆事を共にせられ蘇我氏益々勢を得。

四、蘇我氏の物部争

五、聖德太子

(3) 結果

一、物部氏の滅亡
用明天皇崩じ給ふに及び、守屋又穴穗部皇子を立てんとす。馬子遂に皇子を害し、又厩戸皇子等と共に守屋をも攻殺し、茲に佛教隆盛の運を開く。

二、馬子の大逆、女帝の始め
馬子、宗峻天皇を立てしが、天皇馬子の横暴を極むるを制し給ひしかば遂に天皇を弑し奉り、炊屋姫尊を位に即く、之れを推古天皇とす。

(1) 攝政

政

推古天皇厩戸皇子を立てて皇太子とし政を攝せしめ給ふ。
(廿九年間)太子、博學多藝、馬子と佛教興隆に力め給ふ。

(2) 美術工藝の進歩

(推古時代)

當時韓土より名僧、佛工、瓦工、畫工、等數多渡來し建築、彫刻、繪畫、音樂等大に進歩し、佛工にけ名高き鳥佛師出づ。
法興寺(大和)四天王寺(攝津)等を建て當時の製作今存す。
曆學、天文學、地理學等の書百濟より傳り、學問大に開く。
太子、馬子と共に國史を撰せしが、蘇我氏の滅亡と共に亡びて傳はらず。

(3) 學問の進歩

二、支那との交通

(3) 官位、憲法の制定

深く政事に注意し、十二階の冠位と十七條の憲法を定め又小野妹子を隋に遣す。

(1) 隋との交通

推古天皇の十五年(一一六七)小野妹子を隋に遣して支那との交通を開き、留學生僧侶高向玄理等^{タカムケノクローマサ}を彼の國に派遣す。隋は十年にして亡び唐の世となる。唐は文物盛に制度整ひたれば我益之れと交通して、直接に其文物制度を輸入し、大化改新の因となる。

(2) 唐との交通

聖德太子攝政中に薨御し、馬子も亦つぎて薨す。茲に於て蝦夷父に繼ぎて大臣となり、推古天皇の崩御に際し、遺詔を稱し、舒明天皇を擁立して益威權を恣にす。

(1) 蝦夷の專横

皇極天皇(舒明天皇の皇后)立ち給ふや、蝦夷大臣となり政を專らにす。入鹿(蝦夷の子)又暴横父に越え、山背大兄王(聖德太子の子)の人望あるを思みて、其の一族と共に攻めて亡し、自邸を宮殿に擬し、其の子を王子と呼ぶに至る。

三、蘇我氏の專横滅亡

(2) 入鹿の暴横

(3) 蝦夷父子に誅す

當時齊部氏は既に衰へ、中臣氏は祭事を掌りて権力大ならず。會鎌足中臣氏より起り、中大兄皇子(皇極の御子)及び蘇我石川麻呂等と結託し、一三〇五年遂に蝦夷父子を誅す。(蘇我氏武内宿禰の大臣たりしより凡そ五百年にして亡ぶ)

第二編 中古(上) (大化の新政より奈良朝の終に至る)

一、律令制定期 (大化政新—第四十二代文武天皇)

(1) 年號の始め

孝德天皇、御即位の年(一三〇五年)始めて公に年號を立てて大化といふ。

中大兄皇子、皇太子に立ち給ひ、中臣鎌足新に内大臣に任ぜらる。又始めて左右大臣を置く。

(2) 改革の發端

皇太子鎌足と計り、僧曇及ひ高向玄理を改革の顧問となし、天皇を輔けて隋唐の制に倣ひて大改革を断行す。

(一)、大化二年改新の大詔を發し給ふ。

臣、連、國造以下家々の私有せる土地人民を收めて公地公民とす。

一、大化の新政

(3) 改新の大事件

一、戸籍を造りて班田收授の法を定め口分田を授く。
二、租、庸、調の法を定む。
三、地方には國司、郡司を置きて治めしむ。

(4) 中央政府の組織せしむ。
二官(神祇、太政)及び八省を置き、百官を定めて政務を分掌せしむ。

(5) 世職廢止。世襲の制を廢し、人々の才能に従ひて官位を授く。

(1) 齊明天皇
一、孝德天皇崩じ皇極天皇重祚し給ふ。
二、中大兄皇子猶皇太子として執政す。

一、東蝦夷
日本武尊の征伐後、御諸別王及び其の子孫之れを鎮す。

(2) 越蝦夷方面

二、越蝦夷(王化未だ及ばず、孝德天皇の時淳足、磐船の二

二、越蝦夷征伐

三、滅百濟高麗

(3) 肅慎征伐

柵を設く。

一、齊明天皇の時越の國守阿部氏比羅夫及び阿部臣始めて大征伐をなし、遂に秋田、淳代、津輕地方を平ぐ。

二、阿部比羅夫船師を率ゐて肅慎を伐つ。

(1) 韓土の形勢

欽明天皇以來、歷朝任那恢復に盡力し給ひしも果さず。新羅は唐に通じ、齊明天皇の時、其の兵を導きて百濟王を攻降せり。

(2) 齊明天皇親征の企圖

天皇百濟の遺臣等の請を容れ、之れを援げんさ皇太子と親り兵を率ゐて、九州まで御親發ありしが、程なく筑前朝倉の行宮に崩御す。

(3) 滅百濟高麗

一、太子乃ち兵を遣はして、百濟を援助し給ひしも利あらず、遂に滅亡す、後五年にして新羅又唐兵を借り高麗を亡し、新羅獨立し韓土全く我域外の地となる。
二、太子深く鑑みて復た韓土の恢復を計り給はず。

四、天智天皇

(1) 唐との修好

百濟の亡後、唐の使節來朝するや之れを修好し、彼の文物制度を採用せり。

(1) 天皇の即位

太子齊明天皇の崩後、猶執政數年にして、近江大津宮に即位し給ふ。

(2) 天皇の治績

一、天皇即位前には(一)蘇我氏を滅し(二)大化改新を成し給ふ。
二、天皇即位後には(一)學校を興し(二)戶籍を修正し(三)律令(近江令)を撰び給ふ。

(3) 鎌足の薨去

天皇即位の翌年薨す、危篤の際天皇親臨し給ひ氏を藤原と賜はり、大織冠を授け給ふ。

(1) 原因

天智天皇崩御に先ちて、皇太子大友の才を愛して、太政大臣となし、皇太弟大海人皇子に後事を託し給ひしも、御兄弟仲睦しからざりしかば、辭して吉野に入りて僧となる。

茲に於て大友皇子即位し(弘文天皇)給ふや、大海人

五、壬申の亂

(2) 戰

一、皇子兵を擧げて、伊賀伊勢より美濃に出で、進みて近江に向ふ。
二、皇軍遂に利あらず、天皇は自殺し給ふ。(一三三二壬申七月)

(3) 結

果…大海人皇子代りて立つ天武天皇之れなり。

(1) 撰

定…文武天皇忍壁親王(天皇の御叔父)及び不比等に勅して律令を撰修せしめ給ひ、大寶元年(一三六一)成り、茲に政治の根本定る。

(2) 律

令…律は犯罪違法の者の處分を定め、令は政務一切を規定す。

一、中央政府の組織

上に神祇官及び太政官(太政大臣、左右大臣及び大納言の官職を置く)あり、八省(中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内)其の下に屬して諸政を分掌す。

二、地方制度…國に國司、郡に郡司あり、九州には、特に太宰府を置く。

徵兵の法を布き、各地に軍團を立て、武備に當つ。

三兵

四學

五四等官

六位

七田

八稅

諸王…正一位より從五位下まで十四階
親王…一品より四品まで四階
諸臣…正一位より少初位まで、三十階

制…都に大學、地方に國學を設け、官吏を養成す。
大小の諸役所皆、長官、次官、判官、主典の四等官員あり。

法…租、田より取れる稻を收めしむ。
口、調、進、絹、布等を出さしむ。

六、律令の撰定

(3) 令 (十一卷)

諸王…正一位より從五位下まで十四階
親王…一品より四品まで四階
諸臣…正一位より少初位まで、三十階
全國の民、生れて六才に至れば、男には二段女には其の三分の二を授け、六年毎に一度收授を行ふ。(班田收授)

七、西南諸服島

- 一、推古天皇の御代以來掖玦(屋久)多勸(種子)奄美(大島)等歸服す。
- 二、文武天皇の時、度感(徳之島)内附す。
- 三、元明天皇の時、信覺(石垣)球美(久米)も來朝す。

二、奈良朝期

(第四十二代元明天皇奈良朝期——第四十九代光仁天皇)

一、奈良奠都

- (1) 奠都
元明天皇の和銅三年(一三七〇年)都を、大和の奈良に定め給ふ。
從來は大抵御代毎に皇居を遷されしかば壯大なる都なかりしも、政體の變更以來、國運益進み、遣唐使も屢派遣せられて支那との交通頻繁となりたれば、體面形式上の必要あり。
- (2) 奠都の必要
模：唐風に倣ひて壯麗なり。
- (3) 規

(4) 律 (六卷) 五、罪

ハ、庸、定役に服せざる者より布を納めしむ。刑名には笞、杖、徒、流、死の五等ありて其の輕重を分つ。

二、和銅開珍

- (4) 年 代：元明天皇より光仁天皇に至る迄、七代七十餘年間。
- (1) 鑄錢 元明天皇の初、武藏より銅を献したれば、年號を和銅と改め、鑄錢司を置きて銀及び銅にて和銅開珍を鑄造す。
- (2) 貨幣 古は品物とを交換して有無相通せしが、此の頃より錢の使
用多くなれり。

三、國史の撰修

- (1) 古事記 元明天皇^{オホノヤスマロ}太安麻呂に敕して、^{ヒイタノアレ}稗田阿禮が、天武天皇の勅を奉じて暗記したる古傳を書記せしめ給ふ、之れ古事記なり。
- (2) 風土記 和銅六年、諸國に勅して各地の地理、産物、古傳、奇聞、異事等を記して上らしむ。今の地誌に類す、風土記之れなり。
- (3) 日本書紀 元正天皇の時、舍人親王(天武天皇の皇子)等勅を奉じて日本書紀を撰す。(太古より持統天皇に至る)
- (1) 吉備眞備 仲麻呂と共に唐に留學し、才學の譽高く、聖武天皇の御代に歸朝し、右大臣となり學問上の功勳なからず。
- (2) 阿部仲麻呂 唐に在るこゝに五十餘年にして彼の地に客死す。

四、奈良朝の文學

(3) 漢學

支那の影響を受けて大に重んぜられ、當時の國史、律令、公文皆之れを用ふ。

(4) 和歌

(萬葉集)

頗る盛にして柿本人麻呂、山邊赤人、山上憶良等は當代に出でたる古今の名人なり、當時の歌集に萬葉集あり。

(附説) 漢詩

當代より先に起り、弘文天皇、大津皇子(天武天皇の皇子)共に秀れ給ひ、當時の詩集に懷風藻あり。

(1) 聖武天皇の崇佛

佛敎は蘇我氏の亡後も、歴代上下の信仰厚く、殊に聖武天皇は深く佛敎を信じ給ひしかば、空前の盛況を呈せり。

(2) 寺院の建立

一、國分寺
天下泰平、國土安穩を祈らんが爲め、諸國に勅して僧尼との兩國分寺を建てしむ。

二、東大寺
奈良には東大寺を建てて總國分寺とし、大佛を安置し、其の他諸寺を建て、遂には御親ら出家し給へり。

歴代の皇后多くは皇族たりしが、光明皇后は不比等の女に

五、聖武天皇

(3) 光明皇后

て立ち給ひ、篤く佛敎を信じ、天皇と共に之れが興隆に盡力し、悲田院、施藥院を建つる等慈善事業少なからず。

(4) 僧侶

當時僧尼の地位貴く、從て名僧輩出し、支那印度より渡來せる者あり。
一、僧行基
諸國を巡回して布敎の傍氏益を興して上下の尊信篤し。

二、僧鑑眞は、唐より渡來す。

(5) 藤原の亂

僧玄昉、入唐して歸朝の後、聖武天皇の寵遇を受け宮中に入す。藤原廣嗣(不比等の孫)天平一二年(一四〇〇)之れを斥けんことを請ひしが許されず、九州に叛して誅せらる。

(1) 美術工藝の進歩

此の時代の美術工藝は、佛敎の隆盛に伴ひてすさまじき進歩をなし、わが美術史の極盛時代とす。

(2) 正倉院

聖武天皇の御物を藏したる東大寺の正倉院には、佛具、武器調度、硝子影等の美術工藝品三千餘點を今に存し、何れも精

六、天平時代の美術工藝

七、天平时代の風俗

- (1) 風俗の變遷
- (2) 衣服
- (3) 家屋

巧を極む。
唐との交通、佛教の隆盛、美術工藝の進歩に伴ひて華美なる唐風流行す。

服：袖は廣く、裾長く、右衽となる。

屋：瓦葺となり、丹塗を以て塗るもの多くなる。

厚く佛教を信じ給ひ、藤原仲麻呂（不比等の孫）を寵し給ふ。天皇、仲麻呂の勸めによりて、位を淳仁天皇に譲り猶政を聽き給ふ。

八、惠美押勝の叛

- (1) 孝謙天皇
- (2) 押勝の叛

仲麻呂上皇より惠美押勝の姓名を賜はり、獨り威權を恣にせしが、既にして僧道鏡上皇の寵あるを怨み、叛を謀りて誅せらる。天皇も遂に廢せられて、淡路に遷され、（淡路廢帝）上皇重祚給ふ。（稱徳天皇）

(1) 道鏡の驕僭
道鏡益勢を得て太政大臣禪師となり、尋で法王の位を賜はり、諸政を一任せらる。時に太宰の主神阿曾麻呂、字佐八

九、和氣清麻呂

- (2) 清麻呂の復命

幡の神託を偽り、天位を道鏡に譲り給は、天下益々太平ならんと奏す。

天皇、清麻呂を宇佐に遣して更に神教を請はしめ給ふ。清麻呂復奏して曰く、我國は古來君臣の分固く定めり無道のものに速に除くべしと、道鏡大に怒り清麻呂を大隅に流す。

藤原百川（不比等の孫）等衆議を排して光仁天皇（天智天皇の御孫）を擁立し奉る。

天皇前來の諸弊を改革し給ひ、道鏡を造下野薬師寺別當に貶し、清麻呂を召還し給ふ。

一〇、光仁天皇

- (1) 天皇の踐祚
- (2) 御治績

第三編 中古（中）（平安奠都より前九年の役に至る）

一、平安奠都期（第五十代桓武天皇―第五十四代仁明天皇）

- (1) 桓武天皇の二、平安奠都、
- (2) 二、蝦夷鎮定、

一、平安奠都

(2) 平安京

一、由来

奈良の地は不便なりしかば、清麻呂の奏請に依り、長岡京(山城國乙訓郡)の造宮を始め、一度遷し給ひしが、未成らざるに更に新都を建て給ふ。

二、規模

平城京の如くにして更に大きく、正北部に大内裏あり。朱雀大路南北に貫通し、左右京を分ち、東西に九條の道路を設け、其他の大小道路皆正しく縦横に通じて井然たり。

三、年代

天皇の延暦十三年(一四五四)より、明治の初年まで七十二代一千七十餘年間の帝都たり。

(1) 蝦夷の情勢

奈良朝以來漸く強盛跋扈しければ、多賀城、秋田城等を築きて之が鎮定につとめしも效なし。

二、蝦夷の鎮定

(2) 阪上田村麻呂蝦夷鎮定

桓武天皇、智勇無雙の阪上田村麻呂を征夷大將軍となす。田村麿賊巢を覆し、膽澤城を築きて凱旋す。嵯峨天皇に至り、征夷將軍文屋綿麻呂、又蝦夷を討ちて悉く

(3) 文屋綿麻呂の功

其の餘類を平げ、膽澤城に鎮守府を設け、將軍を置きて、れを鎮めしむ。

(1) 渤海國

古の肅慎の一部が滿州に建てたる國にして、唐に仕へて渤海郡王に封せらる。

二、渤海入貢

(2) 入貢

桓武天皇の御代、渤海國の使又來りて貢を奉る。天皇之れを厚遇せらる。

(3) 沿革

先に聖武天皇以來屢我々往來せしが、この後、醍醐天皇の頃迄屢朝貢しが後契丹に亡はさる。

(1) 藥子の變

弘仁二年(一四七〇年)平城上皇の寵姫藥子、兄藤原仲成と計り、上皇を重祚せしまゐらせて、己れ后位に上らんさせしが、事成らずして自殺し、仲成は誅せらる。

(2) 藏人所及び檢非違使

藥子の變の數月前始めて藏人所を設けて、訟訴及び機密の文書を掌らしめ、次で檢非違使を置きて警察の事務に行はしむ。

四、嵯峨天皇

五、最澄、空海及

(3) 天皇の好文

この後、藏人所及び檢非違使廳次第に權力を加へ、令制漸次變遷せり。

深く漢學に通じて詩文をよくし、殊に書道に達し給ひ、空海及び橘逸勢と共に三筆のほまれ高し。

(1) 最澄
(傳教大師)

近江の人、桓武天皇の時、比叡山に延暦寺を建て、後、唐に學び、歸朝して天台宗を廣む。

(2) 空海
(弘法大師)

讃岐の人、博く學藝に達し、民利を興し、こと多し、最澄と共に入唐し、眞言宗をうけて歸朝し、高野山に金剛峰寺を創建す、空海又書に巧みなり。

(3) 當時の宗教

最澄、空海は神は佛法を守り、且つ之れを喜び給ふさいふ當時の思想を實行して、所謂本地垂迹説の基を建て、爾來佛教は深く人心に入り、疾病、變災、兵亂等ある毎に先づ祈禱を第一とするに至る。

當時官立の大學の盛なるは勿論、私立の學校起りて頻りに

六、漢文學及 私立學校設立

(1) 私立の學校

漢學を教へ、弘文院(和氣氏)學館院(橘氏)勸學院(藤原氏)等前後におこれり。

(2) 漢學者

嵯峨天皇を始め奉り、小野篁、都良香以下數多の漢者輩出す

二、藤原氏專權期

(第五十五代文德天皇—第七十代後冷泉天皇)

(1) 藥原不比等

父鎌足の後をうけて、持統天皇以下四朝に歷仕し、朝政を補佐し、又皇室の外戚となりて權力漸く盛んなり、其の子四人分れて四家となる。

(2) 藤原四家…不比等

南家(武智)…其の子仲麻呂亂を謀りてより衰ふ。
北家(房前)…冬嗣に至りて獨り大に榮ゆ。
武家(宇合)…曾孫仲成に至りて勢衰ふ。
京家(麻呂)…初めよりあらはれず。

一、藤原氏及び 他氏の盛衰

(3) 承和の變

仁明天皇、恒貞親王(淳和天皇の皇子)の太子なりしを罪なくして廢し、北家藤原冬嗣の女の御腹なる文德天皇(仁明

二、攝政關白

(4) 藤氏の繁榮
他氏の衰勢

（天皇の皇子）を立て給ふ。
清和天皇の御代、良房（冬嗣の子）攝政となり、爾來朝廷の重職多く藤原北家一門に歸し、舊家なる紀、伴兩氏、名家なる橘氏等衰ふ。

(1) 太政大臣

文德天皇の御代、良房、人臣を以て始めて太政大臣に任ぜらる。

(2) 攝政

清和天皇は、良房の女の所生にして、僅に九才にして立ち給ひたれば、良房人臣を以て始めて攝政となる。

(3) 關白

次の陽成天皇は、御病身なりしかば、基經（良房の養子）天皇を廢し、更に孝天皇を立て、次代宇多天皇は年長じ給ひしを以て攝政の要なし、仍りて始めて關白の命を拜す、時に阿衡の争ありしより藤原氏の權力愈重し。

(1) 道眞の登庸

宇多天皇、諸政を基經に委任し給ひしも、常に藤原氏の勢力強きを厭ひ、その黨後は、菅原道眞を登用して藤原氏を抑

三、菅原道眞

(2) 道眞と時平

歴せんとし給ひしが、程なく位を御子醍醐天皇に譲り法皇となり給ふ。

醍醐天皇、時平を（基經の子）左大臣に、菅原道眞を右大臣に任じ、相並びて輔佐せしめ給ふ。

宇多法皇、天皇と圖りて更に道眞を關白にこの御意ありしが、道眞固く御辭退す。

(3) 道眞の左遷

時平、豫てより道眞の德望を嫉む。其の關白の密旨あると聞くに及び、遂に其の黨與と計り、道眞廢立の企圖ありと讒奏す。道眞、俄に大宰權帥に貶せられ、法皇の救援も及ばず、後其の官位に復し給ひ、村上天皇の時北野神社に奉祀せらる。

イ、三善清行ヨユキ 法律經史に精通し、封事に奉りて時政の得失を論ず。

(1) 文藝の隆盛

口、紀貫之 和歌及び書道に妙を得、勅を奉じて古今和歌集を撰し、又其の假名文なる土佐日記は

四、延喜時代

(2) 延喜の治

醍醐天皇、寒夜に御衣を脱して下情を察し給ふ等の御仁政ありければ、其の年號によりて延喜の治と稱す。

(1) 原

世は平安遷都以來の太平に馴れ、朝臣奢侈に陥りて文藝を事とし、實務を疎んせしかば國政次第に振はず。

(2) 狀

地方の國司は有力なる朝臣と結托し、豪族は土地を兼併し、人民は課役を免がれんがために土地を庄園に寄せ、口分田の制頽れて莊園次第に増加す。

(3) 莊

權門社寺等の私有地をいふ。國司の支配を受けず、租税を免ぜられたれば、其の持主の富有を加ふるに反し、朝廷の收入減少す。

有名なり。

ハ、小野道風：書道の大家として名高し。

ニ、巨勢金岡 繪畫の名人にして、紫宸殿の聖賢の障子を畫く。

五、地方政治の紊亂

六、武士の起り

(1) 皇族賜姓

皇族甚だ多く、俸祿足らざるを以て、桓武天皇以後皇子に氏を賜ひて臣下に列し、朝廷の經濟を計り給ふ。

(2) 地方の豪族

賜姓皇族の子孫中、藤原氏のために要路を遮られしかば、國司となりて地方に降り、遂に土著して廣き土地を領し、私兵を貯へ陰然地方豪族の首領たるものあり。

(3) 東國に於ける平氏

桓武天皇の曾孫、高望^{タカモチ}、姓平氏を賜はり、上總國司となりて、一族東國に蔓延す。

(4) 清和源氏

清和天皇の皇孫經基は、姓源氏を賜はりて勢力盛なり。

(1) 原

因 藤原氏の他族排斥

高望の孫、將門性勇悍武藝に長ず。攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使を望みしが志を得ず、怒りて下總に歸り東國を亂す。

將門の叛

朱雀天皇の天慶二年(一五九九)將門徒黨を集めて下總の猿島に據り、自ら新皇と稱し勢甚盛なり。

七、天慶の亂

(2) 戦

况

二、純友の叛

此の時、前伊豫椽藤原純友も亦南海に據りて兵を擧ぐ。

京中の騷擾一方ならず。

三、將門の誅

翌年、朝廷藤原忠文を征東大將軍に任じ、將門を追討せしむ。其の至らざるに先ち將門の同族、平貞盛、下野押領使藤原秀郷と共に將門を討滅す。

四、純友の誅

又其の翌年、源經基等命を受けて純友を討ちて平ぐ。

(3) 結

果…の武人勢力漸大

亂後、貞盛、秀郷、經基相つぎて鎮守府將軍に任ぜられ、これより武將の權重きを加へ、源平二氏の名殊に高し。

(1) 天曆の治と藤原氏

村上天皇、意を政治に止め給ひ、天曆の治の稱あり。されど藤原氏の勢益加り、他族に大臣たるもの一の源氏あるのみ。

八、藤原家の門の争

(2) 藤原氏の皇族大臣排斥

一、冷泉天皇の時、左大臣源高明、安和の變に關せりて大宰權帥に貶せらる。
二、圓融天皇の時、左大臣源兼明、藤原氏の計にて左大臣を罷めらる。
三、藤原氏獨り繁榮を恣にせるの餘、同族中に於て權力の争を起せり。

(3) 兼道の驕僭

圓融天皇の時、忠平の孫兼通、兼家兄弟權を争ひ、兼通遂に天皇に迫りて關白となり、專恣を極む。

(4) 兼家の驕僭

兼家、其の女の所生なる一條天皇を立て、外戚の權を奪はんを欲し、子道兼をして、花山天皇と欺きて出家讓位せさせ奉りて、やがて己れ攝政となり、驕奢僭上を極め、晩年關白となる。

(5) 兄弟の争

兼家薨するや、道兼之れに繼がんを期す。然るに兄道隆關白となけしかば、不平甚しかりしも、後道兼關白となるに及

九、藤原道長

(1) 道長の全盛

び、伊周(道隆の子)之れを咒詛す。道兼の薨後は又道兼の弟道長と争ふ。

一條、三條、後一條の三朝に仕へ、其の五女を四帝と一皇子とに納れ、最も榮華を極め、天下の樞機を握ること三十餘年に及び、晩年法成寺を建てて、ここに徙る。世法成寺入道又は御堂殿と稱す。

(2) 頼道の驕奢

頼道(道長の子)父に繼ぎて攝政關白となること五十年、驕奢父に劣らず、藤原氏の盛運、この頃に極まる。

(1) 漢文の盛衰

平安遷都後凡百年間は、漢文學の隆盛時代にして、書紀に續ける續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等の勅撰歴史及び其の他の著書文章多く漢文を用ひしが宇多天皇、寛平六年(一五五四)道眞の意見を以て遣唐使を廢止せしより漢學次第に衰ふ。

奈良朝の末期頃より平假名、片假名の使用開け、紀貫之以後

一〇、和歌和文の隆盛

(2) 國文の振興

は假名文漸次用ゐられ、歌集の勅撰等もありて、和歌、和文は藤原氏全盛時代の華美風流によりて大に發達せり。

(3) 四納言

藤原行成、藤原公任、藤原齊信、源俊賢、共に一條天皇の御世に才學の譽高く四納言の稱あり。

(4) 三蹟

藤原行成、小野道風、藤原佐理共に書道に巧妙なり。

(5) 才女の輩出

紫式部の源氏物語、清少納言の枕草紙共に國文の妙を極む。其の他赤染衛門、紫式部、小式部内侍等皆名あり。

華美文弱に流れ、宮人は奢侈風流を競ひ、詩歌管絃の遊樂に耽る。

(1) 風俗

邸宅は寢殿造にて、東西に對屋あり、築山、泉水中央にあり、開日頼通が建てたる宇治の風凰堂は今に存し、當時の名作を傳ふ。

一一、風俗及美術工藝

衣服は、男子は束帶、衣冠、直衣に烏帽子を戴き、女子は十二單衣等云ひて衣を重ね、白粉、胭脂、鐵漿を用

一三、刀伊の賊

(2) 美術工藝

一、（ひ、後には男子之れを摸す。）美術工藝も大に變化發達し、平文、螺細、蒔繪等精巧を極む。

二、佛師（チャウチウ）定朝、

三、畫工（タクマ）宅磨爲成、

(1) 刀伊の來攻

後一條天皇の寛仁三年（一六七九）渤海國の北部に居りし性慄悍なる刀伊人、突然對馬に來攻し、壹岐を襲ひ、更に筑前を犯す。

(2) 藤原の功隆

時に隆家（關白道隆の子）眼病治療の爲め、太宰權帥となりて、九州に在り、乃ち府兵及び筑前肥前等の武士を發してこれを擊退す。

(1) 地方の狀況

隆家の子孫は、南朝の忠臣菊地氏を以て著はる、都の華奢に反し、一般に質朴なりしも、國司、郡司は私利に走りて政務を顧みず、莊園益増加し、人民は疲弊の餘、盜賊

さなり、豪族其の間に蔓延し、多くの家の子、耶黨を養ひて兵馬を練り、益其の威を加ふ。

一三、地方の亂

(2) 源氏の勢力

地方豪族中、源氏尤も勢強く、經基の子滿仲、滿仲の子賴光、賴信皆藤原氏に結び、之れに屬せる武士も多かりければ、一朝有事の日に及びては、朝廷も其の力を藉らざるを得ず。

(3) 平忠常の叛

後一條天皇の御代、前上總介忠常、下總に據りて叛す。源賴信命を受けて直に平ぐ。之れより源氏の勢力東國にも及ぶ。

(1) 安倍氏の亂

後冷泉天皇の御代、陸奥の豪族安倍賴時、其の子貞任と共に白河以北を押領す。然れども當時中央政府の威令地方に行はれず、陸奥の國司も之れを制する能はず。

(2) 賴義義家の功武

時に源賴義（賴信の子）武勇を以て聞ゆ。仍て之れを陸奥守に任じ鎮守府將軍を兼ねしむ。賴義其の子義家と共に安倍氏を討ち、苦戰年を重ねしも出羽の豪族清原武則を援さし、遂に康平五年（一七二二）之れを亡す。之れより源氏の聲望

一四、前九年役年

（益東國に高まり、清原氏も亦勢を加ふ。）

第四編 中古（下）（後三條天皇の親政より平氏の滅亡に至る）

一、院政期（第七十一代後三條天皇―第七十八代二條天皇）

(1) 天皇の親政
天皇、性剛健才學殊に勝れさせ給ひ、藤原氏の出にあらざるを以て（御母は三條天皇の皇女）藤原氏の專横を抑へて政を親し給ふ。

(2) 藤原氏
關白賴通、多年權力を專にせしが、自ら職を辭して山城の宇治に退居し、弟敦通代りしも、亦父祖の權勢なく、大権皇室に歸せり。

(3) 莊園の禁
一、莊園停止
當時莊園増加し、地方の政治大に亂る。天皇此の弊を除去せんを欲し、新置の莊園を禁給ふ。
二、記録所
新に記録所を開きて親しく諸家の券書を檢

（し、其の由來の不明なるものは廢止し給ふ。）

(4) 其他の改正
天皇又國司の重任を禁じ、賣官の弊を正し、親しく宣旨升を制定し給ふ。

(5) 院政の端緒
御親ら質素を守りて華奢を禁じ給ひ、朝威再び張る。
御在位僅に五年、病を以て後白河天皇に讓位し給ひ、猶院政を聽かんの御意なりしが果さずして崩じ給ふ。

(1) 白河天皇
御父後三條天皇の風あり、は藤原氏を抑へ給ひ、善政頗る多し。

(2) 院政と武士
天皇早く位を御堀河天皇に讓り、天皇の幼なるを以て、政を院中に聽き、又、武士を登用して北面とし給ふ。ここに於て院政の形式全く備り、院宣の勢詔勅よりも重く、天皇は位に在し、大臣關白は其の員に備はるのみ。

(3) 上皇の豪奢と崇佛
上皇、豪奢遊事を好み、殊に佛教に耽りて盛に寺塔佛像を造らしめ、度々の佛事に盛儀を極め、施與も頻繁なりしかば、

二、白河上皇の院政

（經費多端にして國用不足す。）

(4) 上皇の院政

茲に於て賣官の弊又起り、莊園も日に月に増加し、弊政頗る多く、後三條天皇中興の業衰ふ。

(5) 僧徒の跋扈

當時延暦、園城、興福、東大の諸寺は、廣き領地と數多の僧兵とを蓄へ、不平の事あれば、都に亂入して朝廷に散訴し、院宣、勅命と雖も奉せず。

(6) 武人の登用

茲を以て、源平の武人に倚頼して都を守り、僧兵防禦の必用上一層武士の勢力を助長す。

(1) 原因

一、清原氏の強盛

清原武則、前九年の役の功によりて、鎮守府將軍に任ぜられ、安倍氏の地を領し、一族強盛なり。

二、清原氏の内訌

武則の孫、眞衡に至り、弟家衡及び叔父武衡との争起り、奥羽又亂る。

陸奥の守鎮守府將軍源義家、眞衡を援

(2) 戦況

源義家と清原氏

けて家衡、武衡等を攻め、堀河天皇の寛治元年（一七四七）遂に之れを平ぐ。

此の役清衡（藤原秀郷六世の孫）義家に從ひて功あり、清原氏の地を領し、子孫相繼ぎて陸中の平泉に居り東北の強族たり。清衡の建てたる中尊寺等は今尙存し、當時の富盛を示せり。

朝廷、此の戦を私闘となして、恩賞の沙汰なかりしかば、義家私財を分ち、これより東國の武士は益源氏に歸せり。

平氏は東國に勢力を失ひしも、貞盛五世の孫忠盛、屢功を西南に樹てて西國武士の心を得。

白河上皇、平忠盛を信任して重く用ひ

三、後三年の役

(3) 結果

一、陸奥藤原氏の強大

二、源氏と東國

三、平氏と西國

四、院政時代の風俗

(1) 奢侈遊興

三、源平二氏對立（給ひければ、之れより源平兩氏對立して、競争始まる。）
奢侈の風益増長し、衣服居室に華美を競ひ、朝臣は齒を染め白粉をつけ、眉を描く等の事始まり、詩歌管絃の遊、雙六、圍碁等甚だ多し、又白拍子（女子が男装して太刀を佩き歌舞するもの）起り、田樂上下に流行す。

(2) 服制の變化

鳥羽法皇、華美を好み給ひ、從來の美裝束を強裝束となし、鳥帽子に額をつくること始まり、此の風徳川時代の末に至るまで大略變遷なし。

(3) 裝束の種類

東帶（通常の禮服）袍（最も上に著る衣）直衣（輕便なる朝服）直垂、水干（家居の服）狩衣（出遊）等あり。
女子は單衣を幾枚も重ねて袴を著け、裳を纏ひ後に垂る。
鳥羽天皇、早く位を崇徳天皇に譲り、白河法皇の崩後政一、を院中に聽き給ひしが、御父子仲睦しからず、法皇は天

五、保元の亂

(1) 原因

因

皇に強ひて、位を寵姫美福門院の御腹なる近衛天皇に譲らしむ。

一、關白忠通、父忠實と不和なり、忠通の弟左大臣頼朝あり、父に愛せられて兄と善からず、私に之れに代りて關白たらんことを望む。

二、近衛天皇早世し給ふや、崇徳上皇は、御子重仁親王の繼ぐべく思召されしに、美福門院及び忠通等は、法皇に勸めて、後白河天皇（上皇の同母弟）を立て奉る。

三、保元元年（一一八一）鳥羽法皇崩す。上皇直に參内し給ひしに、御遺言と稱して入れ奉らす。上皇大に怒り頼朝と計りて遂に兵を擧ぐ。皇室、攝家、武將皆骨肉分れて戦ふ。

二、上皇方：爲義（義家の孫）爲朝（爲義の八子）平忠正（忠盛の弟）等。
三、天皇方：義朝（爲義の長子）清盛（忠盛の子）等。
（天皇方上皇方を攻む。上皇方全く敗る。）

(2) 戦況

六、平治の亂

(3) 結

果

- 一、頼長は流矢に中りて薨す。
- 二、上皇は讃岐に遷され給ふ。
- 三、爲義、忠正等は降参して斬らる。
- 四、爲朝は伊豆の大島に流さる。

(附説) 後白河上皇の院政

後白河天皇、保元の亂後、記録所開きて政をなし給ひしが、程なく位を御子二條天皇に譲りて、院に政を聽き給ふ。

(1) 原

因

- 一、通憲入道シサイ信西は、博學多才にして政務に通達し、上皇の信任厚く、權勢一時に振ひしが、義朝の求めを斥けて、清盛と姻戚となる。聲望の清盛に下れるを喜ばざる義朝は、清盛及び信西を惡む。
- 二、上皇の寵臣藤原信賴、近衛大將を望む、信西、信賴と仲悪しきを以て、妨げて志を遂げしめず。信賴之れを怨み、遂に義朝と結托す。

〔平治元年(一八一九)清盛、熊野參詣の際

(2) 戦

况

一、信賴義朝の擧兵に乘じ、大内に攻め入りて、上皇、天皇隨し奉り、通憲を殺す。

二、平氏の勝利

清盛變をき、て途中より歸り、僭に天皇を自邸に奉じ、子重盛等をして信賴義朝等を攻めしめ、信賴を捕へて斬る。義朝は尾張に逃れ遂に殺され、其子弟多くは斬られ、義朝の三千頼朝は死を許されて伊豆に流さる。

二、平氏專權期

(1) 清盛政權を握る

(第七十九代六條天皇―第八十一代安徳天皇)

清盛は、官位累進して、六條天皇の時太政大臣に登り、政權を掌握し、院政は名のみとなる。

一、平氏の繁榮

(2) 平氏一門の繁榮

高倉天皇(御母は清盛の妻の妹なるが上に、中宮建禮門院は清盛の女なり)叔父を以て六條天皇につぎて立ち給ふに及び、平氏の繁榮藤氏の昔に劣らず。清盛の專横甚しく、一門高官に上れるもの六十餘人、平氏に非らざるものは人に非

(3) 成親等の陰謀

（らすさいふに至る。）

此の時に當り、平氏の専横を怨むもの漸く起り、後白河法皇も亦之れを厭ひ給へり。

高倉天皇の治承元年（一八三七年）法皇の臣藤原成親等先づ平氏を亡ぼさんことを計り、事成らずして皆斬流せらる。

(4) 重盛の忠孝

清盛法皇をも疑ひて幽し奉らんことを重盛これを諫止し、忠孝の道を全くす。後重盛薨するに及び、清盛遂に法皇を幽し奉り、一時天皇親政の姿となりしが、程なく御子安徳天皇（建禮門院の御腹）に讓位し給ふ。

(1) 頼政の擧兵

安徳天皇の治承四年源頼政（頼光四世の孫）以仁王を奉じて、平氏を亡ぼさん計り、王の令旨を諸國の源氏に傳へしが、事露はれて、頼政は宇治に貶死し、王は流矢に中りて薨じ給へり。

（此年、以仁王の令旨を奉じ、北條時政等の助を

二、諸源の擧兵

(2) 頼朝の擧兵

一、石橋山の戦

得て伊豆に起り、一度石橋山の戦に敗れしも、忽にして房總及び武相等之れに従ふ。

二、富士川の陣

平維盛、清盛の命を奉じ頼朝を伐ち、進みて駿河に至り、頼朝 富士川に對陣し、戦はずして敗走す。この敗軍は、諸國の源氏に益々氣勢を加へしめられたるも、頼朝は西上を見合せて鎌倉に歸り、専ら東國を定む。

(3) 義仲の擧兵

源義仲（頼朝の従弟）も亦以仁王の令旨を奉じて信濃に起り頼朝が東國を平定せる間に、北陸道に出で、頻りに平軍を敗りて京に迫る。清盛己に薨じ、嗣子宗盛義仲を恐れ、天皇及び神器を奉じ旗を擧げて西海に奔る。

(1) 後鳥羽天皇の踐詐

平氏の安徳天皇を奉じて西海に奔るや、法皇藤原兼實（九條家の祖）の議を用ひて後鳥羽天皇を立つ。神器なくして踐詐

三、平氏の滅亡

(2) 義仲の入京と敗死

し給へると二帝併立とは未曾有の事なり。
義仲、入京して征夷大將軍に任ぜられしが、暴行多く遂に法皇を幽し奉る、賴朝二弟範賴、義經を遣して伐たしむ。義仲宇治勢多に防ぎしも遂に敗死す。

(3) 平氏の再振

此の間に、平氏勢力を恢復し、福原(攝津)に歸りて一谷城に據り兵勢日に盛也。
福原は清盛が別莊を構へし處にして、先に一たび都を遷れしこゝあり。

(4) 平氏全滅

賴朝、院宣を請ひ、二弟をして平氏を討たしめて讃岐の屋島に走らす。つぎて範賴は山陽道より九州に渡り、義經は屋島を襲ひ進みて平氏を壇浦に全滅せしむ。安徳天皇は海に投じて崩じ給ひ、神劍又海底に沈みぬ。時に壽永四年(文治元年、一八四五)也。

第五編 近古(上)

(鎌倉幕府創立より北條氏の滅亡に至る)

一、將軍執政期

(第八十二代後鳥羽天皇—第八十五代仲恭天皇)

(1) 創立

賴朝の治承四年居を鎌倉に定むるや、大江廣元、三善康信を京より招聘して幕府を組織す。

(2) 侍所

軍事及び警察を掌り、和田義盛別當たり。

(3) 公文所

庶政を掌り、大江廣元別當たり。(後政所と改稱す)

(4) 問註所

訟訴を掌り、三善康信執事たり。

(1) 設置の原因

(賴朝義經の不和)

平氏の亡後、賴朝、弟義經と不和なりしかば、之れを殺さんとす。義經、依りて賴朝追討の院宣を請ひ受けしが、果さずして諸處に逃竄す。

賴朝、大江廣元の議を用ひ、勞せずして義經等を追捕し、又叛亂を豫防せんとす。

賴朝、奏して諸國に守護、莊園郷保に地頭を置き、守護には

二、守護地頭

(2) 守護地頭設置

専ら軍事警察を掌らしめ、地頭には兵糧米を徴發せしめ、有功の將士を以て之れに當つ。茲に於て武家政治の實漸く興る。

(附録)
奥州一征統伐

義經、陸奥に逃れて、強族藤原秀衡に倚る。秀衡の子泰衡繼ぐに及び、賴朝の命を受けて義經を殺す。賴朝、泰衡が義經を亡ぼすの晩きをさがめ、大軍を率ゐて之れを滅し、其の地に奥州總奉行を置き、始めて一統の業成る。時に後鳥羽天皇の文治元年(一八四九)なり。

(1) 議奏

賴朝、先きに藤原兼實以下、己れに都合よき公卿十人を撰び請ひて、之れに任す。

(2) 京都守護

京に京都守護を置きて、洛中及び近畿の警備訟訴等を掌らしむ。

(3) 入京

陸奥平定の後始めて入朝し、權大納言兼右近衛大將に任ぜられ、つぎて兩職を辭す。

三、賴朝對朝廷

(1) 征夷大將軍

建久三年(一八五三)更に征夷大將軍に拜せられ、政權武臣に歸し、爾後武人の棟梁たる人多く職名を帯びて、明治維新に至る。

平氏の早く亡びしに鑑み、質朴武強の風を獎勵し、刑罰を省き、租税を減じ、政治よく行はれたれば士民悦服す。

性猜疑の念深く、爲めに骨肉功臣の終を全くせざるもの多く、遂には温順なる範賴をも殺し、以て自家を弱くせり。

賴朝薨じ、長子賴家繼ぐ。政子實權を握り、外戚北條時政之れを輔け、威權頗る盛なり。

賴家病重し、政子時政と計り、賴家の弟千幡と、賴家の子一幡(實朝)とに天下を兩分せん。一幡の外祖父比企能員之れを怒り、賴家と共に北條氏を滅ぼす。

賴朝薨じ、長子賴家繼ぐ。政子實權を握り、外戚北條時政之れを輔け、威權頗る盛なり。

賴家病重し、政子時政と計り、賴家の弟千幡と、賴家の子一幡(實朝)とに天下を兩分せん。一幡の外祖父比企能員之れを怒り、賴家と共に北條氏を滅ぼす。

賴朝薨じ、長子賴家繼ぐ。政子實權を握り、外戚北條時政之れを輔け、威權頗る盛なり。

賴家病重し、政子時政と計り、賴家の弟千幡と、賴家の子一幡(實朝)とに天下を兩分せん。一幡の外祖父比企能員之れを怒り、賴家と共に北條氏を滅ぼす。

(1) 源賴朝

一、政治
二、人物

時政の權勢

(2) 源賴家

三、比企亂企

四、鎌倉三代

(56)

(3) 源實朝

一、時政の専恣

さんさ圖り、事泄れて能員一幡共に殺され、頼家は伊豆修善寺に幽せられて遂に害せらる。干幡將軍となりて名を實朝と改む。時政政所の別當となり、執權の職を攝して益專横甚しく、遂に源氏の忠臣畠山重忠を殺し、又將軍の廢立を企てしが、露はれて斥けられ、子義時繼ぐ。

二、和の亂田

義時、權謀父に過ぎ、侍所の別當和田義盛の勢力あるを忌み、順徳天皇の時、之れを滅して侍所別當を兼ね執權の職愈々重きを加ふ。

三、實朝の遭難

實朝自家の衰運を悲み、詠歌風流を以て自適し、頼りに官位を望みて遂に右大臣に昇進し、承久元年(一七九)拜賀の式禮を鶴が岡八幡宮に行ふ。八幡宮別當公曉(頼家の子)父の仇なりとて實朝を害す。

四、源氏滅亡につぎて公曉も義時に殺され、源氏の正統は絶ゆ。

一頼朝の征夷大將軍たりしより三代二十八年。

二、執權執政期

(第八十七代後堀河天皇―第九十六代後醍醐天皇)

(57)

(1) 前記

一、攝家の始

源氏の正統絶えたれば、政子義時と計りて、頼朝の遠縁なる藤原頼經(攝政道家の子、僅に二才)を迎へて、自ら政を聽く。世呼びて尼將軍といふ。義時の執權舊の如く、政權は依然鎌倉に在り。

二、三上皇

承久三年(一八八二)仲恭天皇立ち後給ひ、鳥羽、土御門、順徳の三上皇座す。

(2) 原

因、後鳥羽上皇討幕の企圖

後鳥羽上皇英武にましまし、豫てより政權の幕府に移るを憤り給ひ、或は親しく刀劍を鍛ひて人に賜ひ、或は北面の武士の外に西面の武士を置き以て幕府を倒さんさ機を

一、承久の亂

(3) 戰

况

一、鎌倉の對
二、官軍の敗績

待ち給ふ。遇實朝害に遭ひ源氏亡びしも、幕府の勢益盛に、且つ義時叔慮に違ひしかば、遂に討幕の院宣を下し給ふ。
政子諸將と會して、賴朝の舊恩を説きて其の心を固め、義時の弟時房、子泰時を兵十九万に將として西上せしむ。
泰時等、東海、東山、北陸三道より進み、官軍を破りて入京す。

(4) 結

果

一、三上皇の蒙塵
二、六波羅府の設置

泰時等、義時の命により、天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽上皇を隱岐に、順德上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐(後に阿波)に遷し奉り、官方の朝臣將士を皆流斬す。
茲に於て幕府全く政權を握り、泰時、時房兩北六波羅を開き、近畿西國を鎮め、隱に朝廷

に備ふ。

二、泰時の治

(1) 政

治

泰時執權となり、質素を守り、仁政を施し、政所に評定衆を置きて、政務を議せしむ。

(2) 貞永式目

後堀河天皇の貞永元年(一八七二)御成敗式目(又貞永式目ともいふ)五十一條を定む。武家法制の根本ともいふべきものなり。

(1) 北條内証氏

時賴執權となり、將軍賴經も職を子賴嗣に傳ふ。會々北條氏の一族に心を賴經に寄せて、時賴を圖るものありしかば、時賴之れを處分す。

(2) 三浦合戦

時賴又強族三浦氏を亡ぼす。

(3) 親王將軍

かくて遂に將軍賴嗣をも廢し宗尊親王(後醍醐上皇の皇子)を將軍に奉じ、爾後幼き皇族を將軍と仰ぎ、長すれば廢して都に送還するを例とす。

(4) 政

治

深く意を民政に注ぎ、又強族を除きて、益幕府の基礎を固め、

四、鎌倉武士と京都公卿

- (1) 武士
- (2) 公卿

士卿

〔勤儉尚武の風を奨励して泰時の業を完うす。〕

〔頼朝以來質素を守り、武勇を尚び、恩儀を思ひ、名を重んじ、耻を知るを本分とす。遊技には犬追物、笠懸、流鏑馬等有り。〕

〔從來の餘風を受けて華奢に流れ、文藝遊樂に耽る。〕

- (1) 學問教育の有様

〔京都の大學、地方の國學既に衰へ、學問教育の制殆ど廢れ、僧侶の外は一般に文學の事に注意せざりしかば、文筆の業自ら其の手に歸す。此の時北條實時(義時の孫)武三國に金澤又庫を立て、和漢の書を集め子弟を教育せり。〕

五、鎌倉時代の文學

- (1) 漢學及國文學
- (2) 和歌

〔漢學は甚しく衰へしも、國文は戰記文に和漢混淆の一新體を開き、名著に保元物語、平治物語、源平盛衰記等あり。〕

〔歌人に藤原俊成、藤原定家、僧西行、鴨長明及び後鳥羽天皇、鎌倉右大臣實朝等の達人出で盛に行はる。〕

- (1) 當代の宗教

〔時勢の變遷に伴ひ、卑近にして脩行容易なる新派起り、民間に行る。〕

六、鎌倉時代の宗教

- (1) 新興宗派

イ、淨土宗…高倉天皇の御代、源空(法然上人)始む。

ロ、淨土眞宗…(一向宗)、源空の弟子範宴(親鸞上人)始む。

ハ、法華宗…後深草天皇の御代、僧日蓮始む。

ニ、時宗…後深草天皇の御代、僧智眞(一遍上人)始む。

臨濟派…後鳥羽天皇の御代、僧榮西始む。

ホ、禪宗…後堀河天皇の御代、榮西の弟子曹洞派…僧道元始む。

- (2) 禪僧の渡來

〔禪僧道元(鎌倉建長寺開祖)祖元(鎌倉圓覺寺開山)等も亦支那より來朝して益隆盛を助く。〕

- (1) 佛寺、佛工

〔新派佛敎の隆盛に伴ひ、大寺院の建築盛に起る。運慶(頼朝頼家時代)は定朝以來の名手たり。〕

- (2) 繪畫、畫工

〔佛畫の外、常時の風俗を描ける繪巻物流行す。土佐光長(頼朝時代)藤原信實(泰時、時頼時代)最も名高し。〕

〔質實を貴ぶ世風と、新興宗教の外面を飾らざるに依り、華〕

七、鎌倉時代の美術工藝

(3) 工

美に屬する工藝盛ならず。武士が武器武具を愛重せしより其の製作大に進み、刀工粟田口吉光、岡崎正宗等出でて、日本刀の鍛錬精妙を極む。

(1) 支那の交通

宇多天皇の遺唐使廢止後十餘年にして唐亡び、支那は五十餘年の亂世となり、村上天皇の御代に至り、宋始めて一統せしも、國際關係未だ起らず。平清盛が彼國との貿易を奨勵するに及び、商船の往來稍盛なりしと雖も、なほ僧侶の之れに便乘して往來するに過ぎざりしが、龜山天皇に在り、蒙古事件起りぬ。

(2) 蒙古の勃興

土御門天皇の時、蒙古に蒙傑鐵木眞テムジン(成吉思汗ジンギスカンと號す)起り、頻りに諸方を侵略し、其の孫忽必烈クブライに至りて、勢益強大となり、國號を建て、元といふ。

(3) 蒙古の無禮

龜山天皇の文永五年、忽必烈我國をも從へんを欲し、國書を盾り來りしも、書辭無禮を極めたれば、我報せず。

八、元

寇

(4) 時宗の英斷

執權時宗膽略あり、この後屢來れる使者はみな放逐、西國に令して、防備を嚴にす。

(5) 文永の役

文永十一年(一九三四年)天皇位を御子御宇多天皇に譲り給ふ。此の年元遂に高麗の援兵と共に來寇し、對馬、壹岐の守護代を殺して博多に迫り、火器を以て大に我軍を苦めしが、暴風起りて其の船多く破られ、生存せる將士は夜に乗じて逃れ去る。

(6) 時宗の雄圖

時宗、此の後二回共元使を斬り、北條實時を九州探題として益守備を嚴にし、進みて異國征伐の壯舉をも企つ。

(7) 弘安の役

弘安四年(一九四一年)元軍十餘萬の兵を發して、筑前、肥前の海上に來襲す。勇壯機敏なる我が將士防戦善くつとむ。遇暴風吹き起りて、敵船多く覆り、大將池又虎等大敗して逃れ歸る。

(8) 元後來らず

此の後、幕府益警備を嚴にし、元も幾度か來襲を企圖せしも

九、兩皇交立統

(1) 兩皇爭端統

初め、後醍醐天皇深く龜山天皇の英資を愛し、後深草の御子（伏見）を措きて、龜山天皇の御子（後宇多）を皇太子と定め、其の後永く皇統を嗣がしめんとの御遺詔を賜ふ。後深草上皇は、法王の崩後、朝政に與ることなかりしかば快からず思召し、北條時宗の力を借りて、御子伏見天皇を立て給ふ。伏見天皇、又時の執權北條貞時に諭して、御子後伏見天皇に御讓位ありしかば、後宇多上皇悦び給はず、使を遣して後醍

(9) 勝利の原因

一、舉國一致して國難に當れること。
二、泰時、時頼以來北條氏の民政の行き届きたること。
三、盛に武士道を奨勵し、武藝を盛んにしたること。

一、軍費及び祈禱料莫大にして國力疲弊す。
二、有功將士の恩賞十分なる能はざりしは、遂に北條氏人心を失ふ一因となれり。

（遂にその事なし。）

一〇、五攝家

(2) 兩統の交立

職天皇の御遺詔に違ふを責め給ふ。貞時依りて持明院（後深草天皇の御血統）大覺寺（龜山天皇の御皇統）の兩統交互に立ち給ふこと、定め、先づ後宇多上皇の御子後二條天皇と立て奉り、次に花園（持明院）後醍醐（大覺寺）の兩天皇立ち給ふ。（系圖參照）

(1) 由來

攝家は先に頼朝藤原氏の權を弒がんとして、近衛、九條の兩家に分つ。北條氏又之れに倣ひ、時頼の頃より九條家は九條二條、一條の三家に分れ、近衛家は近衛、鷹司の二家に分れ、茲に始めて五攝家あり。（系圖參照）

(2) 結果

皇室及び朝臣二派に分れて相軋し、益兩統の不和を烈しからしめて茲に南北朝の大亂となる。

一、高時の失政

高時性暗愚にして日夜遊宴に耽り、政治宜し失ひ、北條氏の威信地に墜つ。

（後醍醐天皇英武にましまし、早くより朝

(1) 原

因

二、後醍醐天皇の御志

一統恢復の御志あり、記録所を開きて政を勵み給ふ。

三、正中の變

天皇藤原資朝、藤原俊基等と圖り、諸國の武士に結ば、潜に討幕を計られしも、事泄れ資朝、俊基は捕へられて遂に殺さる。

四、皇嗣問題

皇子子邦其親王(後一條天皇の皇子)を廢せしめて、皇子子良親王(後二條天皇の皇子)を立せしむ。皇太子に定められし高時御意に叛きて、量仁親王(伏見上皇の皇子)を太子とす。

一、笠置潛幸

天皇益御憤りあり、先づ僧徒の力を借らんとして、皇子護良親王を延暦寺の座主とし共に謀らせ給ふ。元弘元年(一九九二)高時大兵を發して西上せしめければ、天

二、元弘の亂

(2) 戦

况

二、光嚴天皇

皇夜に乘じ、笠置山に行幸し給ひ、護良親王も從はせらる。高時皇太子を踐祚し奉る、光嚴天皇之れなり。

三、後醍醐天皇の蒙塵

後醍醐天皇、藤原藤房を從へて河内に赴き、楠木正成に頼らんとして、途中捕へられて隱岐に遷され給ふ。

四、護良親王

笠置に逃れて吉野に據り、令旨を下して勤王の士を召し給ひしが、鎌倉の大軍又西上し吉野を陥れぬ。

五、楠正成

河内の金剛山なる千早城を守りしが、吉野を陥れたる賊兵悉く集りたれば正成よく防ぎしも城遂に陥る。

播磨の赤松則村、肥後の菊地武時、伊豫の

第六編 近古(中)

(建武中興より南北兩朝の合一に至る)

(1) 京都還幸

六波羅陥落の後、天皇伯耆を發し、途中光嚴天皇を廢し給ふ。時に千早の圍、既に解け、正成は天皇を兵庫に迎へ奉り鎌倉の捷報も亦至りたれば、こゝに目出度都に還幸し給ふ。

(3) 結

(北條氏滅亡)

果 六波羅及び鎌倉の陥落

六、勤王諸將 土居通増、得能通綱等此の前後に相つぎて起る。
天皇隱岐を逃れて伯耆の名和長年に頼り船上山を行在し給ふ。
元弘三年、足利高氏、則村等を六波羅を陥れ京都を恢復す。新田義貞は上野に起り、進みて鎌倉に討入り、六波羅府陥落後間もなく北條氏を亡す。

一、建武中興

(2) 親政

政

(3) 論功行賞

- 一、護良親王：征夷大將軍に任ず。
- 二、雜訴決斷所：所領の紛争を處分せしむ。
- 三、武者所：武士を管せしむ。
- 四、に於て天下一統して政權朝廷に復し建武を改元す。
- 五、北島顯家 陸奥守とし、皇子義良親王を奉じて陸奥を鎮せしむ。
- 六、足利直義 (高氏の弟)相模守とし、皇子成良親王を奉じ、鎌倉に居りて關東を鎮せしむ。
- 七、其の他の公卿及び武將各功に従ひて賞し給ふ。
- 八、朝臣等國政になれざるに徒らに武人を侮る。
- 九、武人は朝臣の驕慢を憤り人心不穩なり。
- 十、藤原康子寵を蒙りて内奏行はれ、恩賞當を失ふ。
- 十一、大内を造營し、財政缺乏の結果重税を課したれば、世武家の政治を慕ふ。

(附説) 中興の欺れし原因

五、藤原藤房、天皇の忠言を用ひ給はざるを以て官を棄て、遁隠す。

(1) 尊氏と義貞及護良親王
足利氏は、新田氏と共に源義家の子義國の後也、尊氏夙に頼朝の覇業を繼がんとする志あり、元弘の亂に歸順して六波羅を陥れ、中興第一の功臣に推されしも、威望高き護良親王と大功ある義貞を忌み、深く藤原藤子と結托して恩寵を固め、又巧に私恩を施して新政を喜ばざる武士の心を執り護良親王を讒して鎌倉に幽閉し奉る。

(2) 中先代の亂
建武二年(一九九五)北條時行(高時の遺子)亂を起し、鎌倉を襲ふ。直義破れて走る、この時直義護良親王を害し奉る。尊氏、自ら往きて時行を伐たんと請ひ、命を俟たずして東下し、時行を破りて鎌倉に止まり、新田義貞を除くを名として兵を募る。時に先に新政に不満を抱ける武士多く之に屬す。朝廷、義貞に命じて尊氏を討たしめ、陸奥の北畠顯家をして

二、足利の利尊叛

(4) 義貞等敗北
後より鎌倉を襲はしめんとせしに、是より前義貞竹の下に敗れて京に歸る。

(5) 尊氏兄弟の西上
尊氏、直義等、義貞を追ひて京に入る。天皇叡山に行幸し給ふ。時に延元々々(一九九六)也。

(6) 尊氏兄弟の西奔
既にして顯家、義良親王を奉じて入援し、義貞、正成、長年等と共に尊氏兄弟を破りて九州に走らす。尊氏遂に光嚴上皇の院宣を請ひて受く、之れ持明院の皇統を奉ぜんとする也。

(7) 尊氏兄弟の東土
義貞、尊氏の雄將赤松則村を播磨の白旗城に攻めて中國を平定せんさせる間に、尊氏兄弟大舉して東上す。

(8) 湊川の戦
義貞之れを兵庫に迎ふ。正成命を奉じて赴き援け、湊川に血戦して討死し、義貞は逃れて都に歸る。天皇又叡山に幸し給ひ、尊氏入京す。

尊氏入京の後、光明天皇(光嚴上上の御弟)を立て奉る。これより持明院統は京に在す。後醍醐天皇は、尊氏の請により一

(1)分

立

度京に遷幸給ひしが、後神器を奉じて私かに吉野に遷り給ふ。之れより大覺寺統は吉野に都し給ひ、こゝに南北兩朝分立し、公卿武人も各分れて兩朝に屬し、戰相次ぐ。時に延元元年十二月也。

一、北國の有朝
義貞の戦死

義貞、命を奉じて皇太子恒良親王及び皇子尊良親王を奉じて北國經略の任に當り、越前に在りしも、延元二年金ヶ崎城陥り、尊良親王及び義顯(義貞の子)は自殺し、恒良親王は捕へられて後殺され、翌年義貞も藤島の戦に討死す。

二、顯家の西上
及び戦死

陸奥の北島顯家は、義良親王を奉じて再び西上せしが、遂に和泉國石津に戦死し、翌延元四年天皇も崩御し、後村上天皇(義良親王)立ち給ふ。

三、南
分北
立朝

(2)經

過

四、南方諸軍

宗良親王は東國に、正行以下楠木氏の一族は内、北島顯房は常陸に、菊地氏は懷良親王を奉じて肥後に、新田氏の族は東國に在りて、南朝方の勢稍振ふ。

五、南軍諸將
の死没

楠木正行は、正平三十三(二〇〇八)高師直と四條畷に戦ひて討死し、新田義興(義貞の遺子)は、後武藏の矢口にて殺され、其弟義宗もつぎて死し新田氏又振はず。北島親房は、神皇正統記を著はして南朝の正統たるを明にし、以て恢復の業を圖りしが病みて薨す。

六、菊地氏及
征西府

菊地氏一族、心を合せて懷良親王を奉じ、小貳、大友等と戦ひ、征西府の威令一時九州大半に及ぶ。

七、南朝の衰微
 南朝は、長慶天皇を経て後龜山天皇に三
 り、内訌起り勢愈振はず。
 尊氏、直義 仲悪しくして相戦ひ、且つ功
 臣等の叛服もなく、南朝の爲めに京都を
 攻略せられしこと數回に及ぶ。この間に
 尊氏薨じ、子義詮ヨシキ繼ぎて將軍となる。

八、北朝の内訌
 後龜山天皇の元中九年(二〇五二)將軍義
 満、大内弘を吉野に遣はして、兩朝の和
 議を請ひ奉る。後龜山天皇之れを許し、
 父子の禮を以て神皇を後小松天皇に授け
 給ひ、茲に南北兩朝合一す。(兩朝分立以
 來五十七年)

(3) 結

果

一、南北の講和
 二、大覺寺統の斷絶
 この後、持明院統相つぎて帝位に立ち給
 ひ、南朝の再興を謀るもの屢起りしも皆

一成らず。大覺寺統遂に斷絶す。

第七編 近古(下の二)(南北兩朝の合一より群雄割據に至る)

一、室町隆盛期 (第百代後小松天皇―第百三代後土御門天皇)

(1) 足利幕府の創設
 延元三年、尊氏征夷大將軍に任ぜられ幕府を京都に開く、子
 義詮繼ぎし、此の二代間は内外紛亂の間にて、權力未だ
 定まらず。

(2) 室町幕府
 其の翌年南北合一成りたれば、幕府の威令次第に行はれ、其
 の組織も亦頓。(室町幕府の名は、義満が新第花御所を
 室町に營ひ、この地に幕府を定めたるに依る)

一、三管領
 將軍を輔佐す。斯波、畠山、細川の三家中より
 任す、三家は共に足利氏の分家なり。

二、侍所
 長官を所司といひ、權力頗る高し、四職として赤
 松、一色、山名、京極の四氏之れに任ぜらる。

一、室町幕府

(3) 組

織

二、侍所

二、足利義滿

(1) 治

(2) 驕

(三、守護地頭、地方に置く。

義滿、聰明英武にして、名臣細川頼之の輔導宜きを得たり。明徳三年、山名氏清叛す。義滿自ら之れを攻め破り、所領十餘國に跨れる山名氏を亡す。之れより驕慢なりし強臣等も亦將軍の命に抗せず、翌年南北合一し威令益行はる。

奢
南北合一の後、職を子義持に譲り後、太政大臣に任ぜられ、出入の行列を上皇に准じ、頼りに大工事を起し、花御所を營み、晩年別荘を北山に構へて金閣（鹿苑院）を建て、風流美麗を極む。

三、關東管領

(1) 設

(2) 強

置
頼朝以來の要地なる鎌倉には、特に關東管領を居らしめ、後村上天皇（北朝崇光天皇）の時、尊氏の子基氏を初めて之れに任す。
大
基氏威望あり、子氏満、孫滿兼繼ぐに及び、富強をたのみて漸く將軍の命に服せず。自ら關東公方と稱し、執事上杉氏

（を管領と稱せしむ。

四、應永の亂

(1) 原

(2) 結

(1) 原

因
大内義弘、今川貞世と九州を定め、又山名氏清を討ちて功あり、安藝、周防、長門、豊前、紀伊、和泉等の守護となり、南北合一に盡力し、勢を恃みて潜に不信の志を抱き、應永六年（二〇五九）關東公方足利滿兼と謀して兵を擧ぐ。
果
義滿伐ちて義弘を伐り、滿兼と和す。

因

一、義教の強教
二、持氏の横暴

義持の弟義教還俗して將軍となる。性剛毅果斷に富み、前來の優柔の策を改めて強臣の跋扈を抑壓し、大に幕政を張らんとす。
將軍義持の薨するや、關東管領持氏（滿兼の子）入りて將軍たらんことを望みしに、義教迎へられしかば、不平の極義教を還俗將軍と稱して輕侮し、其の命を奉ぜず。

五、永享の亂

(2) 結

上杉憲實、持氏を諫止すれども聽かず、却て之れを殺さんとせしかば、後花園天皇の永享十一年(二〇九五)義政、憲實を助け、持氏を討ちて之れを滅す。

(附説) 結城合戦

翌年、結城氏朝、持氏の二子(春王、安王)を奉じて恢復を圖り、上杉氏に攻められて戦死し、二子も捕斬せらる。

(1) 原

因

一、遠因 將軍義政、鎌倉を亡して勢力を東方に張りしのみならず、又頼りに強族の勢を殺がんとす。
二、近因 創業の功臣赤松則村の後なる満祐、義政が寵臣赤松則村に其の領地を與へんとせしかば、義政を怨む。

六、嘉吉の亂

(78)

(2) 經

過

嘉吉元年(二一〇一)滿祐、義政を殺し、其の領國播磨に據りて叛を圖る、山名持豊等之れを攻めて誅す。

(3) 結

果

赤松氏衰へ、一旦衰微せる山名氏又興る。
(關東にては、持氏の亡後、權力上杉氏に移りしが、後花園天

七、關東の分裂

(79)

(1) 古河公方

皇の寶徳元年(二一〇九)諸將義政に請ひて、持氏の遺子成氏を主とす。成氏父の仇なりとて上杉氏を怨み、執事上杉憲忠(憲實の子)を殺しければ、上杉氏之れを攻む、成氏下總の古河に走る。

(2) 堀越公方

後花園天皇の長祿元年(二一一七)上杉氏、政知(義政の弟)を迎へて關東の主となし、伊豆の堀越に居らしめ、上杉氏管領となり以て古河に對す。

(3) 兩上杉の爭

さきに山内(顯定)扇谷(定正)の兩家に分れし上杉氏もまた相争ひければ、關東は紛亂愈加りて全く統一を失ふ。

(附説) 太田持資

政知東下の年、扇谷家の賢臣太田持資(道灌)江戸城を築きて古河に備ふ。持資智謀に富み、又文學に長ず、扇谷に屬するもの多し、顯定奸策を用ひて定正をして道灌を殺さしむ。

將軍義政、性優柔愛憎常なく、實權管領家の一、權臣の專横の島山持國、細川勝元及び嘉吉の功臣山

八 應仁の亂

(1) 遠

因

二、義政の悪政

(名持豐(宗全)等の手に歸す。
義政、輔臣の跋扈を制する力なく、奢侈に耽り、風流を事とし、頻りに重税を課し加ふるに屢徳政の令を下せり。

一、島山斯波の家督争

島山持國の養子政長と、其實子義就と家督を争ふ。斯波氏は、二養子義敏、義廉互に相争を争ふ。三管領中、細川家のみ獨り家運榮え、宗全の外勝元の勢に當るものなし。

(2) 近

因

二、將軍家の争

義政子なし、弟義親を世嗣と定め、勝元を執事とす。然るに義政の夫人男義尙を生むに及び、其の立たん事を欲して、勝元と善からざる宗全に托す。宗全は義就義廉を引きて己れが黨としければ、勝元も亦

(3) 戦況
(十一年間の亂)

(4) 結果

果

一、京都の荒廢

都は、常に戰場となり、宮殿、社寺、民家、多く兵火に罹りて恰も荒野の如く、寶器、文書の焼亡頗る多し。

二、地方の状況

地方は大亂の影響を受けて、遂に殆ど全無の戦亂となり、幕府の威令も行はれず、遂に群雄割據の原因となる。

(1) 義政の奢侈
風流

將軍義政は、大亂中猶奢侈遊樂に耽り、其の職を退きし後は世の疲弊をも顧みず、益々華奢風流を極め、東山に別荘を營み、嚴闍寺を其の内に設けたり。

(政長義敏を援さして潜に宗全に當る。

九、東山時代の工芸

(2) 禪

宗

民間には法華宗と一向宗と行はれしが、上流の人々は多く禪宗に歸依し、足利將軍は皆之れを喜び、義滿は京都及び鎌倉に五山を設置せり。

(3) 繪

書

上下の奢侈と、禪宗の興隆とは大に美術工芸を進歩せしめ、大騒亂の世なるにも係らず、所謂東山時代の大發達を見るに至れり。

(4) 詩

繪

畫工には明兆(佛畫)雪舟(山水畫)古法眼元信(狩野派の祖)土佐光信(元信の妻の父、大和繪を中興す)等。

(5) 彫

刻

漆器の術大に進み、詩繪は殊に精を極む。

(1) 學問教育

イ、文學衰へ學者の聞ゆる者甚だ尠し。
ロ、上杉憲賢、足利學校及び金澤文庫を再興す。
ハ、一條兼良及び其の子冬良共に博學なり。
ニ、禪僧には、支那に往來して漢字に通ぜる者多く、幕府の

一〇、東山時代の文學

(2) 和

歌

應仁以後、之れを能くする者少からず。
歌人：吉田兼好、頓阿、太田道灌等。

(3) 謠

曲

義滿以來流行す。

一一、東山時代の風俗

(1) 衣

服

武士は烏帽子、素襖、袴を用ひ、後には多く肩衣、半袴を用ふ(上下の起源)

(2) 家

屋

大抵書院造にて、支關、床の間等を設く。

(3) 遊

藝

一、猿樂、義滿の頃より盛に行はる。
二、點茶、聞香、插花等、義政以來一般に行はる。

(1) 將軍義尙

幕府の權力を恢復せん志せしも果さずして薨す。

(2) 將軍義植

(義視の子)後土門天皇の延徳二年(一一五〇)將軍となる。

(3) 細川家の亂

此頃、細川勝元の子政元事を用ゐ、義植と合はす。義植出奔して周防の大内義興に依る、政元仍て義登(もとの堀越公方

顧問となりしものあり。

一 足利氏季世
京畿の亂

(4) 大内義興
の入京

政知の子)を迎へて將軍とし益々威を振ふ、然るに後家督の
争ありて、政元は弑せられ細川家の大亂となる。
義興、義植を奉じて入京し、再び將軍職に就かしめ、己れは
十餘年間管領代となりて都に留まりしが、其の歸國するや
細川高國代りて管領となり、義植を遂ひて、義澄の子義晴を
迎立す。

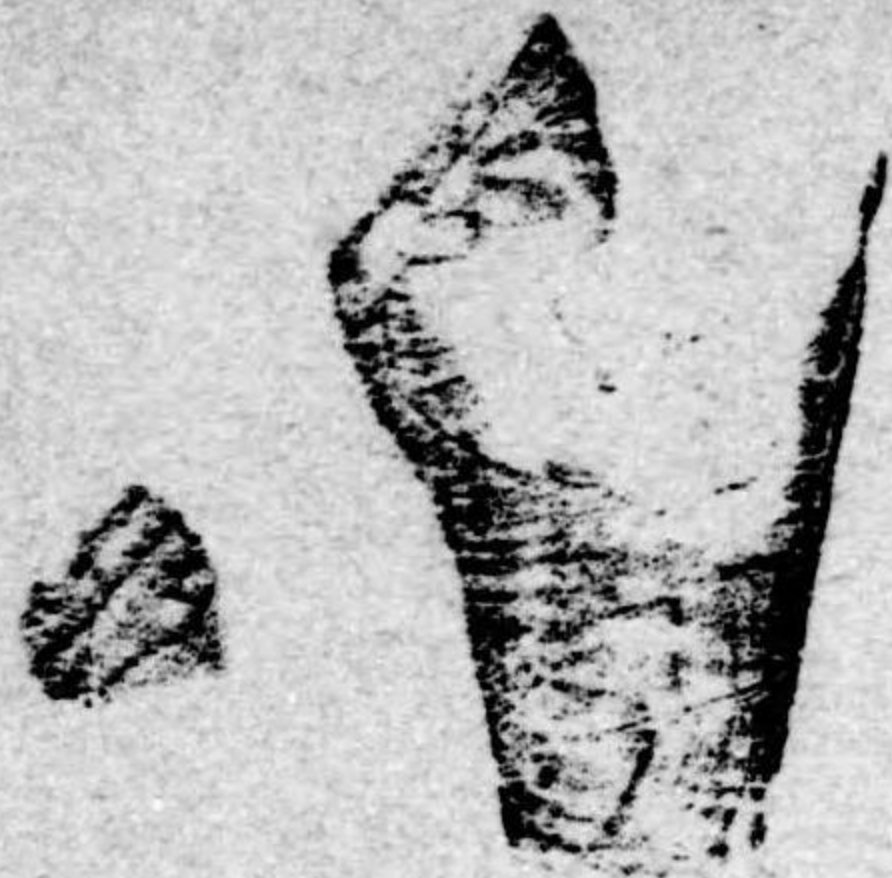
(5) 三好松永
の専横

かくて、細川家の重臣三好氏強大となり、義晴の子義輝將軍
の時、三好長慶獨り威權を恣にする。長慶死するや、其の臣松
永久秀又専横を極め、正親町天皇永祿八年(二二二五)遂に
義輝を弑す。つぎて義晴の甥義榮將軍となりしが、三好松
永二黨の争亂止まず。

(1) 經費の空乏

此戰亂中に、後柏原、後奈良、正親町の三天皇相繼ぎ給ふ。
されども皇室は式微を極め、日々の供御さへ意に任じ給は
ず、公卿は離散して諸國の大名に身を倚する等の有様にて、

三、皇室の
式微の



(2) 内裏の頽廢

公の儀式は皆頽れ、即位の大禮すら容易に舉行し給ふこと
能はず。後奈良天皇は御自筆の色紙、短冊を給ひ、其の奉謝
料にて御用度を補ひ給へり。
かゝる有様なれば、宮垣は頽れ、燈火遠くもれ、市人の紫宸
殿前に茶店設くる者あり。

(附説)
後奈良天皇
の御高德

皇至疲弊し極に達したる時、天皇は連年の饑饉、疫疾の大
流行に御心を悩まし給ひ、民の病苦を救はんために、僧侶を
召して祈禱を行はせられ、且つ御不徳の致す所なりと痛く
自ら歎じ給へり。

(1) 群雄蜂起

將軍家、管領家共に連年の争亂に疲れて、權力次第に衰へ行
ける間に、群雄各地に起りて四境を侵略す。

(2) 堀越御所
の滅亡

堀越、古河の兩御所及び兩上杉共に益振はざるに當りて政
知薨じ、伊豆は伊勢長氏(後の北條早雲)に亡ぼさる。
長氏は、先に駿河の今川氏の客將たりしが、こゝに至りて伊

一四、
群
制
據
雄
(一)

(3) 北條氏
(關東の兩強族)

豆を略し、兩上杉の不和に乗じ、頻りに其の地を侵略し、小田原を本城として勢を振ひ、其の子氏綱、孫氏康皆名將にして智謀勇畧に富み、北條氏は、房總の里見氏と相争ひて、關東の兩強族たりしが、鴻臺の戦に、小弓御所亡ぶるや、關東の士民多く北條氏に歸し、小田原城下日に繁榮し、鎌倉に代りて關東の中心となる。氏康に至りて、古河公方を滅して勢益々振ふ。

(4) 古河御所の衰微

成氏、遂に兩上杉に和せしが、子孫微弱にして振はず。

(5) 鴻の臺の戦

小弓御所(古河公方の分れて下總の小弓に居るもの)は里見氏の助を得て勢稍張りしが、後奈良天皇の天文七年(二一九八)鴻臺の戦に氏綱に破られて亡ぶ。

(6) 川越の役

兩上杉氏は、同族相争ふの不利を悟り、共に連和して北條氏を伐たんとし、天文十五年古河公方晴氏と合し、大舉して川越城を攻めしが、却て大に氏康に破られ、扇谷家此の役に亡

(北條氏の強大古河御所滅亡)

び最後の管領山内憲政、越後に奔り、古河御所もつぎて氏康のため滅ぼさる。北條氏益振ふ。

(7) 奥羽の諸族

葦名、最上、南部、秋田の諸氏各雄を争ひしが、伊勢氏次第に著はる。

(8) 越後の上杉

山内憲政、越後に至り、長尾景虎(後に輝虎)に依り、家名と管領の職を譲る。景虎削髮して謙信と號し、用兵神の如く威を北陸に振ひ、又屢兵を東方に出して氏康と戦ふ。

(9) 甲斐の武田氏
(川中島の合戦)

武田晴信(信玄)頻りに信濃の諸族を攻む。村上義清防ぐ能はず、走りて謙信に依る。謙信依て兵を信濃に出し、晴信と川中島に戦ふ。

(10) 桶狭間の戦

今川義元、駿遠に在り、更に三河を併せ、進みて尾張に迫る。永祿三年(二二二〇)桶狭間(實は田樂狭間)の戦に信長に破られて死し、後遂に信玄に亡ぼさる。

(11) 尾張の

始の斯波氏の重臣なりしが、信秀(信長の父)の時尾張を略

一五、群割據雄(二)

織田氏

して自立す。信秀勤王の志深く、皇居修理の料を獻す。

美濃に齊藤氏、近江に淺井氏、越前に朝倉氏在り。

北島氏は、兩家に分れて、河内紀伊を争ひ、北島氏は伊勢に在り。

(1) 近畿諸族

近畿及び北陸地方に蔓延す。

(2) 一向一揆

四國に、もと細川氏の一族其の大部分を領せしが、細川氏亂るるに及び、長曾我部元親土佐に起り、四國一圓を併す。

(3) 曾我部氏

一、宇喜田氏…備前に起る。

二、尼子氏

出雲に起り、山名氏の衰微に乗じ、因幡伯耆隱岐を併せ又周防の大内氏と戦ふ。

(4) 中國の諸族

義興の時、安藝、周防、豊前、石見等を領せる上に、明國と貿易して巨利を博し、富強當時第一たり、されば公卿の寄偶せるもの夥からず、山口大に繁榮す。

(5) 周防の大内

〔大内義隆(義興の子)驕奢文弱に流れ、遂に家臣陶晴賢に試せらる。義隆の部將、毛利元就義兵を擧げ、後奈良天皇の弘治元年、嚴島に晴賢を滅す。〕

(6) 嚴島の戦

嚴島の戦以來大内氏の舊業毛利氏に歸し、遂に尼子氏をも滅す。元就の後、嫡孫輝元繼ぎ、二叔父吉川元春小早川隆景の援助を得て勢益盛んとなる。

(7) 毛利氏

肥前の龍造寺氏、薩摩の島津氏、何れも勢を得、就中豊後の大友氏は義鎮(宗麟)に至り、南蠻と貿易し國富み兵強し。

(8) 九州の諸族

弘安の役後、我國人は高麗に赴きて貿易し、中には其海岸を犯せる者あり。

(1) 國人進取の氣象

後村上天皇の御代、足利直義、天龍寺の僧疎石(夢想國師)と計り、商船を元に遣して寶物等を求めしむ。天龍寺船の往來茲に始まる。

(2) 天龍寺船

南北朝分立の際に志を得ざる者、亦相率ゐて高麗及び元の沿海を犯す。これ彼の國人の所謂倭寇にして元亡びて明代

一六、國人進取の氣象

(3) 倭寇

一七、明との交通

(4) 國人の冒險
(八幡船)

るに及び甚し。
應仁の大亂以後、國內大に亂る、に及び、明に寇せる邊民益多く、八幡人菩薩の旗をおし立てたる船にて海上を横行せり、彼の國人之れをバハン船と稱して、大に恐る。

(1) 明との修好

南北朝の和睦成るに及び、義満は貿易の利を占めんと欲し、使を遣して脩好し、明王と書及び物を贈り、義満を呼ぶに日本國王の號を以てす。茲に於て義満明を犯すを禁じて、貿易を奨励す。

(2) 足利中世の交通

義持は、明使を却けしかば、交通殆ど絶えしが、義政、義政共に上表して臣を彼れに稱し、義政は財政の困難を訴へて其助を請ふ。

(3) 朝鮮との交通
(附説)

高麗にては、南北合一の年、李成桂(今の韓國皇帝の先祖)自立して王となり、新に國號を立てて朝鮮と稱し、爾來我國との通商益盛に行はれ、對馬の宗氏世々之れを掌る。

(1) 南蠻の來航

葡萄牙、西班牙兩國大に航海業を奨励し、歐人の來航する者多し。

(2) 鐵砲の傳來

葡萄牙人はアフリカを巡廻して東洋に至る。後奈良天皇の天文十二年(二二〇三)我が種子が島に來り、始めて鐵砲を傳へ、且つ貿易を開く。

一八、歐人の來航

第八編 近古(下の二)

(織田信長の上洛より關ヶ原の役に至る)

一、信長の威名

信長、桶狹間の戰に今川氏を滅し、威名大に擧る。

二、敎使下る

正親町天皇、密使を下して朝廷の興復を託し給ふ。信長謹みて詔を拜し、西上の策を計る。

三、西上の準備

先づ家康と結び、又信玄と和して後顧の憂を除く。

一、織田信長
の業績
(足利氏の滅亡)

(2) 近畿の平定

一、上洛

二、美濃の齋藤氏を亡して岐阜に移る。足利義昭(アキ)の輝の弟、來り倚りたるを喜び迎へ、奉じて上洛し、三好松永の徒を追ひて京を定む(永祿十一年)

將軍義榮既に薨じければ、義昭を立て、將軍となす。

京中の法令を嚴にし、羽柴秀吉をして京都を守護せしむ。

二、姉川の役

伊勢の北條氏を従へ、越前の朝倉義景と之れに應ぜる近江の淺井長政をも近江の姉川に破る(元龜元年、二二三〇)

三、叡山燒討

翌年、義景に謀を通じたる叡山を燒討して山徒の勢をそぐ。

四、足利氏の滅亡

義昭、信長の威名を忌みて除かんと計り、却てに攻められて出奔す。(天正元年、二二三三)(十五代、二三五五年)

五、近畿平定

淺井、朝倉二氏及び伊勢の長島の一向宗徒を討平し、後又本願寺と和す。

六、安土築城

近畿、北陸平定したれば、居城を近江の安土に築く。(天正四年)

一、家康の東面防禦

信長、近畿平定の間、家康は參河、遠江を定の濱松に在りて東面の防禦に當る。

イ、北條氏康元龜二年に卒す。

二、隣國強敵の平定

信玄は、厩遠江に攻め入り、元龜三年家康と三方ヶ原の戰に大敗し翌年信玄卒す。

ハ、後數年にして謙信も亦卒す。

(3) 東國の平定

二、豊臣秀吉

(2) 一統の順序

(3) 建築

(1) 原

- 一、四國平定…天正十三年長曾我部元親を攻めて降す。
- 二、北陸平定…謙信の後繼長勝己に秀吉に服す。
大友氏己に衰へ、次の龍造氏亦衰へ、島津氏盛なりしかば、天正十五年(二二四七)島津義久を討ちて之れを降す。
- 三、九州平定
- 四、小田原征伐
天正十八年大舉して小田原城を攻め北條氏を降す。
- 五、東北平定…この時伊達正宗も亦來降す。
- 六、關白太政大臣
天正十三年關白に任ぜられ、次で後陽成天皇立ち給ふや太政大臣に任じ、豊臣氏を賜はる。

一、大阪築城…壯大なる大阪城を築く。
華麗なる聚落第を京に營み、行幸を仰ぎて諸將に忠誠を振はしむ。

(4) 政治

(1) 原 (証明の企圖)

(2) 本陣

- 一、大土木
ロ、皇居を修理す。
ハ、方廣寺を建つ。
ニ、伏見に桃山城を築く。
- 一、五大老…大事を裁決せしむ。
- 二、五奉行…政務を分掌せしむ。
- 三、田制…全國の田地を検し三百歩を一段と定む。
- 四、貨幣…大判、小判等を鑄て貨幣を一定す。
- 一、秀吉海内を一統するに及び、雄大の氣性を發揮して明をも征せんすとす。
- 二、使を朝鮮に遣し、証明の嚮導たらしめんさせしに、國王李昭應せず、乃ち朝鮮を征したる後明をも征せんすとす。

關白職を養子秀次に譲りて大闇と稱し、後陽成天皇の文祿元年(二二五二)肥前名

三、武田滅亡氏

天正十年、信長、家康と兵を合せて長篠に勝頼を破り、次で天目山に之を亡し、瀧川一益を東國の鎮とす。

一、中國の役

信長、秀吉をして毛利氏を討らしむ。秀吉連勝數國を定め、遂に備中の高松城を水攻にし、兵威中國に振ふ。吉川、小早川の兩將、毛利輝元を擁して大兵を以て來援す、秀吉も援を信長に求む。

二、本能寺の變

信長之れに應ぜんとし、子信忠と入京し、父子共に明智光秀に弑せらる。信長上京以來十五年なり。

一、勤王

イ、皇居の修造。ロ、朝儀の復興。ハ、供御献上。ニ、公卿復興。

二、敬神

神…伊勢神宮改造の大典。

(4) 中國經營

(5) 信長の功業

三、治

國…民治に意を用ひ天下泰平の基を開く。

イ、山崎合戦

秀吉、信長の變報に接し、直に毛利氏と和し、山崎の一戰に光秀を滅し、諸將と議し信忠の子秀信を立て、信雄をして輔佐せしむ。

(1) 織田氏との關係

ロ、賤ヶ岳の戰

織田氏の老将柴田勝家、瀧川一益と秀吉を思ひ、信孝と結びて兵を擧ぐ、天正十一年、秀吉勝家の軍を賤ヶ岳に破りて、之を滅し、信孝は自殺し、一益は降り秀吉の威名益揚る。

ハ、小牧の役

信雄、秀吉を思ひ、家康に依りて之を除かんとし、天正十二年小牧に據り、秀吉を長久手に破る。秀吉勝算なきを以て信雄と和す。

二、豊臣秀吉

(2) 一統の順序

(3) 建築

(1) 建

一、四國平定…天正十三年長曾我部元親を攻めて降す。

二、北陸平定…謙信の後繼其勝己に秀吉に服す。

三、九州平定 大友氏己に衰へ、次の龍造氏亦衰へ、島津

氏盛なりしかば、天正十五年(二二四七)

島津義久を討ちて之れを降す。

四、小田原征伐 天正十八年大舉して小田原城を攻め北條

氏を降す。

五、東北平定…この時伊達正宗も亦來降す。

六、關白大臣 天正十三年關白に任ぜられ、次で後陽成

天皇立ち給ふや太政大臣に任じ、豊臣氏

を賜はる。

一、大阪築城…壯大なる大阪城を築く。

一、華麗なる聚落第を京に營み、行幸

を仰ぎて諸將に忠誠を振はしむ。

二、大土木

ロ、皇居を修理す。

ハ、方廣寺を建つ。

ニ、伏見に桃山城を築く。

一、五大老…大事を裁決せしむ。

二、五奉行…政務を分掌せしむ。

三、田制…全国の田地を検し三百歩を一段と定む。

四、貨幣…大判、小判等を鑄て貨幣を一定す。

秀吉海内を一統するに及び、雄大の氣性を發揮して

明をも征せんす。

使を明朝鮮に遣し、証明の嚮導たらしめんさせしに、

國王李昭應せず、乃ち朝鮮を征したる後明をも征せ

んす。

一、本

陣(後陽成天皇の文祿元年(二二五二)肥前名

(1) 原

(証明の企圖)

(4) 政

治

一、

二、

三、

四、

五、

關白職を養子秀次に譲りて大閥と稱し、

(2) 準備

備

二、部

將

護屋に出陣して、自ら諸軍を指揮す。

イ、元帥：宇喜川秀家

ロ、陸軍 第一軍、小西行長、
（先鋒）第二軍、加藤清正。

ハ、水軍：九鬼嘉隆、藤堂高虎。

イ、諸軍連勝

陸軍は釜山に上陸せしむり、連捷、城に入る。李叫出奔し、援を明に請ふ。

ロ、行長清正等の進軍

行長之を追ひて平安道に進み平壤を陥る。清正は咸鏡道に入り二王子を虜にし北境に進む。

（明軍の大敗

明の援軍する行長邀撃して大に破りしかば明、沈

三、朝鮮征伐

(3) 文祿の役

二、結

（講和）末

明大に恐れ和を求む。時に我が將士漸く戦に倦みしかば、沈惟敬、これに乗じて、巧みに和議を行ひ、兵を解かしむ。

因

惟敬中に在りて講和條件を變更し、一も實行せず、慶長元年（二二五六）明使の奉ぜる國書に秀吉を日本國王になすとの語ありしかば、和議忽ち破る。

況

イ、翌年小早川秀秋總大將となり、大軍再び朝鮮に渡る。
ロ、清正、淺野幸長等の蔚山籠城。

(4) 慶長の役

二、戦

一、原

(5) 外征の結果

- 一、大に我が武威を海外に輝したること、
- 二、諸將多く朝鮮より陶工を連れ歸りて、我が陶磁器業を進歩せしめたること。

三、緒

果
 (ハ、島津義弘の泗川の大捷。
 慶長三年秀吉病に罹りて薨じ、諸將遺命によりて歸國す。

(6) 秀吉の大志

- 一、文祿二年、又趣旨の書を高山國(臺灣)に送る。
- 二、來 歴：家康は、源義家の孫新田義重の後裔なり。小牧の義舉以來名望高く、北條氏の滅ぶるや、其の舊領關東に封ぜられ、居城を江
- 三、漸 大

秀吉此の外天正十九年(二二五二)原田孫七郎を使者とし書をフイリピン群島(イスパニア領)の太守に送りて、入貢を促し、其の意に従はざれば征伐すべき由を傳ふ。

一月に定め、秀吉を助けて其勢力漸く大也。

秀次、先に事によりて死を賜ひ、幼主秀頼嗣となり、五大老(家康、利家、輝元、秀家、景勝)及び三成以下の五奉行に後事を托し、之れを輔佐せしむ。

家康は、秀吉の薨後、伏見に在りて政務を掌り、利家は大阪に在りて秀頼を輔佐せしも、利家の薨後は家康の威望豊臣氏を壓す。

三、(秀吉薨後の形勢)

(1) 原

因 (三成等の隱謀) … 三成、家康の威望を憂ひて之れを除かんす。

(2) 準

- 備
- 一、三成、輝元、秀家、景勝等と結托し、東西相應じて家康を挾撃せんす。
- 二、景勝、領國會津に歸りて家康に抗す。

(前記) 徳川家康

四、關ヶ原の役

(3) 戦

况

一、慶長五年(二二六〇)家康自ら會津の景勝征討に向へる虚に乗じて、三成、輝元を推して首領となし、兵を募る。天下の大名兩軍に分れて相對峙す。

二、三成、伏見城を陥れ進みて美濃に入る。

三、家康途中より引き返して西上し關ヶ原に合戦す。

一、勝

敗

〔小早川秀秋叛きて東軍に應じければ西軍大敗し、三成は捕へられ、景勝は降る。〕

イ、賞罰

〔西軍諸將の地を削没して有功の將士を封す。〕

ロ、諸侯の配置

〔要地には徳川氏の親族又は譜代大名を置き、外様大名を僻遠の地に移す。〕

(4) 結

果

二、戦後の處置

三、豊臣氏の有様

〔大權徳川氏に歸し、豊臣氏は攝河泉六十餘萬石の大名たるに過ぎず。〕

第九編 近世 (江戸幕府の創立より大政奉還に至る)

一、幕府創業期 (二〇七代後陽成天皇—後光明天皇)

(家康の江戸幕府開始—代將軍家光の治世)

(1) 原

因

一、豊臣氏の舊業恢復企圖

〔家康、幕府を開き、後駿府に退居して大御所と稱し、大事は自ら決す。時に秀頼長じ、片桐勝元輔導す。然るに淀君徳川氏を惡み、大野治長等と、豊臣氏の舊業を恢復せんと謀る。〕

二、方廣寺鐘銘事件

〔慶長十九年鐘銘の事件起るや家康を忌憚せる人々は秀頼に獎めて兵を擧げしむ。〕

况

一、大阪冬の陣

〔家康、秀忠大軍を發して大阪城を圍む。秀頼和を請ひ、外濠を埋むるの議を以て、講和成る。〕

(2) 戦

一、大阪の役 (豊臣氏滅亡)

(3) 結

果…豊臣氏全く亡ぶ。

二、大阪夏の陣
翌、元和元年、媾和條件の實行につきて意見衝突し大阪は再び兵を擧ぐ。家康秀忠又之れを攻め城陥る。

(1) 創

立

一、家康後陽成天皇の慶長八年(二二六三)征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開き、在職二年にして秀忠に譲る。

二、秀忠、謹厚にして守成の業を成し、子家光に傳ふ。

三、家光、天性豪邁加ふるに土井利勝、松平信綱、阿部忠秋等名臣の輔導ありて、外様大名を威服し、幕府の基礎確立す。

(2) 諸

法
度

家康、豊臣氏の亡後、僧崇傳の立案より成る諸法度を發布す。
一、武家法度…諸侯を拘束す。
二、公家法度…公家を拘束す。

二、江戸幕府

(3) 職

制

一、中

央

イ、重職

大老

老中の上に立ちて諸政を總括す。常置の役にあらず。

老中…政を執る。

若年寄…參政す。

重職は家門及び譜代大名より補し用部屋に會して政務を議す

ロ、三奉行

勘定奉行、江戸町奉行、寺社奉行。

ハ、目付…大名以下の監察強効を掌る

老中、三奉行、大目付等評定所に會して裁判を掌り。奉行以下は旗本(知行百石以下にして御目見以上の家臣)の士を採用す。

イ、所司代…京都に置く。

(4) 政略

略

一、地方の諸職

ロ 在番…二條に置く。
ハ、城代…大阪、駿府に置く。

二、町奉行

京都、駿府其の他要所に置きて、地方の政務を扱ふ。

一、諸侯の配置

イ、諸大名

封地一萬石以上のものにして、家門、譜代の外様の別あり、大小相交り、親疏相制せしむ。

ロ、天領

幕府直支配の地を諸大名の間に散在せしめ、郡代、代官を置きて之れを管す。

二、参勤交代

中央集権の實を擧げんがために、諸侯をして邸宅及び妻子を江戸に置かしめて、参勤交代せしむ。

三、朝廷に對する徳川の政略

(1) 家康の對朝廷策

イ、皇居を修造す。ロ、供御の地を献す。ハ、廢典を興す。(陽には皇宮を尊崇す)

所司代を置きて、朝廷の動靜を窺はしむ。(陰には朝廷の實權をそぎ奪る)

藤原氏にならひ、皇室の外戚となりて幕府の基礎を固めんとす。

家康、藤堂高虎、所司代板倉勝重に周施せしめ、秀忠の時、秀忠の女和子入内し、後水尾天皇の女御となり、次で中宮となる。(東福門院)

(2) 徳川氏内の

(1) 御性行

天皇英明學藝に通達せられ、幕府の専横を憤り給ふ。

(2) 御讓位

幕府、先に、天皇が大徳寺の僧澤庵等に賜ひたる紫衣を奪ひ且つ澤庵等を罰す。(家光の時)天皇大に怒り、遽に皇女正天皇に讓位し給ふ。(天皇は東福門院の御腹にして稱徳天皇以來始めての女帝なり)

四、後水尾天皇

五、天主教

(附説) 後光明天皇

後水尾天皇の御子におはせしも、東福門院の御腹にあらず。英明剛健、大に朝典を興し、皇威伸張の御志ありしが、果さずして薨じ給ふ。

(1) 傳來の始

後奈良天皇の天文十八年(二二〇九年)基督教宣教師サビエル(西班牙)鹿兒島に来る。

(2) 弘布

忽ち四方に傳播し、中國、四國、京畿地方より遂に仙臺に及ぶ。時人之れを切支丹又は天主教といふ。肥後の大友、肥前の大村、有馬等の諸侯篤く歸依し使を以太利のローマ法王に遣はせり。

(3) 結果

織田信長：天主教の分布を許し、京都に南蠻寺を建つ。
秀吉及び家康は共に之れを禁ず。
後、家光の時に至りて島原の亂ありしより益嚴禁す。
一、朝 鮮 家康、幕府を開きし後、朝鮮に諭して舊好を温む。

六、外交

(1) 東洋諸國

二、琉球

球

家康島津家久をして招がしむ、應ぜず、乃ち家久、討ちて王尙寧を虜にし、島津氏之れを領す。(慶長十四年)

(2) 西洋諸國

三、明………

家康國交の再興を計りしも應ぜず。商船のみ往來す。

(3) 邦人の航海

葡萄牙、西班牙、和蘭、英吉利、皆通商を許す。

(4) 渡航通商地

邦人の進取雄大の氣性振ひ、御朱印船に乗りて渡外するもの多し。

(5) 奇傑の士

阿媽港(澳門)高砂(臺灣)呂宋、安南、占城(交趾支那)東埔寨暹羅、麻六甲及び濃毘數般(新西班牙、即ちメキシコ)

一、支會常長(伊達正宗の臣)主命を受けて羅馬に使す。

二、山田長政、暹羅に在留せる邦人を率ゐて暹羅王を助け、國亂を定む。

三、濱田彌兵衛、臺灣に至り蘭人を懲す。

七、島原の亂

- (6) 鎖國政策…島原の亂 結果(全條參見)
- (7) 明人の來朝
 - 當時支那にては清朝興り、明人の我國に歸化するもの多し。
 - 一、朱舜水…水戸侯光圀に聘せらる。
 - 二、僧隱元…禪宗黃檗派を傳ふ。
- (1) 時 代…明正天皇の寛永十四年(二二九七)三代將軍家光の治世。
- (2) 原 因…天主教の禁を犯すものあるを以て、益之れを嚴禁せしに由る。
- (3) 信徒の擧兵
 - 天主教徒、西國の浪人と合して、天草及び島原に亂す。
 - 板倉重昌之れに 死し、松平信綱之れを平ぐ。
 - 一、幕府益天主教を嚴禁し、時々宗門改を行ふ。
 - 二、海外渡航の禁を嚴にす。
 - 三、造船に種々の制限を設く。
 - 四、外人の渡來を禁す。
 - 五、支那、和蘭二國人に限り、長崎に貿易するを許す。
- (4) 結 果
 - (天主教の嚴禁及び鎖國)

八、浪士の亂 (慶安の變)

- (1) 時 代…後光明天皇の慶安四年(二三一一)、四代將軍家綱の初世。
- (2) 謀 叛…浪士由井正雪、家光の裏に乗じて亂を謀りしが成らずして、自殺す。
- (3) 結 果…當時江戸に浪人多く、遇此の亂ありしより、幕府浪士の江戸拂の議ありしが、阿部忠秋の意見によりて止む。
- 一、學校及び文庫を建設す。
- 二、遺書を集めて出版す。
- 三、藤原惺高(儒學中興の祖)を尊信す。
- 四、林羅山(惺高の門人)を侍臣とす。
- 五、僧承兌、崇傳、天海皆重用せられて政治文教に力あり。
- 一、徳川義直(尾張)
- 二、徳川頼宣(紀伊) 御三家の祖にして文教を興す。
- 三、徳川頼房(水戸)
- 四、徳川光圀(頼房の子)明の遺臣朱之瑜を聘して大日本史
- (2) 諸藩の文教復興
- (1) 家康の興文

九、文教の振起

(3) 綱吉の好學と聖堂

保科正之(會津)池田光政(備前)皆治績多く文教復興に力あり。綱吉深く學を好み、聖堂を湯島に建て、忍が闕なる林氏の私塾を其の傍に移して官學とし、林鳳岡(羅山の孫)を大學頭に任じ、自らも經書を講ず。

を編す。

(4) 著漢學者の

一、家光の時

イ、中江藤樹(近江聖人)……學徳高し。

ロ、熊澤蕃山(藤樹門人)池田光政に仕ふ。

イ、木下順庵、山崎闇齋、伊藤仁齋及び其の子東涯(以上京都)

二、綱吉の時

ロ……荻生徂徠(江戸)

ハ、貝原益軒(筑前の人)學徳高く、假名交り文の著書多し。

(5) 國學者

イ、僧契沖

難波の人、古語を研究して、始めて國學を興す。

ロ、北村季吟

近江の人、和歌和文に名高し、綱吉召して國學を講せしむ。

(6) 其の學者他

イ、松尾芭蕉(俳諧) ロ、近松門左衛門(淨瑠璃文) ハ、北島雪山 細井廣澤(書家) ニ、宮崎安貞(農學家) ホ、安井算哲(天文學者) ヘ、關孝和(數學者)

二、幕府隆盛期

(第百十代後光明天皇―第百二十一代孝明天皇) 四代將軍家綱―十二代將軍家慶

(1) 弊政

家綱多病、政治をみる能はず、晩年大老酒井忠清(下馬將軍)政權を恣にせしが、綱吉立つに及びて、之れを却け、治績多しものありしも、晩年政治に倦み、諸政を柳澤吉保に委れ、奢侈遊宴に耽る。

(2) 佛教熱心

一、佛法を信じ、施與を好み、僧侶を優遇し、盛に大寺院を建立す。
二、子なきを憂ひ、迷信に陥り、殺生を禁じて下民を苦む。

一、元祿時代
(綱吉の弊政、奢侈の風俗)

(3) 財政紊亂

一、弊政と相俟ちて變災頻りに至り、財政困難を來す。
二、勘定奉行萩原重秀の議を用ゐ、貨幣を改鑄す。

(4) 土風の廢頽

一、幕府の初世は、浮華優柔を忌み、朴實廉耻を尙びしも、世は太平に馴れて、上下安逸に流れ、華奢優美となる。
二、綱吉華奢を好みしかば、世風一般に浮華柔弱に流れ、龍樂、淨瑠璃、芝居等流行し、衣服調度悉く華美を極め、繼て美術工藝大に進歩す。

(5) 美術工藝の進歩

一、浮世繪 岩佐又兵衛始めて起す。
二、狩野派 狩野探幽中興す。
三、蒔繪 本阿彌光悅新法を出し、其の製作を常憲院時代ナガノリと稱す。
四、畫家 菱川師宣、英一蝶、尾形光琳、ヒシカハ、ハナフサ、カワウリン

(6) 赤穂義士の復讐

元祿十五年(二二三六二)十二月赤穂の城主淺野長矩の遺臣大石良雄等四十七人高家吉良義央を討ちて主仇を報ず。キラヨシナカ

二、新井君美
(白石)

(1) 家及び家宣繼及

綱吉薨じ、家宣立つや君美を擧用し、前代の弊政を改革せしも、在職四年にして薨す、子家繼四歳にして繼ぎ、君美、遺命を以て補佐す。

(2) 苦學

初め貧困頗る苦學す、江戸の富豪河村瑞軒、其の孫女を妻はせて學資を給せんとせしも應ぜず、遂に一家を成す。

(3) 政治績

一、政治
イ、元祿の惡貨幣を改鑄す。(乾字金)
ロ、朝鮮の使者の禮遇の過ぎたるを改む。
ハ、外國貿易の額を定め、金銀の海外濫出を防ぐ(家宣の時)
二、親王家 親王家は、伏見、京極、有栖川の三家なりしも、建議して閑院宮(中御門天皇の皇弟直仁王)を立て(家宣の時)

(4) 退隱

家繼薨じ、吉宗將軍となるに及び、退隱して著述に従事す。書…藩翰譜、讀史餘論、折焚く柴の記、采覽異言、西洋記聞等

三、德川吉宗
(享保の治)
(江戸幕府中興の賢主)

(1) 吉

宗…家繼薨し吉宗(紀伊頼宣の孫)入りて將軍となる。

(2) 勤儉尙武

一、元祿以來奢侈に流れ、士風の頹廢せるを改めんを欲し、質素儉約を守らしめ、大岡忠相(斷獄に有名なり)を登用して江戸町奉行とす。

二、武藝を奨励して、士氣を鼓舞す。

三、公事方定書(刑法成文律)を制定す。

一、顧問の儒者室直清(鳩巢)の六諭衍義の大意を平易に解せる書を寺小屋の師匠に授けて、兒童に教へしむ。

二、實學を重んじ、自ら天文學を脩めて其の機械を造る。

三、享保五年(二三八〇)基督教に關係なき洋書の講讀を許す。

四、青木文藏を長崎に遣して蘭學を學ばしむ。

(4) 財政整理

一、貨幣を改鑄す。(享保金)。

二、足高の法を定めて、人材を登庸す。

(5) 産業奨励

一、甘薯を栽培(青木文藏をして之に當らしむ)す。

二、砂糖の製造を奨励す。

三、官使を諸方に遣はして物産を巡檢せしむ。これより産業發達し、天下平かに民富む。

將軍家重(吉宗の子)讓を受く、多病政務を務めず、田沼意次を寵用す。

將軍家治(家重の子)將軍となるや、意次は老中、其の子意知は若年寄となり、父子政を專にして賄賂を食り、奢侈を極む。

災害頻りに至り、光格天皇の天明年中大饑饉ありしも苛政猶ほ止まず、怨聲四方に起る。

二、後、意知殿中に殺され、意次は却けられ、家治薨す。

一、田安邸(吉宗の子宗武)

三、一橋邸(吉宗の子宗尹) 吉宗の時二邸を分與す。

四、將軍家重
家治の治

(1) 田沼父子
の專權

(2) 天變地異
及大饑饉
(天明の大饑饉)

五、松平定信
(寛政の治)

(3) 御三家

清水邸(家治の弟重好)……家重の時分與す。
御三家には領地を與へず、將軍の連枝として待遇し、御三卿と稱す。

(1) 將軍家齊

家治、世嗣なきを以て、家齊(宗尹の孫)一橋家より入りて將軍となる。

(2) 松平定信の輔佐

定信(田安宗武の子、白河城主松平氏を繼ぐ)賢明、學識に富み、清廉樸素、勵精將軍を補佐し、所謂寛政の治をなす。

(3) 皇居炎上

光格天皇天明八年(二四四八)皇居炎上す。

(4) 皇居の造營

定信自ら皇宮の造營を總理し、舊制に復せし所多し。

(5) 尊號事件

光格天皇の御父、典仁親王に太上天皇の尊號を奉るの議を拒む。

一、柴野栗山等の學者を聘し、大學頭林述齋を輔けて、大に文藝を奨勵す。

二、諸藩に命じて奢侈を禁じ、備荒儲蓄をなさしむ。

(6) 寛政の治

三、棄捐(負債償却法)を設けて、旗本の士の困窮を救ふ。

四、才能の士を登用し、孝女、節婦、義僕等を賞す。

五、諸國の農桑を奨勵し、風俗を矯正す。

六、武技を習練し、士氣を鼓舞す。

(7) 諸藩の治

イ、細川重賢(熊本) ロ、上杉治憲(米澤) ハ、松平容碩(會津) ニ、淺野重晟(安藝) ホ、池田治政(備前) 徳川治貞(紀伊等)。

(8) 著名の藩費

イ、熊本の時習館 ロ、萩の明倫館 ハ、鹿兒島の造士館
ニ、佐賀の弘道館 ホ、米澤の興讓館 ヘ、仙臺の養賢堂
イ、荷田春滿
ロ、賀茂真淵
僧契沖の稱へたる古學を研究す。

家齊の頃の人、前二大人の後を受け、國體の尊嚴を明かにし、國學を大成す。著書中古事記傳最も名高し。

六、國學

(1) 國大學人の

ハ、本居宣長

七、尊王論

(2) 靖一の保業己

三、平田篤胤：宣長の門人、敬神愛國説を稱ふ。
宣長と同時代の人にして、盲人なり、幕府に請ひて和學講談所を建て、定信に召されて群書類従を編す。

(1) 尊の由王來論

一、徳川光圀
學者を集めて、史館を設け、大日本史を編し、大義を明かにす。
二、淺見安正：(山崎闇齋の門人)靖獻遺言を著す。

(2) 尊王家

一、竹内式部、山縣大貳、藤井右門等出でて(家重家治の頃)或は公卿に出入し、或は書を著し、大に皇室の衰頽を嘆き、皆處刑にあふ。
尊王思想は、國學の隆盛と共に人々尊王の大義、國體の尊嚴を知るに至り家齊の頃益盛となる。
二、高山彦九郎
(正之)上野の人、志士に交りて大義を説く。
(秀實)下野の人、山陵の荒廢を歎じ、

八、蘭學

(1) 學者

イ、前野良澤
ロ、蒲生君平
山陵志を著す。(高山彦九郎と林子を合せて寛政の三奇士と稱す)
ハ、頼山陽
(襄)日本外史を著して尊王論の氣勢を助く。

(2) 新興科學

イ、醫學、理學、博物學等。
(3) 開港論
蘭學者は海外の事情形勢に通じ、鎖門の可ならざるを知る。

(1) 海外の形勢

一、北米合衆國獨立し、漸次強盛に赴く。
二、英國は、印度を略し、更に支那に來る。
三、佛國は後印度を窺ふ。
四、露國は、全シベリアを併せ、更に我が北邊を窺ふ。
(友直、仙臺の人)早く海外の形勢を察し、海國兵談、三國通覽等を著して海防を説く、松平定信人を惑はす妄説となし

九、海防策

(2) 林子平

覽等を著して海防を説く、松平定信人を惑はす妄説となし

一〇、露英航人の來航

(3) 松平定信

〔幕府、海防に意を注ぎ、定信に命じて房總等の近海を巡視せしむ。〕

一 露人の來航

〔寛政四年、ラツクスマン我が漂流民を護送して根室に至り、國書を呈して通商を請ひしも幕府許さず。〕

(2) 露使來る

〔文化元年(二四六四)露の使長崎に來り、又通商を請ふ、幕府祖法を説きて拒絶す。〕

(3) 英船來る

〔文化五年又長崎の民家を掠む。〕

(1) 近藤守重

〔露人北海に出没するを以て、幕命を受けて、蝦夷の地を巡檢す。〕

(2) 伊能忠敬

〔幕命を奉じて、蝦夷及び全國を測量し、十八年を以て日本輿地圖を作る。〕

(3) 間宮林蔵の探險

〔樺太及び間宮海峡を探險し、更に露領沿海に至る。〕

〔仁孝天皇の文政八年(二四八五)幕府外船擊攘令を下し、和

一一、文政時代の文化

(4) 外船擊攘令

(文政の令)

〔蘭人をして、之れを諸外國に告げしむ、和蘭人海外の形勢を陳じ以て、和交の利を説きしも幕府聽かず、之れより憂國の志士盛に起る。〕

(5) 家齊の親政

〔定信職を退き、家齊政を親らする、こゝ四十餘年に及び、學藝益進歩し、國學、漢學、蘭學、書畫の大家、小説家(瀧澤馬琴)等輩出す。〕

(1) 天保の饑饉

〔天保年間連年の饑饉ありて、人心不穩なり。太平の餘安、逸遊情に流れ、士風頹廢し、財政困難を來し、諸外國我を壓せんとし、家齊政に倦み、幕府衰亡の兆現る。〕

(2) 大鹽平八郎の亂

〔天保八年、大鹽平八郎(大坂の奥力)飢民を救はんとして町奉行に請ひしも納れられざりしかば、亂を大坂に起し、遂に破れて自殺す。〕

(3) 海防論

〔一、水戸侯徳川齊昭、藤田東湖を用ひて文武を奨勵し、獨夷海防を講ず。〕

一三、天保時代

- (4) 西洋の兵
- (5) 華山の長英術

二、佐賀侯鍋島齊正、薩摩侯島津齊彬等邊備を脩む。
 高島秋帆、江川太郎左衛門等、西洋の兵學砲術を研究す。
 華山、長英等、鎖國攘夷論を説きて罪せらる。

- (6) 天保の改革
(水越の改革)

- 一、政治
- 二、結果

老中水野越前守忠邦、内外の形勢を察し、大に勤儉尙武の風を奨勵し、風俗を矯正し、兵備を嚴にし、書籍を檢閲する等盛に改革を行ふ。
 事急激嚴峻に失し、却て人心を失ひ、遂に職を止められ、阿部正弘之れに代る、後程なく米國使節來朝の事起る。

三、幕府衰亡期

孝明天皇嘉永六年——同天皇慶應三年
 家慶の末年——十五代慶喜の大政奉還

- (1) ペリー來朝

孝明天皇の嘉永六年(二五—三)北米合衆國の水使提督ペリー軍艦四艘を率ゐて浦賀に來り、國書を呈して通商を請ふ。

幕府、浦賀奉行をして久里濱に會見せしめ、明年決答すべき旨を諭して去らしむ。

- (2) 露國使節の來朝

同年家慶薨じ家定繼ぐ。露國の使節プーチヤチン軍艦を以て又長崎に來り國界協定と通商を請ふ。幕府又返答を延期して去らしむ。

- (3) 幕府の海防

幕府品川灣に砲臺を築き、軍艦兵器を和蘭より購入し、兵備を整へ海防を嚴にす。

- (4) 政務専決の舊慣破る

幕府米使の來意を朝廷に奏し、開港の可否を諸侯に諮問す。これより幕府の威令失墜し、國論一定せず。

一、翌寛政元年、ペリー又來る。

- (5) 神奈川の締結條約

幕府林建等に命じ横濱に會議せしめて神奈川條約を締結し、下田、函館二港の碇泊と、薪水食料を給することとを許す。

三、露、英、蘭の三國とも亦同様の條約を結ぶ。

一、米國使節の來朝

- (5) 神奈川の締結條約

三、露、英、蘭の三國とも亦同様の條約を結ぶ。

二、開港論攘夷

(6) 通商條約を議定す

安政三年、米國の總領事ハリス下田に來り、將軍に謁して國書を呈し、通商を請ふ。老中堀田正篤、自ら上京して勅許を懇請せしむ。聽かれず。

(7) 假條約調印

安政五年(二五二八)彦根藩主井伊直弼大老となり、勅許を待たずして米國との假條約に調印し、長崎、函館、神奈川、新潟の五を港開く。
二、露、英、蘭、佛の四國と又假條約を結ぶ。

(1) 國論沸騰

安政元年神奈川條約成るや、志士起り、開港攘夷の論囂然たり。
安政三年、老中堀田正篤、通商條約の勅許を仰ぎしも、志士京都に集り、鎖國攘夷の說朝廷を動かして之れを許さず。

(2) 吉田寅二郎

(松陰と號す、長州の人) 潜かに海外に行きて其の實情を知らんことを欲して成らず、斬に處せらる。

(3) 佐久間修理

(象山と號す、信州の人) 博學多識の開港論者たりしが、松陰の師たるを以て罪せらる。

(1) 原

因

一、將軍家の世嗣問題
安政五年、家定薨じて嗣なし、上下一橋慶喜(齊昭の子)に囑望せしが、直弼、家茂を紀伊より迎へしかば、世論沸騰す。
二、攘夷の密勅
志士等同志の公卿と結託し、密勅を齊昭に下して外夷を攘はしむ。

(2) 大

獄

直弼、近衛、三條等の公卿を幽閉し、齊昭、慶喜及び尾張、越前、土佐等の諸藩主を禁錮し、橋本左内、頼三樹三郎、吉田寅二郎等志士數十人を捕へ禁錮流斬す。

(1) 櫻田の變 (安政大獄の結果)

萬延元年(二五二〇)水戸藩士佐野竹之助等十七人、直弼を櫻田門外に要殺す。これより幕威大に衰へて尊攘論盛さなる。
老中安藤信正等、公武合體を稱へて幕政を恢復し、上下一致

三、安政の大獄

四、討幕論

(2) 内親王の東下(公武合體)

して外夷を攘はんを計り、皇妹和宮親子内親王を請ひ奉りて將軍家茂に降嫁せらる。

(3) 阪下門の變

内親王の御東下は、却て尊攘論者の怨む所となり、信正は坂下門外に襲撃せられて負傷す。

(4) 尊王論者
京に集る者

尊王論者、諸藩を脱走して京都に集り、同志の朝臣と合體し頗る勢力あり。
平野國臣等、島津久光を途に要し、討幕攘夷の決行を迫る、久光諭して入京す、朝廷和じて釐下を鎮靜せしむ。

(5) 勅使東下

勅使、大原重徳、久光を従へて東下し、家茂の上洛を促し、幕政の改良を命ず。

幕政改良

一、慶喜を擧げて後見とす。
二、松平慶永を政事總裁とす。
三、諸親藩の禁錮を説く。
かく改革せしも幕府の威力は却て益衰へり。

五、攘夷

(7) 薩長土三藩の威望

毛利元徳(長州藩の世子)山内豊範(土佐藩侯)入京し島津氏と共に朝廷を守護し、京都鎮撫の命を拜す。

(1) 將軍上洛

文久三年(二五二三)將軍家茂上洛す。

(2) 男山行幸

四月十一日、天皇男山八幡社に行幸し、攘夷の節刀を家茂に賜はんを命ず。家茂病を稱して避け奉りしが、後遂に勅を奉じ、五月十日を以て攘夷の期と定む。

(3) 下ノ關事件

攘夷の期に至り、長藩外船を下ノ關に砲撃す。英、米、佛、蘭連合して下關を砲撃し互に勝敗ありしが遂に講和す。

(4) 生麥事件
(鹿兒島砲撃)

一、原 因 島津久光、先に勅使を護して東下するや、歸途生麥村に於て其の從士英人の無禮を憤りて斬る。
二、結 果 英人、幕府に迫りて償金を出さしめ、更に軍艦を率ゐて鹿兒島に迫り遂に敗走す。

(5) 親征の議

京都にては、攘夷の論盛にして御親征の御企あり。

六、元治の變
(長州征伐)

(6) 七卿の西奔

攘夷説急に變じて長州藩の禁衛を解き、且つ其の在京藩士に退去を命ず。時に三條實美以下七卿長州に奔る。

(7) 攘夷の激昂

一、藤本鐵石等、大和五條に兵を擧ぐ。
二、平野國臣等、但馬の生野に兵を擧ぐ。
三、水戸の武田耕雲齋は筑波山に據りしが、皆敗走す。

(1) 原因

一、元治元年(二五二四)長藩の老臣等、藩主及び七卿の宥罪を請はんがために兵を率ゐて入京す。時に會津、桑名、薩藩の兵防戦して之れを破る。
二、幕府、征長の師を起せしが、恭順黨毛利氏の老臣福原元佃等を斬りて謝罪せしむば、開戦に及ばずして幕府兵を解く。
三、慶應元年長の士高杉晋作、山縣有朋等之れを憤り、恭順黨を討ちて藩論を一新し、山口に據りて幕軍に當らん。

七、大政奉還

(2) 結果

幕府、再征の軍を發し、將軍家茂大阪にて軍事を督す。されど征長の幕軍毎戦利あらず、會家茂大阪に薨じ、慶喜軍職を繼ぎ、令して征長の師をかへす。

(1) 假條約勅許

家茂の大阪に在るの時、英、米、佛、蘭兵船を連れて大阪に入り、條約の勅許及び兵庫開港を迫る。朝議内外の形勢を察し、遂に假條約を勅許し給ふ。(但し兵庫は今上天皇即位の年許さる)

(2) 明治天皇踐

慶應三年(二五二七)正月、明治天皇即位し給ふ。

(3) 山内豊信

當時幕府の威信全く地に墜ち、政務を處理する、こと能はず。山内豊信(前土佐藩主)時勢を察し、其の臣後藤象二郎を遣して將軍慶喜に政權奉還を説かしむ。薩摩藩士小松帶刀も同じく勸む。

(4) 大政返上

慶喜乃ち上表して政權を奉還し將軍職を辭す。
(慶應三年)家康幕府を開きしより十五代二百六十年なり。

第十編 現世 (王政維新より現時に至る)

一、王政維新

- 一、皇族、廷臣及び諸侯を會して國是を議せしむ。
- 二、三條實美以下の歸京を許し、又毛利氏の罪を許す。
- 三、舊來の諸官職を廢して、總裁、議定、參與の三職を新置す。
- 四、復古の大業に盡力したる皇族公卿及び諸藩の人材登用の途を開く。
- 五、大小の政令悉く朝廷より出づ。

二、羽伏の鳥見戦

- (1) 原
- (2) 戦
- (3) 結

一、慶喜二條城に在り、臣屬等維新の改革憤懣に堪へず。
 二、慶喜急に兵を取めて大阪に赴き、明治元年(二五二八)會津桑名等の兵を先鋒として入京せんす。
 薩長等諸藩の兵幕軍を伏見、鳥羽に邀撃し、征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王(後に小松宮)錦旗を掲げて軍を督し給ふ。
 三、激、四回幕兵大敗して大阪に走り、慶喜夜に乗じて海路江戸に歸る。

三、戊辰の役

- (2) 抗幕の臣企反

- (1) 慶喜の恭順

二月、慶喜以下の官位を剥ぎ、征東大總督有栖川宮熾仁親王、參謀西郷隆盛以下、諸軍を率ゐて江戸を攻めしむ。
 一、慶喜、上野寛永寺に屏去し、勝安房等を遣はして謝罪せしむ。
 二、江戸城及び軍艦兵器を押收し、慶喜を水戸に幽し、出安家達をして徳川氏を繼がしむ。
 三、幕臣等慶喜の恭順を憤慨し、旗本の士は彰義隊を編成し、輪王寺宮公現法親王(後に北白川宮能久親王)を奉じて上野に據り、官軍に抗し遂に破らる。
 四、榎本武揚、軍艦を率ゐて陸奥の沿海に逃れしが、官軍に破らる。
 五、大島圭介は下總に遁れ、五稜廓の軍に加はる。
 六、會津藩主松平容保、奥羽越後の兵を結び、若松城に據る。官

(3) 會津攻撃

軍兩總、越後等を平げ進みて若松城に迫り、明治元年九月遂に之れを降す。

(4) 奥羽平定

つぎて會津同盟の諸藩も亦皆歸順す。

(5) 北地平定

榎本武揚等、軍艦を率ゐて函館の五稜廓に據りしも、數次の激戦の後、力衰へて降り海内全く平定す。(明治二年五月) つぎて奥羽を七國に分ち、蝦夷を北海道とし十一國に分つ。

明治元年三月、天皇公卿及び諸侯を率ゐて紫宸殿に御し、親しく神祇を祀りて五事を誓約し、大政の方針を定め給ふ。

一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。

二、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

三、官武一途庶民に至る迄各其の志を遂げ人心をして懽

一まさらしめんことを要す。

四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

五、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

(1) 五條御誓文

四、新王の政維

(2) 東遷

同年江戸を東京と改稱し、翌二年三月遷幸ありて帝都と定め給ふ。

一、原

因

政權朝廷に復せしも、各藩主、其の領土人民を私有せしを以て統一の政を行ふこと能はず。

(3) 版籍奉還

二、主張者

姫路藩主酒井忠邦先づ建言し、木月孝九、大久保利通、板垣退助等又各藩主に説き、明治二年、薩、長、土、肥四藩主相連署して封土人民を奉還す。他の諸藩も亦皆之れに倣ふ。

三、藩知事

事：舊藩主を知藩事とし、舊領を治めしむ。明治四年、藩を廢して縣となし、縣令を置きて政を行ふ、(茲に始めて全國一統の政令行はる。)

(4) 廢藩置縣

(明治元年正月、大政復古の事を各國公使に通知し、詔を發して「當今の勢鎮港を

五、外

交

取るべからず、宜しく國際法に遵ひて外國と和親すべし」と布告し、各國公使に拜謁を賜ひ、外交の儀頓に面目を一新す。

(1) 門閥打破…門閥の舊慣を打破して、賢才を登用す。

藩籍奉還後、公卿大名の稱を廢して華族とし、諸藩の舊臣を士族、農工商を平民とし、穠多、非人等、皆平民籍に入れて同等の權利を與ふ。

(2) 華士族平民
明治五年、始めて制定して翌年發布し、兵役を全國臣民の義務とす。

(3) 徵兵の制
明治五年、始めて制定して翌年發布し、兵役を全國臣民の義務とす。

(4) 交通機關…先に電信を設け、後郵便の制を定め、汽車、汽船を設く。
諸藩の税法を廢し、全國の地價を改定し、地租を一定し、穀納を改めて金納とす。

(5) 税法の一定
諸藩の税法を廢し、全國の地價を改定し、地租を一定し、穀納を改めて金納とす。

(6) 刑律の制定…酷刑を廢し、證據裁判に依る。

(7) 警察…警察法を制定して、全國に巡查を置く。

(8) 風俗の改革…一般に佩刀を禁じ、散髪立禮を許し、洋式の禮服を定め、佛混合を禁じ、僧徒の肉食妻帯を許す。

六、

諸般の政革

(歐米文物制度の採用)

(9) 太陽曆採用
明治五年十一月、太陽曆を廢して太陽曆を用ふ。其の年十二月三日を以て六年一月一日とす。

(10) 紀元節其
他祝祭日
神武天皇即位の年を紀元元年と定め、紀元節其の他の祝祭日を定む。

(11) 教育の制
明治五年、西洋に倣ひて學制を發布し、全國に小學校を設けし、大、中學校、師範學校其の他の専門學校等起る。又活版術大に開け、書籍の出版、新聞雜誌の發行も盛行す。

(12) 結 果
一、不平の徒
守舊の輩、諸般の政革を喜ばず、外人を嫌忌するもの、士族の産を失へるもの、兵役を恐るるもの等、或は重臣を殺傷し、或は所在に亂を起さんとする等、不穩の事あり。

二、熊本、萩の亂…明治九年、新政を喜ばざるもの熊本、萩

(1) 原

因

一、朝鮮關係

維新以後、我が政府は屢使を朝鮮に遣して舊好を求めしも彼れ應ぜず、却て無禮の言動あり。
等に亂を起し、程なく平ぐ。

二、征韓論

イ、主張者

參議西郷隆盛、江藤新平、板垣退助、後藤象二郎等、之れを憤りて征韓の議を建つ。

ロ、反對者

岩倉具視、木戸孝允、大久保利通等は新に歸朝し、切に内治を急として、其の議を斥く。

二、隆盛の私學校

明治六年、隆盛等、議の行はれざるを以て連袂辭職し、鹿兒島に歸り、桐野利秋、篠原國幹等と私學校を開き、青年を教育す。

七、鹿兒島の亂
(西南の役)

(2) 經

過

二、隆盛の擧兵

明治十年二月、隆盛兵を擧げ、熊本城を攻圍す、城將谷干城固守して屈せず。

天皇、隆盛等の官位を削り、熾仁親王を征討都督とし、山縣有朋、川村純義等を參軍として征討せしめ給ふ。

賊軍、田原坂、山鹿、植木、高瀬等に激戦五十餘日に亘りて官軍を苦む官軍の別働隊黒田清隆等八代より敵を衝く。

イ、賊軍背後を襲はれしかげ圍を解きて退く、官軍之れを追撃して鹿兒島に迫る。

八、佐賀の亂

(3) 結 果

ロ、隆盛以下戦死し九月亂平ぐ。
ハ、隆盛後特に許されて正三位を贈らる。

(1) 原 因

明治七年、江藤新平己れの意見の行はれざるを憤り(征韓論の影響)郷里佐賀に歸る

(2) 結 果

郷里佐賀にて亂を作ししがつぎで捕へられて死刑に處せらる。

(1) 原 因

因…我が邊民臺灣の蕃民に殺掠せらる。

(2) 經 過

我が政府、清國に罪を問ふ、彼全く自國に關係なき地なるを以てす、茲に於て、西郷從道を都督として征伐せしむ。(明治七年)

(3) 結 果

清國俄に異議を稱ふ。大久保利通辨理大臣となり、償金五十萬兩を出さしめて軍を旋す。

九、臺灣征伐

(1) 民選議院 設立の建白

征韓論の翌年、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平等、民選議院の設立を建白せしが、議遂に行はれず。

九、憲法發布

(2) 立憲政治

一、明治八年、元老院を置きて立法府とし、大審院を設けて最高の裁判所とし、又地方官會議を開く。

二、十二年、府縣會を開設す。

三、十八年太政官を廢して内閣を置く。(伊藤博文を内閣總理大臣とす)

四、二十二年(二五四九)二月十一日、帝國憲法を發布し翌年、議會を東京に召集せられ、立憲政體確立す。

一、江華島事件

明治八年、我軍艦朝鮮の江華島附近を測量せるに、其の守兵故なくして砲撃せしかば、黒田清隆を遣して其の罪を問ひ、且つ朝鮮の獨立國を認め、通商條約を締結せしむ。

イ、暴徒起り我公使館を襲撃す。

ロ、我政府又之れを責めて償金を出さる。

(1) 遠

因

二、明治十五年
(壬午)の變

ハ、
〔しめ、我公使館に守兵を置く。
清國も亦兵を京城に派して暗に我
軍隊に當る。〕

三、明治十七年
(甲申)の變

朝鮮には、獨立、事大の二黨ありて相争
ひ、遂に獨立黨は事大黨の首領を殺傷し、
國王を擁して我公使館の援護を請ふ。然
るに清兵事大黨を援けて、獨立黨を破り、
又我公使館を焼き、我が居留民を殺傷す。
政府井上馨を遣して償金を出さしむ。

四、天津條約

又伊藤博文を清國に派し、清の全權大臣
李鴻章と天津に會議せしめ、兩國朝鮮駐
在兵を撤去すること、及び將來朝鮮に出
兵の必要ある時は互に相通知すべしこと
を約す。

(2) 近

因…(清國の違約)

一、
明治二十七年、東學黨の亂起るや、
清國は屬國の亂を鎮むと稱し、天
津條約に背き、壇に兵を朝鮮に出
す。

二、
我國も亦兵を派して公使館及び居
留民を保護す。

三、
我、清國と共に朝鮮の内政改良を
行はしめんさせしに清國は之れに
應ぜざるのみならず、却て我に撤
兵を求め、自國より益多く兵を送
れり。

一〇、明治廿七
八年の役
(日清戦争)

(3) 開

戰

一、豐島沖海戰

清國の軍艦、我に砲火を開く、我れ大に之
れを破る。

二、牙山の役…在韓の我陸兵は、朝鮮王の依頼を受けて、

(4) 戦

况

三、宣戰の詔勅…八月一日下る。

牙山の敵營を抜く。

一、大本營轉進

九月十五日、大本營を廣島に進め、天皇軍事を統督し給ふ。

二、平壤攻撃

同日、陸軍中將野津道貫、平壤を陥れ清兵を朝鮮域外に追ふ。

三、海洋島附近の戦

海軍中將伊東祐亨、清の北洋水師を黃海なる海洋島附近に破る。

四、第一軍

陸軍大將山縣有朋、將さして鴨綠江を渡り、遼東を占領す。

五、第二軍

陸軍大將大山巖、將さして金州半島に上陸し、放順口を略取し、更に威海衛を抜く。

威海衛に潜める清の北洋水師も、我海軍

(4) 結

果

三、北洋水師全滅

に攻撃せられて降伏し、提督丁汝昌は自殺し、南方に向へる別軍は、澎湖島を略取す。

二、下ノ關係約

清國、李鴻章を全權大臣として和を請ふ。我が全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光之れと會見して、平和條約を結ぶ。(明治二十八年四月十七日)。

一、…清國は朝鮮の獨立を承認する…。

二、…償金二億兩を出す…。

三、遼東半島、臺灣諸島、澎湖列島を割讓すること。

四、沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を新に開く…。

二、遼東還附…我政府は露、獨、佛、三國の忠言を納れ、更

一、條約改正

一、明治四年以來、屢談判を試みしが成らず。
 二、同二十七年八月、英國との條約改正成り、つぎて其の他の諸國との間にも成就す。
 三、同三十二年より改正條約を實施し、列強と對等の交際をなす。

三、臺灣討伐

清將劉永福等反抗せしかば、北日川宮能久親王討平し給ふ。

(三千干涉) (に代償三十萬兩を受取る。)

二、北清事變

(1) 原 因
 日清戰役後列強の壓迫激烈の餘、清國人の排外心を激興せしめたり。
 (2) 義 和 團
 明治三十二年、義和團蜂起し、翌年北京に攻入り清國の官兵之れに應じて、列國公使館を攻圍す。
 (3) 結 果
 列國兵を出し、我兵聯合軍の主力となりて、各國公使以下を救ひ清國をして償金謝罪等を約せしめ、翌年九月に至りて漸く局を結ぶ。

三、日英同盟

(1) 第一 回
 一、明治三十五年一月同盟協約をなす。(期限五箇年)
 二、清韓の安全、東洋平和の維持、及び兩國の利益保全を目的とす。
 (2) 第二 回
 明治三十八年協約期に達せんとせるを以て、兩國は更に協約の効力範圍を擴張して、東亞及び印度に及ぼし、期限を十箇年とし全く攻守同盟となす。

一、露の滿州出兵
 露國は、北清事變に乗じ、多くの兵を滿州に出す。

二、露の違約

露國は、日英同盟を懼りて、同年四月以後十八箇月を期して滿州の撤兵を約す、然るに露國は此の約に反し却て益滿州經營の歩を進め、更に韓國を威壓す。

三、日露の交渉
 我國は、自國の防衛と東洋平和との爲め、明治三十六年八月以後、凡十回の交渉を

(2) 戦

况

一、日露國交の斷絶

重ねしも、露國は之れを無視して陸軍備を擴張して我を壓服せんぞす。
明治三十七年二月六日、遂に我國は國交の斷絶を告げ、敵艦を仁川と旅順とに破る。

二、宣

戰：同年二月十日、宣戰の大詔を賜はる。

イ、海軍

東郷司令長官聯合艦隊を率ゐて彼の太平洋艦隊を破り旅順口を封鎖し、海上權を握る。

三、海陸の連絡

ロ、陸軍

大山大將以下の諸將數十萬の兵を率ゐて鴨綠江以下沙河に至る大戰に敵の主力を挫く。

四、旅順口攻落

乃木大將の率ゐたる別軍は、三八年一月一日、旅順口を陥れ、又ここに碇泊せる太平洋艦隊を全滅す。

五、奉天大會戰

三月、諸軍進みて遂に敵軍を北方に追蹙す。

六、日本海々戰

露國、バルチック艦隊を東航せしめしが、五月東郷大將、聯合艦隊を率ゐて、日本海に敵艦隊を全滅す。

七、樺太占領

北方に向へる我別軍は樺太を占領す。
北米合衆國大統領ローズベルト人道と平和との爲めに平和克復の勸告を容れ、兩國全權委員合衆國のホイットマスに會議し、九月に至りて和約成る。

一、露國は我國の韓國に於ける優越權

一四、明治三十七八年の戰役 (日露戰爭)

(3) 結

果

一、媾和

〔を承認すること。〕

二、旅順口、大連地方の露國の租借權を讓ること。

三、長春以南の東清鐵道を我國に讓ること。

四、北緯五十度以南の樺太を割くこと。

五、兩國は滿州より撤兵すること。

二、日英同盟擴張
〔三十八年、同盟更に擴張せられて、十年の攻守同盟成立す。〕

イ大觀艦式

十月、東郷大將聯合艦隊を率ゐて横濱沖に凱旋す。其の二十三日、天皇親臨して觀艦式を舉行し給ふ。

〔十二月、大山大將總指令部

三、諸軍凱旋

〔日大觀兵式〕以下を率ゐて凱旋す。翌年

四月三十日、凱旋紀念大觀兵式を青山に舉行し給ふ。

四、朝鮮總督府

三十八年十二月、日韓協約に基き、韓國に統監府を置き、伊藤博文を統監に任じ、後四十二年六月、副統監曾根荒助之に代る。明治四十三年八月、韓國を帝國に併合し、朝鮮總督を置きて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ

一五、日佛協約
日露協約

(1) 戦後の我國

〔明治維新以來、西洋文明の長所か採りてよく之れを調和し、今や世界の強國露西亞に勝ち、英國との同盟成り、國威益揚りて、一躍世界強國の一となる。〕

(2) 各國の協約

〔明治四十年六月には佛國と、同年七月には露國との協約成り、東洋の平和は益確保にせらる。〕

日本史要解終

日本史要解系譜

目次

神代	一
皇室	一
武内家	六
物部氏	六
蘇我氏	七
藤原氏	七
五攝家	八
平氏	九
源氏	九
源氏と藤原氏との關係	一〇

北條氏	一〇
南朝諸名家	一一
(新田氏、北畠氏、楠木氏、菊池氏)	
足利氏	一一
織田氏	一二
豐臣氏	一二
徳川氏	一三

日本史要解系譜

神代

伊弉諾尊 — 天照大神 — 天忍穗耳尊 — 瓊瓊杵尊 — 彥火火出見尊 — 鸕鷀草葺不合尊 — 神武天皇
 伊弉冉尊 — 素戔嗚尊 — 大國主命 — 五十鈴媛

皇室 (○は天皇◎は女帝を示し傍の數字は御代數を示す)

(1)

○神武^一 — ○綏靖^二 — ○安寧^三 — ○懿德^四

○孝昭^五 — ○孝安^六 — ○孝靈^七 — ○孝元^八

○開化^九 — ○崇神^{一〇} — 武埴川別

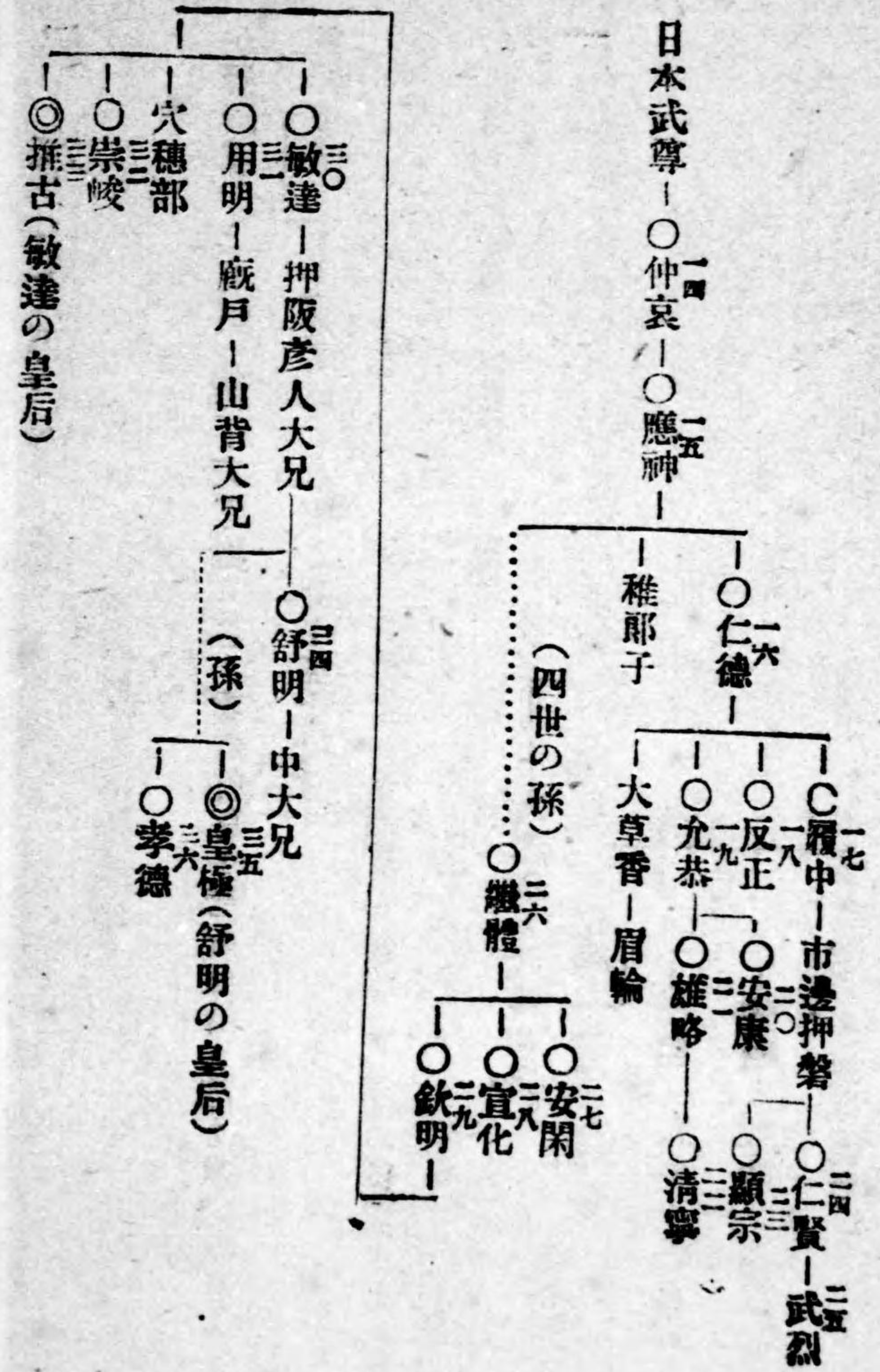
豐城入彥命 (曾孫) …… 御諸別王

○垂仁^{一一} — ○景行^{一二} — ○日本武尊^{一三}

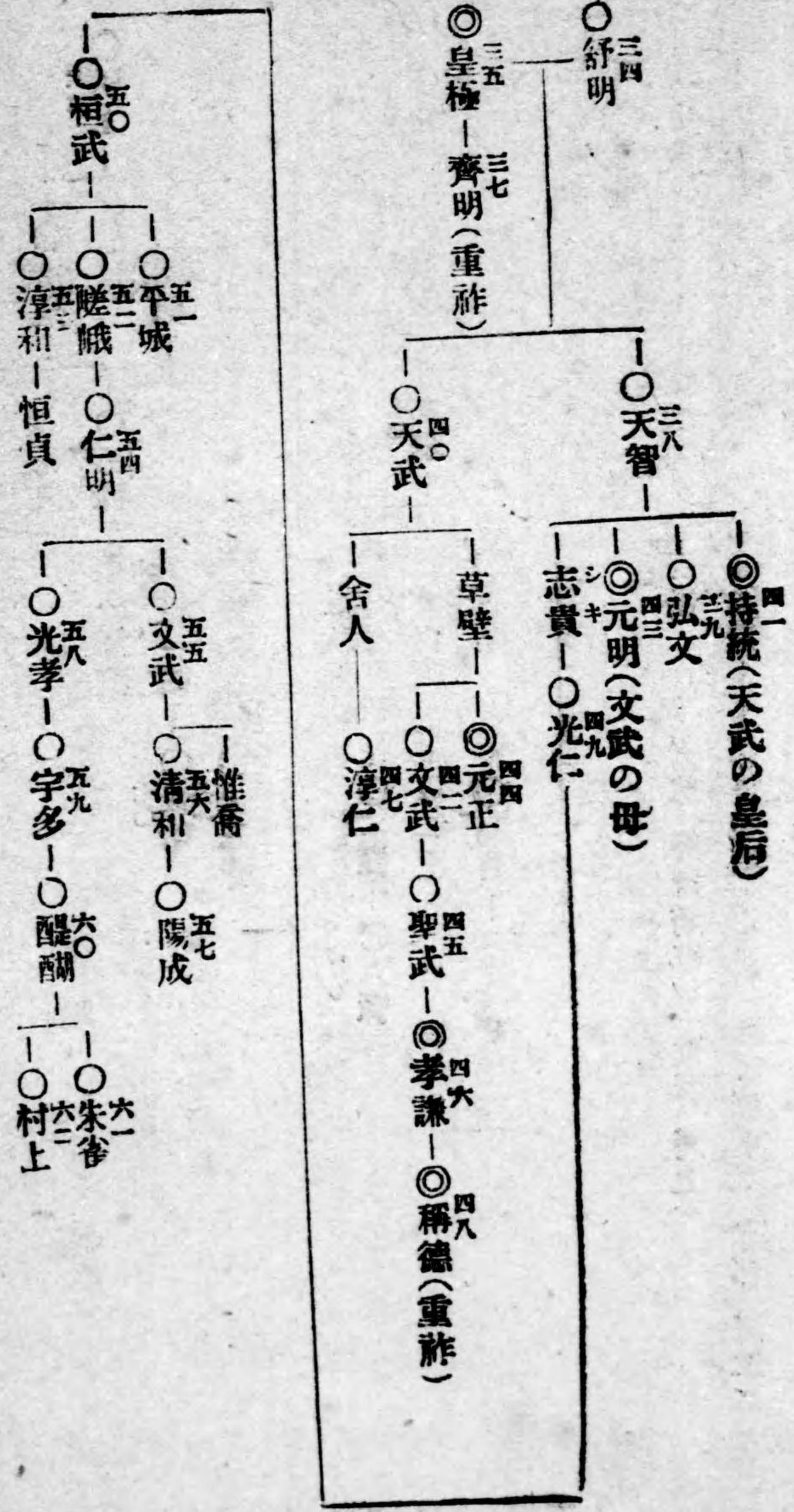
豐楸入姬命 — 倭姬命 — ○成務^{一三}

彥幽^{ヒコイマス} — 丹波道主命

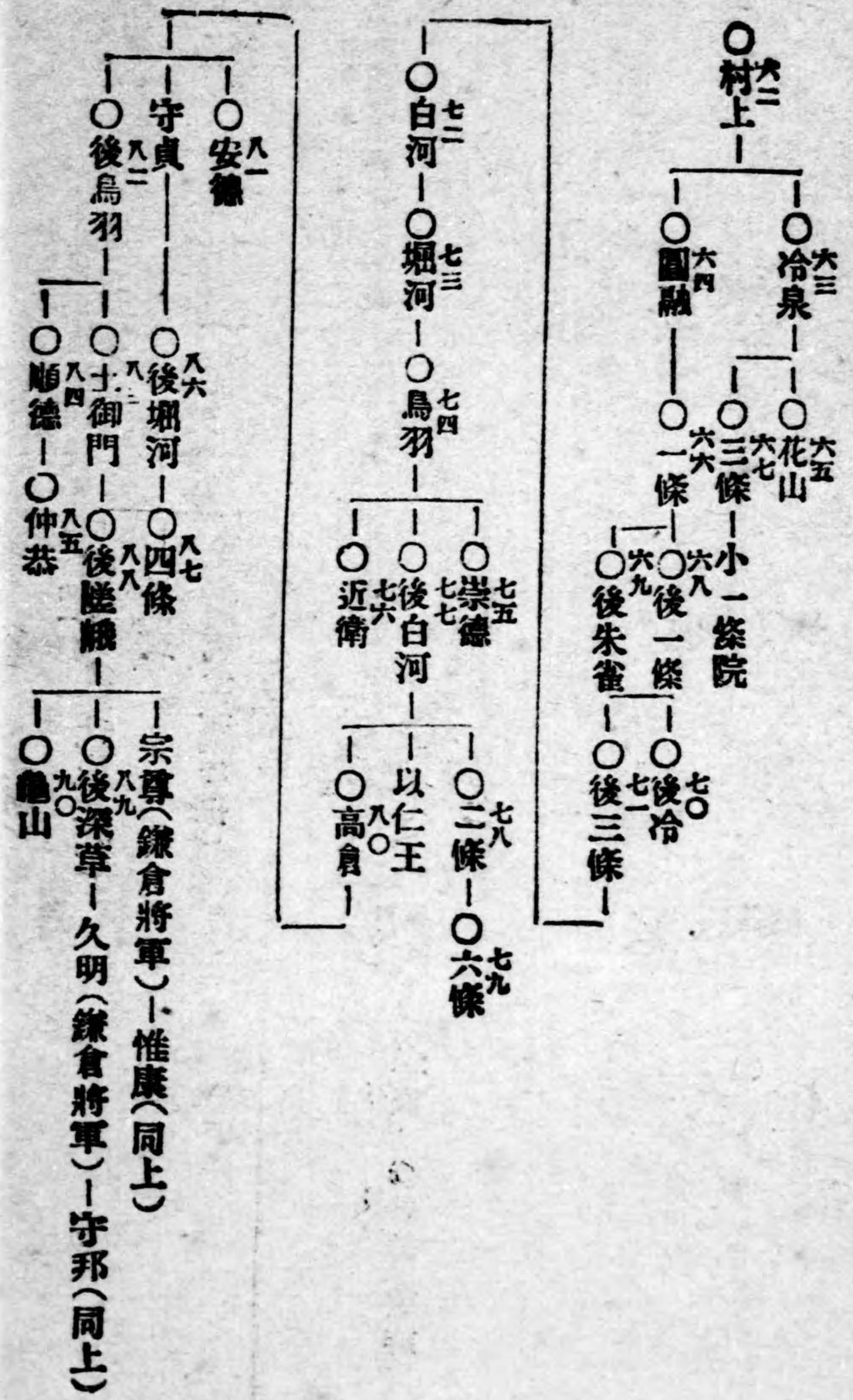
(2)



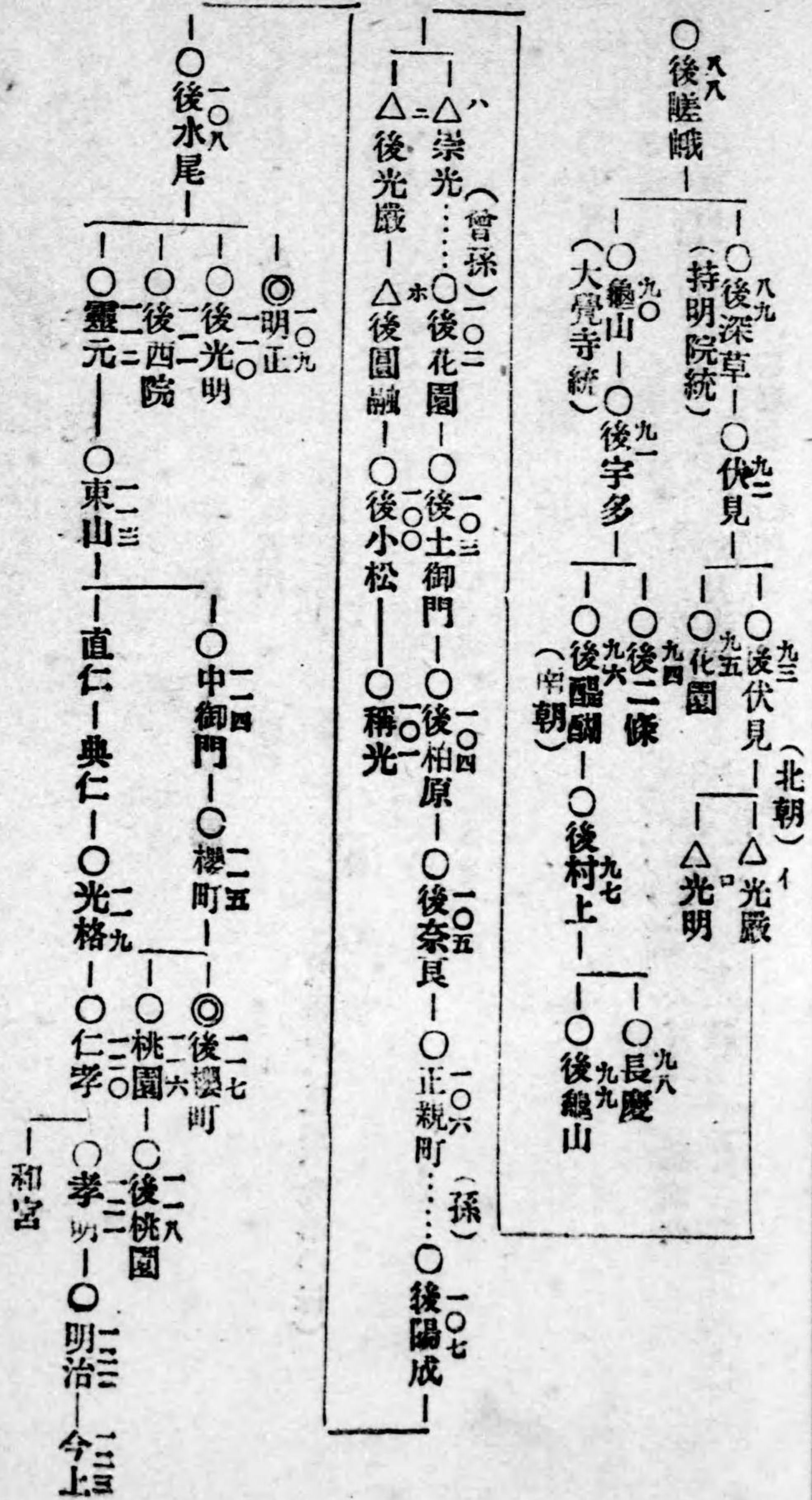
(3)



(4)

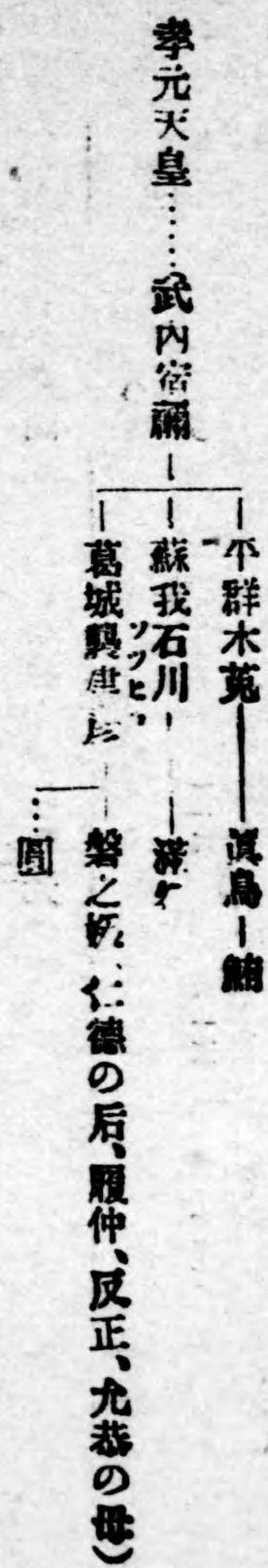


(5)

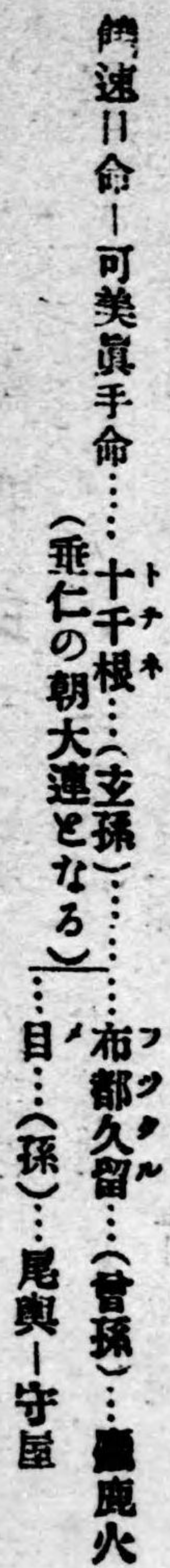


(6)

武内家



物部氏

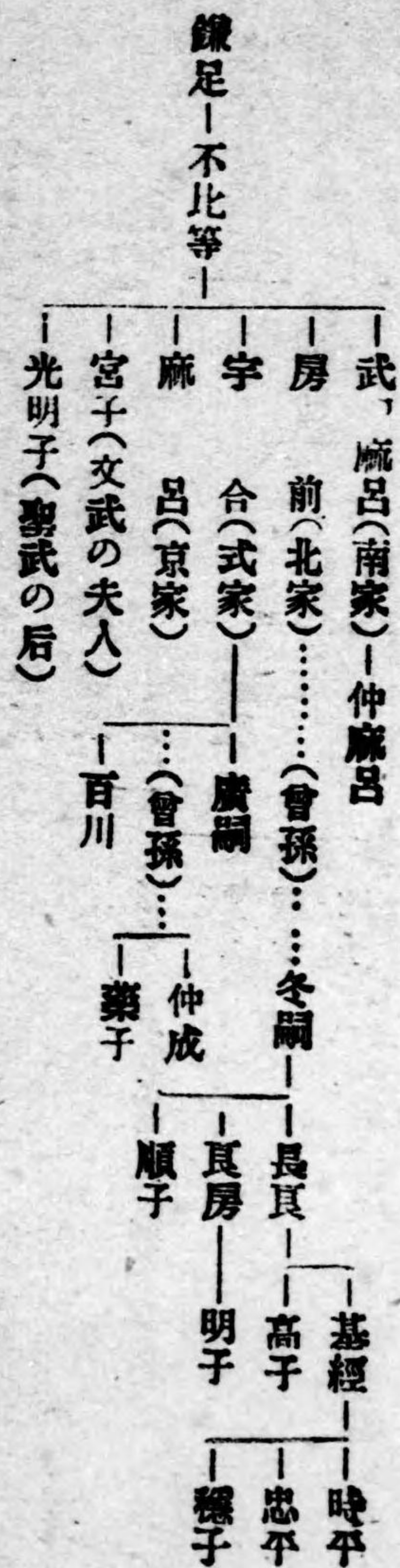


(7)

蘇我氏

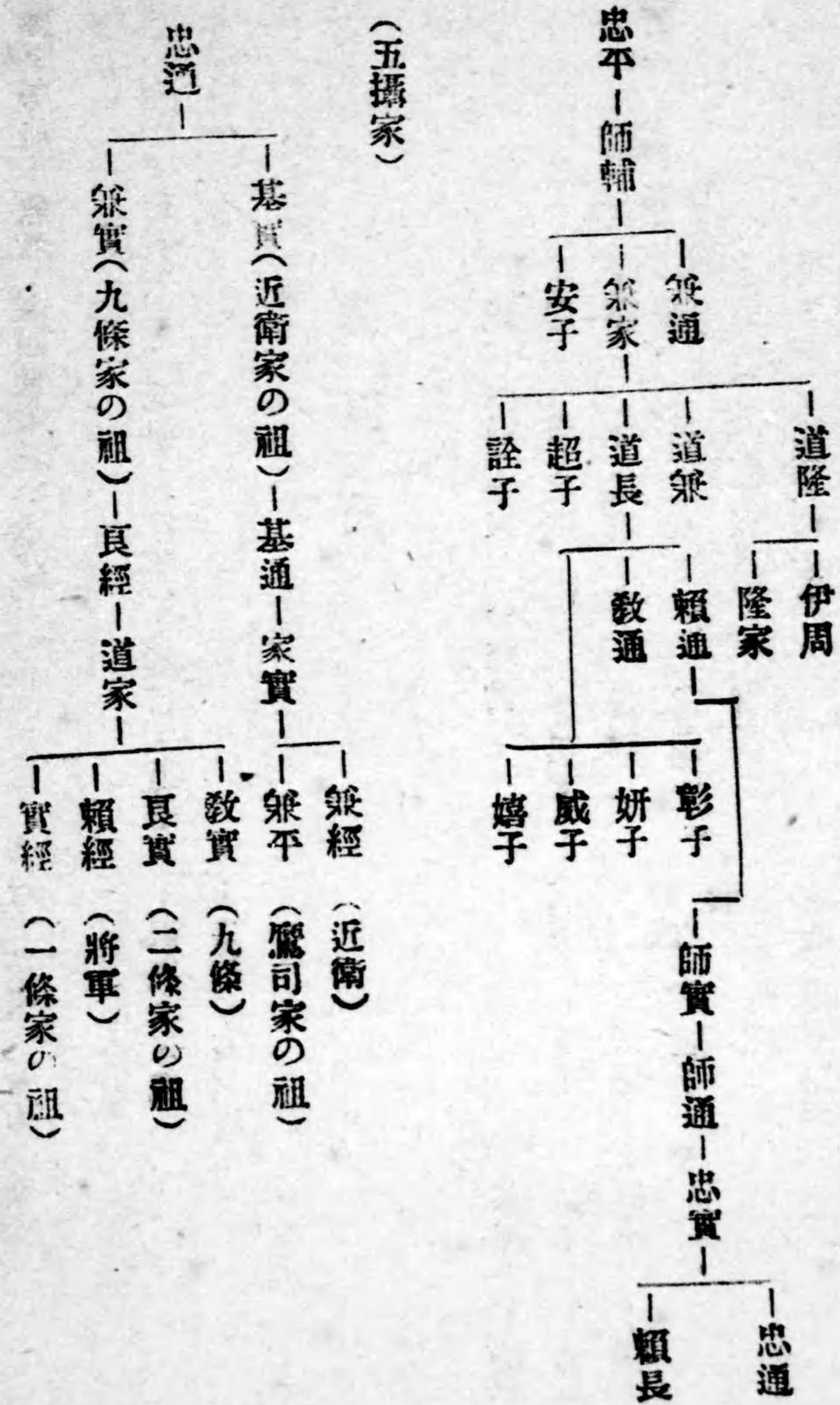


藤原氏



(8)

(五攝家)



(9)

平氏

藤原房前—魚名…(四世の孫)…秀郷(六世の孫)…清衡—基衡—秀衡—泰衡

桓武天皇—葛原親王—

—高見王—平高望—

—國香—貞盛…(四世の孫)—正盛—忠盛—清盛—重盛—維盛

—良將—將門

—忠正

—良文…(孫)…忠常

—建禮門院

源氏

清和天皇—貞純親王—

—源經基—滿仲—

—賴光

—義家—

—義親—爲義—

—義朝

—義賢—義仲—

—義平

—賴信

—義光

—義國

—義重(新田の祖)

—爲朝

—賴朝

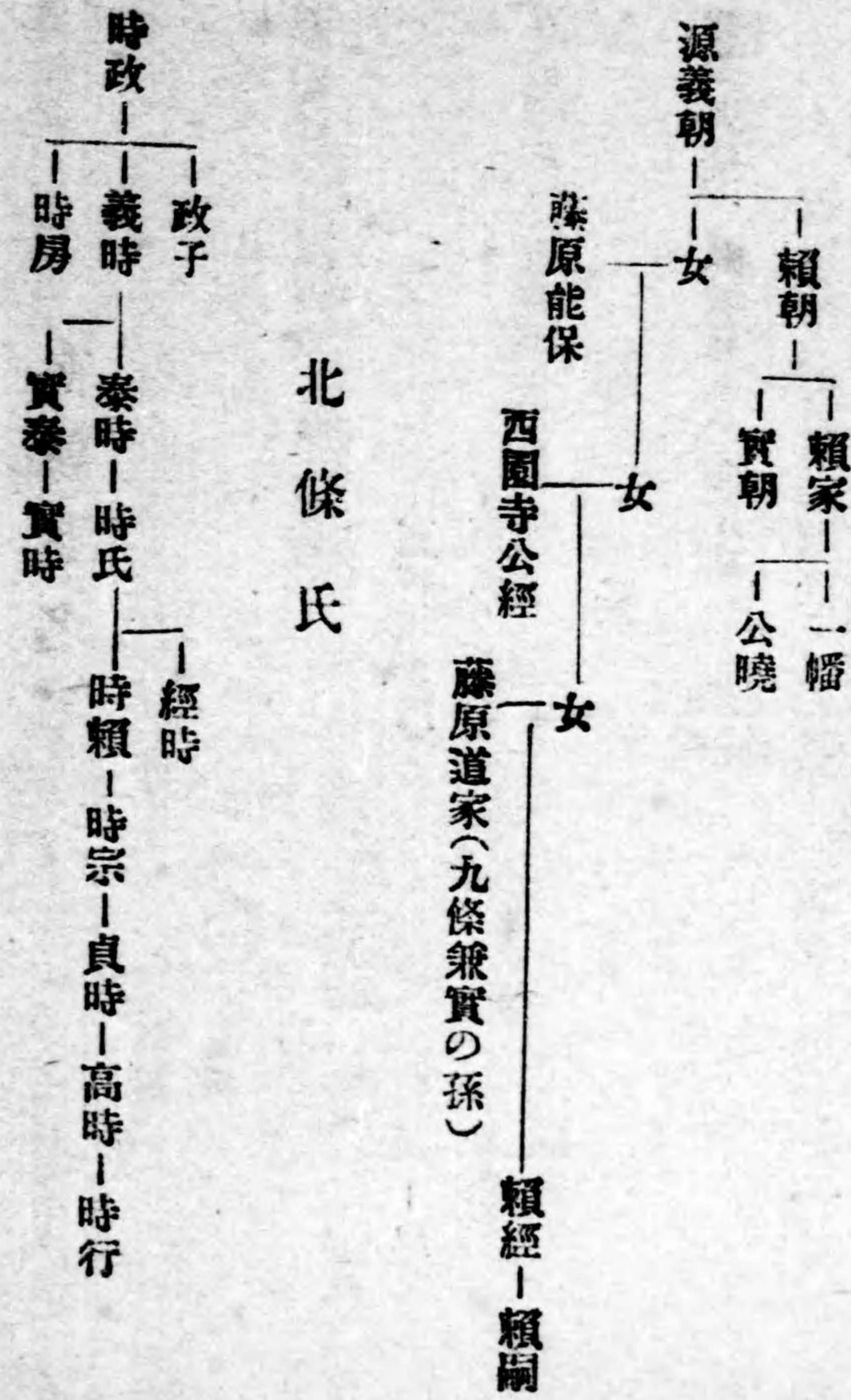
—義經

—義康(足利の祖)

—範賴

源氏と藤原氏との關係

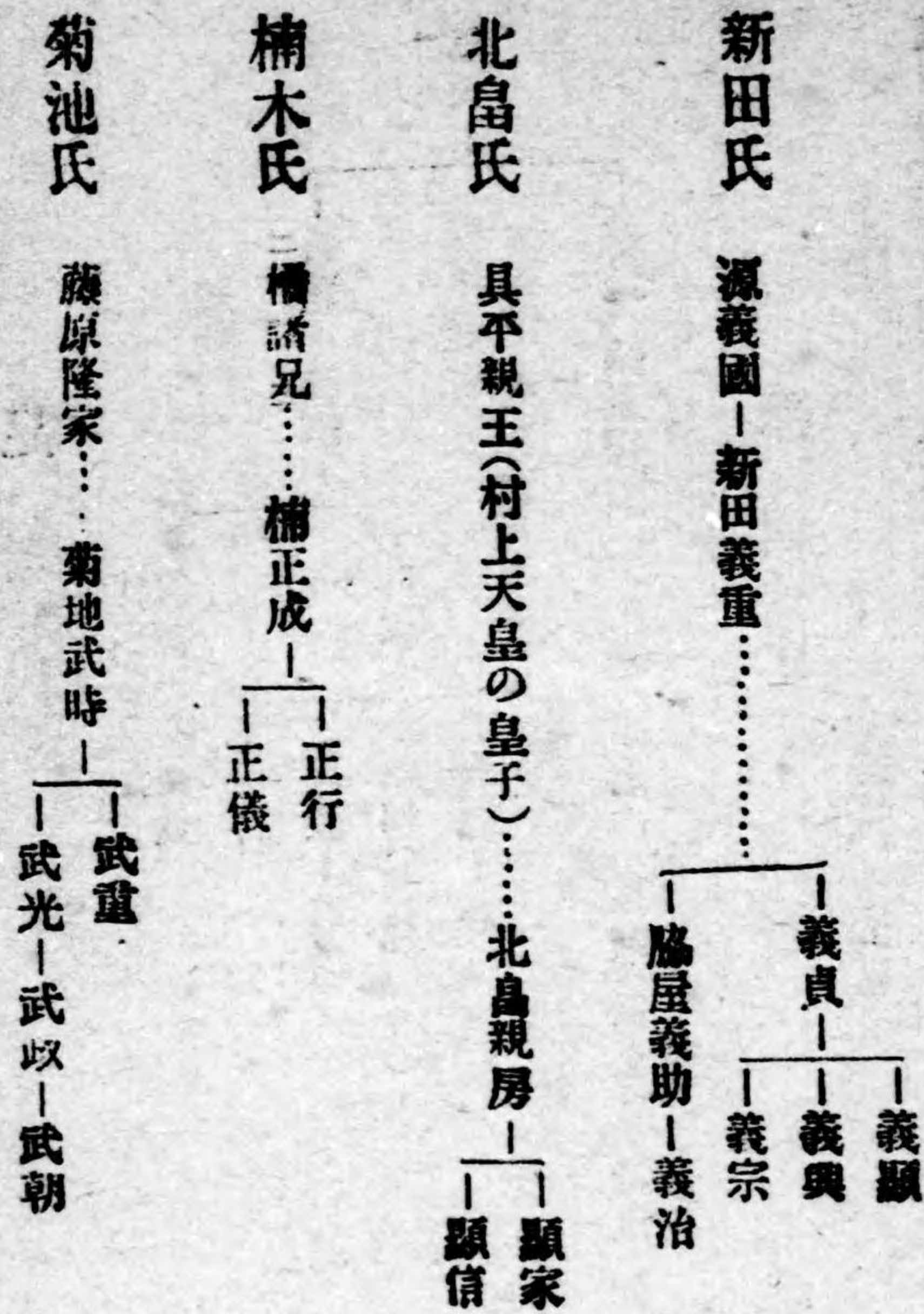
(10)



北條氏

南朝諸名家

(11)



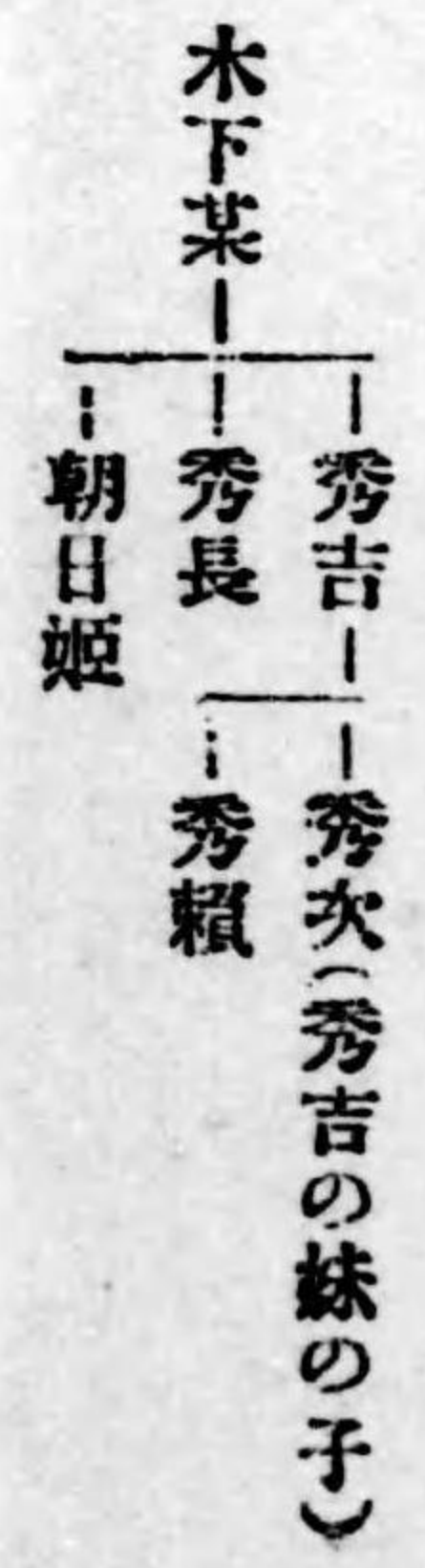
足利氏



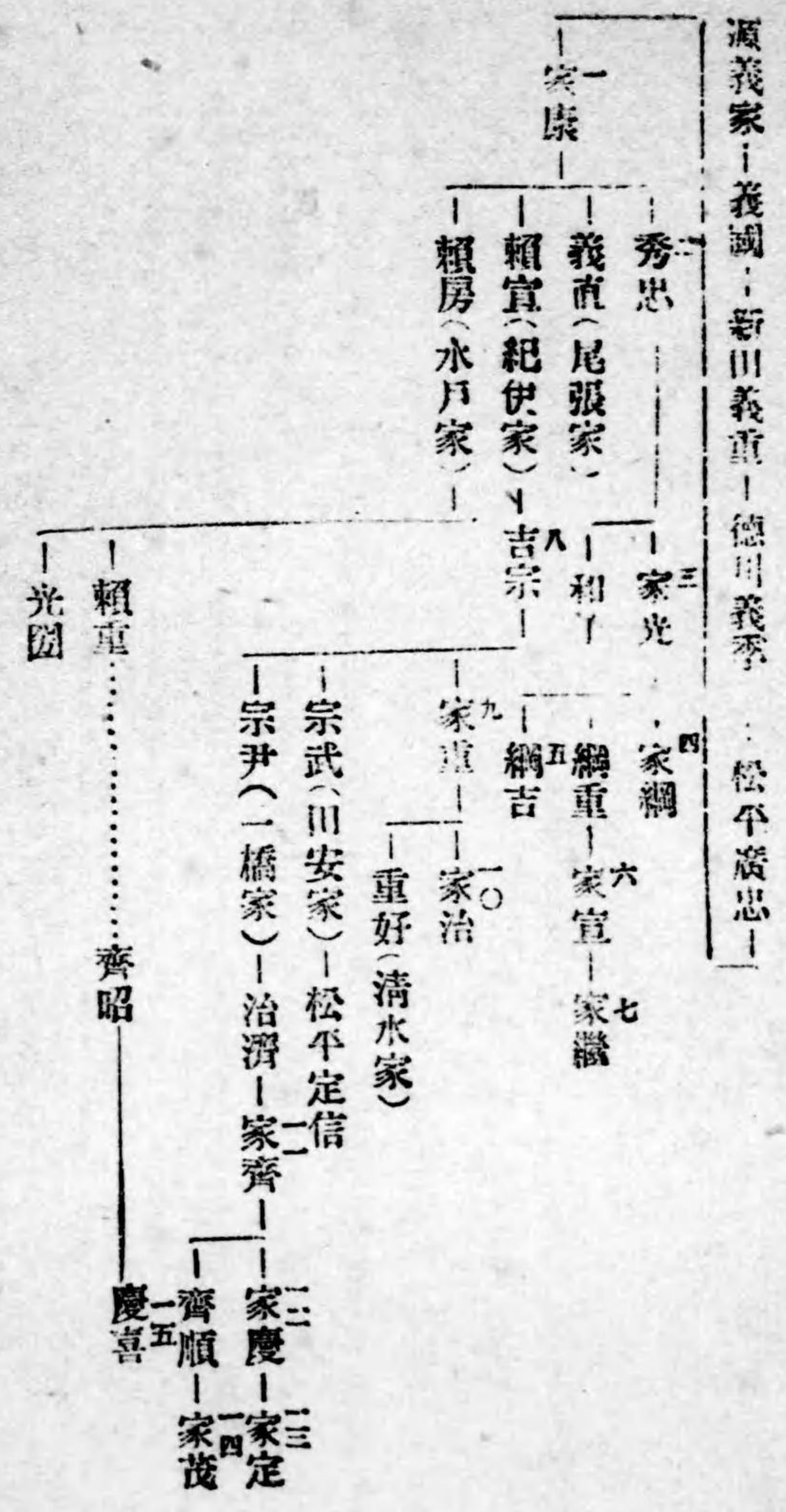
織田氏



豊臣氏



徳川氏



日本史要解附錄

諸官立學校入學試驗問題

目次

一	高等學校	一
二	專門學校	二
三	東京外國語學校	三
四	高等商業學校	三
五	東京高等師範學校	五
六	女子高等師範學校	六
七	海軍兵學校	七
八	海軍機關學校	八

九	東京商船學校	八
一〇	陸軍士官學校	九
一一	陸軍地方幼年學校	一〇
一二	陸軍主計學校	一一
一三	高等工業學校	一一

一、高等學校

明治三十九年度

- 一、徳川幕府の制度を問ふ
- 二、鎌倉に關する事蹟を記せ
- 三、記録所の事項を問ふ

明治四十年度

- 一、廢藩置縣の顛末を述べよ
- 二、征夷大將軍につきて知る所を記せ

明治四十一年度

(イ) 第一高等學校

- 一、大阪冬陣並に夏陣の原因を問ふ
- 二、租、庸、調につきて知る所を記せ
- 三、近藤守重の事蹟を記せ

(ロ) 第二高等學校

- 一、鎌倉幕府の組織を問ふ
- 二、青木昆陽につきて知る所を記せ
- 三、一世一元につきて知る所を記せ

(ハ) 第三高等學校

- 一、徳川幕府の官制を問ふ
- 二、朝鮮甲申(明治十七年)の變に就きて知る所を記せ

(ニ) 第四高等學校

- 一、維新の原因を述べよ
- 二、次の事項につきて知る所を記せ

(イ) 班田收授 (ロ) 朱印給

(ハ) 徳政

(ホ) 五高等學校

一、弘安の役に就て記せ

二、五條の御誓文につき知る所を記せ

三、北畠親房につき知る所を記せ

(ヘ) 第六高等學校

一、後北條氏の興亡

二、徳川齊昭に就きて知れる所を記せ

(ト) 第七高等學校

一、支倉常長につき知る所を記せ

二、貞永式目につき知る所を記せ

(チ) 第八高等學校

一、徳川幕府が鎖國政策をさるに至りし次第を

述べよ

二、日本府につき知る所を記せ

三、駿府につき知る所を記せ

明治四十二年度

(イ) 第一、二、三、四、五、六
及八高等學校

一、安政五年外國條約締結の由來を記せ

二、次の各項につき知る所を記せ

(イ) 平壤 (ロ) 倭寇

(ロ) 第七高等學校造士館

一、我國蘭學の由來を記せ

二、専門學校

明治三十九年度

(3)

一、徳川幕府の組織

二、左の諸項につき知る所を記すべし

1 小牧山 2 渡邊華山

明治四十年度

一、我國上古のウツテ、カバネに就きて略説せよ

二、参勤交代に就きて知れる所を述べよ

三、小野妹子につき知る所を述べよ

明治四十一年度

一、徳川幕府の中央官制

二、我大化元年(皇紀一六〇五)は回教西洋紀元の幾年に當るや

三、左の語を略解せよ

(イ) 段錢 (ロ) 勘合簿

明治四十二年度

一、大化の改新

二、徳川吉宗の治績

三、藤原兼實

三、東京外國語學校

明治四十年度

一、オランダ人及びイスパニヤ人が臺灣を占領せし年代并に其城を築きし地

明治四十一年度

一、承久の亂

明治四十二年度

一、杉田玄白につき知る所を記せ

四、高等商業學校

明治三十九年度

(4)

山口高等商業學校

- 一、足利氏の末葉より開國前迄の外國通商の大要を述べよ
- 二、葛飾北齋に就きて知れる所を記るせ
- 三、租、庸、調を説明せよ

明治四十年度

(イ) 東京高等商業學校

- 一、慶長年間(紀元二千二百五十六年—紀元二千二百七十四年)に於ける日本の國狀を述べよ
- 二、藤原兼實の事蹟を述べよ

(ロ) 神戸高等商業學校豫科第一部

- 一、王朝末に於ける武權勃興の主なる原因を説

明すべし

二、下の諸項に説明を與へよ

a 本地垂跡 b 徳政 c 莊園

(ハ) 山口高等商業學校

- 一、日清戦争の原因如何
- 二、原田孫七郎に就きて歴史上著しきことを書

明治四十一年度

山口高等商業學校

- 一、江戸幕府制度
- 二、大内義興に就きて知れる所を略述せよ

明治四十二年度

(イ) 神戸高等商業學校

- 一、寛永年間に起りし本邦鎖國の由來を説明せ

(イ) 高向玄理 (ロ) 日野資朝

(ハ) 板倉勝重

明治四十年度

- 一、上古に於ける大臣家及大連家の盛衰
- 二、建武中興の成敗
- 三、神奈川條約の大要及び其の訂結の由來
- 四、左の稱呼の説明

イ、御朱印船 ロ、國分寺

明治四十一年度

- 一、雄略天皇の御事蹟
- 二、武士の興起
- 三、足利持氏の亂
- 四、左の人々の事蹟

(5)

二、左の二項を説明せよ

イ、貞永式目 ロ、三浦安針の事蹟

(ロ) 山口高等商業學校

一、中臣鎌足

五、東京高等師範學校

(豫科)

明治三十九年度

- 一、奈良時代に於ける皇位繼承に関する事蹟
- 二、鎌倉時代に新に興りたる宗教
- 三、嘉吉の亂
- 四、左の人々の事蹟

(6)

- (イ) 藤原忠通
- (ロ) 菊地武朝
- (ハ) 水野忠邦

明治四十二年度

- 一、左の各地に關する顯著なる事蹟
 - (イ) 難波
 - (ロ) 膽澤
 - (ハ) 安土
- 二、室町幕府時代に於ける外交の概要
- 三、寛政の治
- 四、左の人々の事業
 - (イ) 蘇我滿智
 - (ロ) 太安麻呂
 - (ハ) 伊能忠教

六、女子高等師範學校

(專修科) (地理歴史科)

(國語體操科)

- 一、奈良朝時代に於ける歴史并に地誌の撰脩につきて記せ
- 二、左記の人々の事蹟の概略を問ふ
 - 松平定信
 - 紀貫之
 - 徳川光圀

七、海軍兵學校

明治三十九年度

- 一、徳川時代に於ける我が國と和蘭、露西亞及び亞米利加之關係を述べよ
- 二、我國に於ける佛教、我國と三韓との關係、千島樺太の交換、日清天津條約に就きて知る所を述べよ

- 一、建武中興事業の成立并に其の廢頽の次第を述べよ
- 二、左記の地名并に人名につきて知れる所を記せ
 - 安土 島原 衣川 猿島 種子島
 - 阿倍比羅夫 水野忠邦 林子平
 - 北條早雲 新井白石
- 三、左記の事實の年代を問ふ(價し紀元何年と答ふべし)
 - 蘇我氏の滅亡 奈良奠都
 - 南北朝の合一 豊臣秀吉の天下一統
- 四、日露兩國間のポーツマス講和條約の要項を記せ

明治四十年年度

- 一、豊臣秀吉朝鮮征伐の失敗は何に源因する
- 二、鎌倉時代に於ける朝廷と幕府との關係を問ふ
- 三、一八五九年の天津條約とは何ぞや
- 四、御朱印船に就て知る所を略記せよ
- 五、次の地方に於ける歴史上著名なる事蹟を擧げよ
 - 平壤 馬關

明治四十一年年度

- 一、大化の改新を略記せよ
- 二、室町幕府時代に於ける外國貿易の狀況を問ふ

明治四十二年年度

- 一、徳川時代に於ける我が國と和蘭、露西亞及び亞米利加之關係を述べよ
- 二、我國に於ける佛教、我國と三韓との關係、千島樺太の交換、日清天津條約に就きて知る所を述べよ

(7)

三、院政に就きて知る所を記せよ

八、海軍機關學校

明治三十九年度

- 一、我邦の政權を掌握したる諸氏は誰々なるか又其政權を執りたる大凡の年限を問ふ
- 二、本邦に於て始めて公然年號を建てしは何天皇の時代なるか、又其最初の年號の名を問ふ

明治四十年度

- 一、賴朝の開ける幕府の組織を述べよ
- 二、御朱印船とは如何
- 三、明治十八年に締結せられたる天津條約に就きて知る所を記せよ

(8)

明治四十一年度

- 一、左の諸項に就きて知る所を記せ
 - (イ) 倭寇
 - (ハ) 參勤交替
 - (ホ) 莊園
- 二、德川氏の時代に於ける大名の種類及び諸大名配置の方針を問ふ

明治四十二年度

一、我邦政治の變遷の大要を記せ

九、東京商船學校

明治三十九年度

- 一、堀河の朝、後白河の朝、二條の朝に如何なる亂ありしや、其時代の工藝及び交通業の上

に記すべきものありや

(イ) 無試験入學者撰抜試験

一、德川幕府及び維新學制の沿革

明治四十年度

(ロ) 豫備試験

一、次の人々の事蹟を問ふ

(イ) 吉田兼好

(ロ) 細川幽齋

(ハ) 宮崎安貞

明治四十二年度

(明治四十一年十二月無試験) 入學志願者選抜試験

- 二、始めて我國に來りし白人種は何々國人なりしか而して夫れ等の顛末を略記せよ

(明治四十二年五月無試験) 入學志願者選抜試験

二、左の項に就て説明せよ

イ、檢非違使 ロ、天保の改革

明治四十年度

一、左の項に就きて説明せよ

イ、室町幕府の職制 ロ、伏見鳥羽の戰

ハ、支倉常長の事蹟

明治四十一年度

(9)

(10)

一、左の各項に就きて説明せよ

(イ) 日蓮の事蹟 (ロ) 小牧の戦

(ハ) 徳川幕府の京都所司代

明治四十二年度

一、左の各項に就きて説明せよ

(イ) 徳川幕府初世に於ける對諸侯策

(ロ) 藏人所 (ハ) 近藤守重(重藏)

一一、陸軍地方幼年學校

明治三十九年度

一、左の項に就て記述すべし

(一) 稚耶子、(二) 保元の亂

(三) 犬公方

二、左の各地の所在縣名を擧げ歴史上著名なる

事項を記せ

三形ヶ原(三方ヶ原) 屋島

賤ヶ嶽 太宰府

一、左の項に就て記述せよ

(イ) 阿部仲麻呂の事蹟

(ロ) 前九年の役

(ハ) 赤穂義士

明治四十一年度

二、左の各地の歴史上著名なる事項を記せ

浦賀 會津 博多

船上山 宇治

明治四十二年度

(11)

一、左の各項に就きて説明せよ

(イ) 尹久の亂

(ロ) 耶蘇教が我が邦に傳來してより禁絶せ

らるるに至るまでの變遷

(ハ) 徳川吉宗の治績

二、左の各地の歴史上著名なる事項を記せ

種子島 嚴島 金崎

小田原 多賀城

一一、陸軍主計學校

明治四十二年度

一、左の事項を略述せよ

(イ) 鎌倉、徳川兩時代の士風

(ロ) 徳川氏の鎖國政策を採りし始末

一一、高等工業學校

明治三十九年度

名古屋高等工業學校

一、左の事項につきて知る所を畧記せよ

徳川光圀 五攝家

明治四十一年度

一、足利時代の我國外交の概況を記せ

明治四十二年度

一、徳川家康の施政の概畧を記せ

二、檢非違使につきて知る所を記せ